

799

42

一九三九年タイ國政治經濟情勢

三井タイ室調査部編



0000411001

0000411-001

799-42

タイ國政治經濟情勢

タイ室東京事務局・編

タイ室東京事務局

1939-1942年

昭和15-18

AAB

參考資料(第七十五編)

一九三九年タイ國政治經濟情勢

三井タイ室調查部

三井物産株式會社
タイ支店
調査部
一九三九年
三月

176



參考資料第七十五編

九三九年夕イ國政治經濟情勢

三井夕イ室調查部



序

一九三九年秋歐洲に勃發せる戰爭は、之を契機として世界の相貌を一變せしめんとしてゐる。然も參加各國の經濟的存立は根底から危くされ、ともすれば、再びアルゲマイネ・クリーゲの危機にさらされんとしてゐる。

而して各國の經濟政策は好むと好まざるとに拘らず何れも國家主義化し、この傾向の樞軸として選ばれた手段は、軍需資源の獲得を合理化せんとする植民地資源の再分割に外ならない。かゝる情勢の下に残されし最大の原料資源の供給地域として、又消費市場としての南洋は今や各國の目標たらしめてゐる。従つて近き將來歐洲列強が南洋各地に於て爭鬪戦を演ずることは必然であり、又その抗爭より生ずる危険信號は刻々と示されてゐる。

而して東南の眞珠として波碧き南海に面せる新興タイ國は、永き世紀の平和の夢からゆり起され、國家も國民もこの情勢に對處して等しく軍國化の一色に塗りつぶされんとし、最近の報道によれば更に新鋭なる軍備が擴充されんとしてゐる。タイがこの情勢に處して如何なる道を進まんとするか、少くとも一九三九年下半年期以後に於けるタイの諸情勢はかゝる動向を示すに充分であり、吾人の又等しく注目する處である。

又かゝるタイの動向は同じ東洋に位する日本としては深き關心を拂はねばならぬところでもある。友邦タイがかゝる複

雑なる歐洲情勢に對處しよく獨立を保持し、而して一層強國への發展とは日本の等しく願望する處である。又日本が新亞細亞の建設戰に於て、將來一層の發展をなさんとする場合、タイはなくてはならぬ友好的連鎖に於ける絶對的存在である。従つてかゝる立場より昨年度に於けるタイの動向を調査し闡明することは現下最も必要な事であると思ふ。

此處に於て本書を廣く江湖に送る事は今後の日タイ關係發展の基礎的資料として若干の寄與をなすに足ると信ずる次第である。

昭和十五年早春

三井タイ室々長

宮原武雄識

例言

一、本資料は一九三九年度に於けるタイ國諸般の情勢に關する資料を廣く蒐集し、之を綜合整理せしものであります。

一、本調査の基礎的資料は、昨年度に於ける當室蒐集の情報を主とし、之に加ふるに南洋關係各種雜誌に掲載されつゝありしものを補充したものであります。之等の資料の出所に關しては此場合煩を避ける意味に於て省略いたしましたから御諒承の程願ます。

一、尙本資料の綜合整理は當室員長部一郎が擔當いたしました。

目次

一、序

政治

一 般

攝政チャオ・ピヤ・ヨマラト氏の死去と後任(一月二日)……………一
 國民議會現ルアン・ビブン内閣を信任す(一月二日)……………二
 盤谷市長辭職す(一月十五日)……………三
 タイ皇帝アナンド・マヒドン陛下再び渡歐さる(一月十六日)……………四
 タイ反政府陰謀發覺す(一月二十七日)……………六
 首相毒殺の陰謀(一月二十八日)……………七
 チャイナート殿下連行せらる(二月一日)……………八
 皇族御手當の支給停止か(二月一日)……………八
 ラマ七世の御聲明(二月二日)……………九
 新裁判所法案議會通過の経緯(二月三日)……………九
 革命陰謀書類發見さる(二月十三日)……………一〇
 復辟騒動と政府(二月十七日)……………一一
 盤谷市々政改善計畫(二月二十八日)……………一三
 タイ幼帝英國に御留學か(二月二十八日)……………一三
 攝政後任に就て(二月二十九日)……………一三
 在大連のタイ國商務官(三月十七日)……………一三

目次

タイ外相の演説(三月二十一日)……………一三
 革命記念日の記念式典行事(四月十二日)……………一六
 條約改訂記念碑(四月十二日)……………一七
 六月廿四日を國祭日と定む(四月二十七日)……………一八
 衛生統計(四月二十七日)……………一八
 幼帝其後の消息(五月三日)……………一八
 一〇〇キロワット放送機購入と海外視察員(五月十一日)……………一八
 盤谷市に於ける蚊防退運動(五月十五日)……………一九
 保健局經過報告(五月二十五日)……………一九
 タイ國に改名(五月二十六日)……………一九
 タイ國に改名(五月二十五日)……………一九
 タイオーストラリア協定を結ぶ(五月二十八日)……………一九
 閣議は一週參回に決定(六月四日)……………二〇
 保健衛生の立場から淨水池建設(六月六日)……………二〇
 官吏最低俸給二四銖とならん(六月七日)……………二〇
 條約改正記念塔建立(六月八日)……………二〇
 萬國自動車競争大會タイ國に開催(六月十二日)……………二〇
 タイ國大學の新聞講座廢止す(六月十四日)……………二一
 議會議長及副議長選舉(六月二十八日)……………二一
 S・C紙タイ・クロニクルと改稱(七月三日)……………二一
 タイとタイ國の稱號に就て(七月四日)……………二一
 四月の出入國者數(七月五日)……………二一
 タイ國外務大臣辭任す(七月十三日)……………二一
 政治犯人刑務所(七月二十二日)……………二一

五

榮養食の奨励(八月三日).....六七
 警察力擴充三ヶ年計畫(八月十三日).....七三
 放送局新設(八月十五日).....七五
 特別議會は消滅(八月十六日).....七五
 盤谷市に大火災(八月十六日).....七六
 タイ國一九三八年中間推定人口(九月三日).....八二
 ビン首相の時局談(九月八日).....八四
 交戰國船舶の無電裝置封印(九月二十五日).....九一
 ビン首相の時局談(十月九日).....九二
 盤谷世界自轉車競争中止(十月九日).....九五
 本年五月中出入國者統計(十月九日).....九六
 飛行場建設費獻金(十月十一日).....九七
 革命分子判決(十月十一日).....九七
 人民代表議會終了(十月十四日).....九八
 首相と新聞記者團の會見談(十月十五日).....九八
 ドンブリー市の人口(十月二十日).....一〇一
 八皇帝の記念像建立計畫(十一月四日).....一〇三
 新聞紙復活と創刊(十二月二日).....一一五
 放送短長變更(十二月二日).....一二五
 特別公判判決(十二月三日).....一二六
 タイ國人口毎年五〇萬以上の増加(十二月七日).....一二七
 首相時局談(十二月九日).....一三八

法律

齒科醫の登録制採用(一月六日).....二
 護謨割當新法案議會通過(一月十二日).....三
 タイ入國移民割當制の實施(二月一日).....八
 新裁判所法案議會通過の経緯(二月三日).....九
 移民割當制を採用か(二月十日).....一〇
 暴利取締令(二月二十四日).....一二
 新法令に依る煙草、鹽の増收(三月十六日).....一〇
 林業法議會を通過す(三月十七日).....一一
 議會に上程の二法案と華僑(三月十七日).....一二
 液體燃料法案(三月二十日).....一三
 原産國名を虚偽申告せる商品の輸入並販賣取締法案に對して
 帝國申入れを行ふ(三月二十二日).....一三
 タイ船舶取締規則に就て(四月十五日).....一六
 新舊法案による國稅一覽表(四月二十八日).....一五
 稅關に於ける見本品通關新事例(七月十二日).....一九
 石油統制法實施さる(七月十五日).....二〇
 燃料統制取締令實施さる(七月二十五日).....二五
 漁業權はタイ國民のみに(八月一日).....二六
 關稅收入並關稅法改正概略(八月五日).....二九
 盤谷・ドンブリー兩市の販賣價格統制開始(九月六日).....三三
 金準備強化と準備法の改正(九月十三日).....三六

防空條例並告示發布(九月十五日).....八六
 暴利取締令發動(九月十八日).....八七
 佛曆二四八二年外國貨幣輸入禁止法(九月二十二日).....八九
 タイ國入國法(九月二十七日).....九一
 新漁業法公布さる(十月五日).....九四
 タイ國船舶法の實施(十月十日).....九七
 輸出入統制法實施(十二月五日).....一二七
 暴利取締令再發動(十二月二十六日).....一二三

財政

タイ財政狀況(一月二日).....二
 タイの新關稅は邦品に大打撃(一月十九日).....五
 入頭稅廢止に就て(一月二十日).....五
 脫稅外人追放か(一月三十日).....七
 自動車稅半減(三月一日).....一四
 稅制の改革に依る歳入に就て(三月三日).....一五
 政府稅制改革に就てコンミュニケを發表(三月四日).....一六
 タイの娛樂稅の新設(三月九日).....一七
 輸入關稅引上と物價騰貴(三月十日).....一七
 トランプを政府の專賣に(三月十四日).....一八
 外人登録稅(三月十五日).....一九
 タイ國通貨發行の準備高の比較(三月十五日).....一九
 看板稅の實施(三月十五日).....二〇

新法令に依る煙草、鹽の増收(三月十六日).....二〇
 本年度前半期の豫算案(三月二十日).....二三
 佛曆二四七八年歲計決算に依る官營事業成績(四月一日).....二三
 新タクシー法(四月四日).....二四
 佛曆二四七八年歲計決算に依る負債償還資金及豫備金(四月
 六日).....二五
 佛曆二四七八年歲計決算(四月十二日).....二七
 タイ外務省秘密協定及外債を否定す(四月十三日).....二七
 外人登録料金の改正(四月二十日).....三〇
 内債發行計畫(四月二十四日).....三一
 富藏發行と國庫歳入の増加(四月二十六日).....三三
 新舊法案に依る國稅一覽表(四月二十八日).....三三
 觀覽稅近く實施せん(五月二十日).....四〇
 外人登録更新(六月九日).....四八
 紙幣流通高(六月二十六日).....五五
 金準備保有(七月十日).....五九
 タイ國の銀貨賣却と金準備構成(七月二十二日).....六二
 佛曆二四八二—八三年度豫算案上程(八月二日).....六七
 關稅收入並に關稅法改正概略(八月五日).....六九
 佛曆二四九一年の實行豫算決算概要(八月七日).....七〇
 マコーン河に稅關設立(八月十日).....七一
 米及ゴムの輸出稅賦標準公定値段(八月十二日).....七二
 六ヶ年間の特別支出額一億餘(八月十三日).....七三

タイ國代議士の歳費増加(八月十四日).....七五
 工業企業に對する政府補助資金貸付開始(八月二十日).....七六
 國庫準備金塊到着(八月二十日).....七六
 紙幣發行高及準備高(八月二十一日).....七八
 在外準備金の米貨保有(八月二十一日).....七八
 地金並米弗購入(八月二十九日).....八一
 佛曆二四八一年度關稅收入(八月三十日).....八三
 來年度の港灣改良費(九月一日).....八三
 第二次金塊盤谷に送付さる(九月八日).....八三
 金準備強化と準備法の改正(九月十三日).....八六
 タイ國鐵道の收支(十月三日).....九四
 刑務所の收入(十一月十五日).....一二

國防、教育

皇帝陛下陸軍病院開院式に臨幸(一月九日).....二
 皇帝青訓兵を閲兵さる(一月九日).....二
 タイ陸軍總指揮官更迭(一月十一日).....三
 チェンマイ士官學校閉鎖か(二月四日).....九
 潜水艦建造計畫(二月二十四日).....一三
 タイ國語教育を指令す(四月十六日).....一九
 新艦の要目(四月二十七日).....二四
 潜水學校計畫及海軍兵學校新築工事(四月二十九日).....二六
 海軍新根據地計畫と海軍部局の移轉(五月十日).....二七

盤谷日本語學校(五月十三日).....三八
 第二次建艦計畫に着手(五月十四日).....三九
 學校教育に關する二、三の統計(六月一日).....四二
 タイ海軍を氣にする關印(六月五日).....四三
 軍區の改正(六月六日).....四四
 タイ防空を強化す(六月七日).....四六
 無教育官吏の淘汰を劃す(六月九日).....四七
 文部省青少年取締に乘出す(六月九日).....四八
 國防省大量醫師養成を企畫す(六月十一日).....四八
 滿期兵は新軍備整備を俟ち再訓練(六月十二日).....五〇
 新艦命名(六月二十八日).....五五
 次年度教育費(六月二十八日).....五六
 農業學校新設(七月一日).....五六
 地方學校教員に對して講習會開催(七月五日).....五七
 學生制服の制定(七月十一日).....六〇
 ユワチョン及ユワナリス運動に就て(七月十七日).....六〇
 小學校教育の普及(八月五日).....六九
 新艦竣工(八月十八日).....七六
 タイ海軍造船所擴充案(八月二十三日).....七九
 スパメ團所産財産少年團に移管案(十月二十日).....一〇一
 豫備兵短期訓練に召集さる(十月二十五日).....一〇三
 海軍給油艦を燃料局に移管(十一月五日).....一〇六
 海外留學生統計(十一月七日).....一〇七

日本・支那關係

小學校教員採用(十一月十日).....一〇
 術科大學新設計畫(十二月二日).....二五
 全國學校生徒教師統計(十二月二十日).....二二
 ロブリーに大學新設(十二月二十六日).....三三
 タイへ親善訪問飛行(一月七日).....三五
 タイの新關稅は邦品に大打撃(一月十九日).....三五
 初の日タイ航空便(一月二十日).....三五
 タイの皇帝令甥來朝さる(一月二十三日).....三五
 訪タイ乃木號東京出發す(一月二十五日).....三六
 乃木號臺北着(一月二十五日).....三六
 盤谷に乃木號安着す所要時間三十四時間四十一分(一月二十七日).....三六
 日本政府のタイ米購入(一月二十七日).....三六
 日本の對タイ進出に佛國神經を病む(二月三日).....三九
 最近の排日狀況(二月四日).....三九
 支那出版物禁止さる(二月四日).....四〇
 日タイ親善乃木號歸還(二月六日).....四〇
 日タイ銀幕で親善(二月十六日).....四一
 タイで柔道稱讚の的となる(二月十六日).....四一
 我帝國よりタイ首相等に敍勳(二月二十三日).....四二
 タイ日本文化研究所設置(三月二日).....四四

タイ華僑の對汪動向

タイ華僑の對汪動向(三月五日).....一六
 盤谷支那人經營の銀行取付(三月八日).....一六
 在大連のタイ國商務官(三月十六日).....二二
 議會に上程の二法案と華僑(三月十七日).....二二
 原産國名を虚偽申告せる商品の輸入並販賣取締法案に對して帝國申入を行ふ(三月二十二日).....二三
 臺灣に實業實習生を派遣(四月一日).....二四
 支那人の出入國者數激增(四月五日).....二四
 華僑歸國者續出す(四月十一日).....二六
 タイ外務省秘密協定及外債を否定す(四月十三日).....二七
 華南銀行盤谷へ進出か(四月二十一日).....二七
 日本品輸入狀況(四月二十八日).....二八
 汕頭中心の華僑送金高(四月二十八日).....二八
 盤谷日本語學校(五月十三日).....三六
 雲南ビルマルトに關する張公權の談(五月十五日).....三九
 ベン使節日本を訪問す(六月四日).....四四
 三井タイ室長乳兒保護院設置を企圖す(六月十六日).....四四
 海南島支那人タイ入國を拒絶さる(六月二十四日).....四五
 秩父宮殿下に最高勳章捧呈(七月二十四日).....六三
 廣東、華僑兩銀行頭取二名逮捕さる(七月二十五日).....六五
 外國商社(臺灣拓殖)に對する土地賣渡(八月一日).....六六
 在留日本人にタイ國勳章贈呈さる(八月五日).....六六
 華僑抗日獻金貳百萬餘に上る(八月七日).....七〇

日本人の漢字新聞發行(八月十四日).....七四
支那人學校一齊檢舉(八月十五日).....七五
抗日華僑を彈壓(八月十八日).....七六
華僑小學校續々閉鎖(九月五日).....七八
タイ勳章日本に贈與(九月十九日).....八八
暴利取締令に關聯し日本商人と協議(十月三日).....九三
援汪運動と抗日テロ(十月十三日).....九七
燃料難に日本側の支援を求む(十月二十日).....一〇三
中華總商會主席蟻光炎兇彈に斃る(十一月二十二日).....一〇三
中華總商會主席後任決る(十一月二十四日).....一〇四
日タイ兩國聯絡飛行(十二月三日).....一一五
タイへ醫療班派遣(十二月十五日).....一二九

歐米關係

タイ英條約英屬領地に擴充(一月二十三日).....一〇六
タイ佛通商航海條約締結(一月三十日).....一〇七
日本の對タイ進出に佛國神經を病む(二月三日).....一〇九
英佛高官整谷を訪問す(二月八日).....一一〇
佛英タイに接近す(二月二十三日).....一一二
英國探報機關を派遣(二月二十三日).....一一二
佛國に留學生を派遣(三月六日).....一一六
タイを繞る英佛の動き(三月十三日).....一二七
英佛の對タイ積極工作(三月十三日).....一二八

第一期道路計畫完成と計畫(二月二十四日).....一三
新飛行場二ヶ所完成近し(三月八日).....一六
整谷支那人經營の銀行取付(三月八日).....一六
輸入關稅引上と物價騰貴(三月十日).....一七
整谷・フワヒン間國道計畫(三月十三日).....一八
トランプを政府の專賣に(三月十四日).....一八
河内への新航空路(三月十六日).....二〇
中央銀行設立問題(三月十七日).....二二
タイ農業銀行設立計畫(三月十八日).....二二
道路建設成績(三月二十二日).....二三
鐵道新線計畫(四月八日).....二三
飛行場開場と新航空路計畫(四月九日).....二三
華南銀行整谷へ進出(四月二十一日).....二五
タパコ會社買収(五月一日).....二六
貯蓄銀行預金高(五月一日).....二六
外貨換算率(五月九日).....二七
機關車其他を購入(五月十三日).....二八
産業組合運動の進展(五月十七日).....二九
タイ佛印間に新航空路(五月二十三日).....三〇
國立銀行設置設據頭(六月三日).....三三
タイ電氣株式會社の將來(六月三日).....三三
整谷港其他諸港の改良(六月六日).....三三
新設道路にバス開通(六月九日).....三八

タイ外相の演説(三月二十一日).....二五
タイ外務省秘密協定及外債を否定す(四月十三日).....二七
駐タイ英公使急遽歸任す(四月二十八日).....二七
タイ・オーストラリア協定を結ぶ(五月二十八日).....三三
ユダヤ人に入國禁止(六月五日).....三三
來タイ歐洲人は通過客多し(六月七日).....三七
印度支那とタイ(六月十一日).....三九
タイ空軍のシンガポール編隊飛行延期(六月十八日).....三九
英佛軍事會談に對するタイ國政府の聲明(六月二十三日).....三九
タイ最高勳章を英國グロスター公に贈呈(七月八日).....三八
フランシス・ビー・セーヤー氏(九月六日).....八三
英帝國航空會社新スケヂュール發表(九月十日).....八四
タイ英條約に印度加入す(十月十七日).....一〇一
タイ佛印間の國際列車開通せん(十月十九日).....一〇一
タイ國總理藏相英國勳章贈呈(十一月一日).....一〇九

經濟

一 般

タイ人資本による最初の保險會社創立(一月十日).....一一
阿片密賣の減少(二月十七日).....一一
暴利取締令(二月二十四日).....一一

勞働調査七月に着手(六月十二日).....一〇
新整谷港に大建築工事着手(六月十四日).....一一
國道建設計畫に就て(六月二十日).....一一
ベルリン・整谷間の定期航空路開始(六月二十四日).....一一
石油統制の風説(六月二十五日).....一一
石油會社給油停止(六月二十五日).....一一
新石油法に反對起る(六月二十六日).....一一
タイ國石油問題(六月二十六日).....一一
地方開發計畫助成(七月四日).....一一
タイの美人バス車掌(七月六日).....一一
南部地方に航空路開拓(七月十二日).....一一
石油統制法實施(七月十五日).....一一
電氣會社減資(七月十六日).....一一
タイの燃料問題(七月二十五日).....一一
石油問題交渉順調に運ぶ(七月二十五日).....一一
燃料暴利取締令實施(七月二十五日).....一一
外國石油會社とタイ國係争(八月三日).....一一
官有地開發(八月三日).....一一
國立銀行設立は一九四一年か(八月五日).....一一
産業組合増設計畫(八月十一日).....一一
水利事業と浚渫機購入(八月十二日).....一一
工業企業に對する政府補助資金貸付開始(八月二十日).....一一
石油問題一束(八月二十三日).....一一

| | |
|------------------------------|-----|
| オイルポンプ設置(八月二十九日)..... | 八二 |
| 來年度の港灣改良費(九月一日)..... | 八三 |
| 盤谷トンブリー兩市販賣價格統制開始(九月六日)..... | 八三 |
| 英帝國航空會社新スケジュール發表(九月十日)..... | 八四 |
| 商業航空路の擴張(九月十三日)..... | 八五 |
| 暴利取締令發動(九月十八日)..... | 八七 |
| タイ汽船會社營業航路並使用船名(九月十九日)..... | 八九 |
| 貯蓄銀行預金高(九月二十九日)..... | 九二 |
| タイ人組織のアジア銀行創立(九月二十九日)..... | 九三 |
| 國立銀行問題(十月一日)..... | 九三 |
| アジア銀行登錄(十月四日)..... | 九三 |
| アジア銀行開業式(十月四日)..... | 九四 |
| 國內無線電話擴張(十月十二日)..... | 九七 |
| 日用品小賣値の公定價格發表(十月十七日)..... | 一〇二 |
| タイ佛印間の國際列車開通せん(十月十九日)..... | 一〇三 |
| 盤谷十月の市況(十月二十八日)..... | 一〇五 |
| タイ佛印間國際列車第二報(十月二十八日)..... | 一〇六 |
| タイ國商船隊建造計畫(十月二十八日)..... | 一〇六 |
| 國內航空事情(十一月一日)..... | 一〇六 |
| 海軍給油艦を燃料局に移管(十一月五日)..... | 一〇八 |
| メナム河口の浚渫機運轉(十一月五日)..... | 一〇八 |
| 新發電所建設計畫(十一月七日)..... | 一〇八 |
| カーンチャナブリー水力發電所(十一月八日)..... | 一〇九 |
| 盤谷及ドンブリー市の水道(十一月十三日)..... | 一一二 |
| 電力料金協定成立す(十一月十五日)..... | 一一二 |
| サムローにモーターを(十一月二十日)..... | 一一三 |
| 一九四〇年銀行休日表(十二月十九日)..... | 一一〇 |
| カンブリー水力發電所計畫(十二月二十二日)..... | 一一三 |
| 暴利取締令再發動(十二月二十六日)..... | 一一三 |
| 産 業 | |
| 製糖會社設立計畫(一月十日)..... | 一一 |
| 護謄割當新法案議會を通過す(一月十二日)..... | 一一 |
| 煙草試作場設立(一月十七日)..... | 一一 |
| タイ魚類の輸出(一月十七日)..... | 一一 |
| 織詰工場の設立(三月一日)..... | 一一 |
| 鋼鑛山發見さる(三月八日)..... | 一一 |
| アルコール製造開始(三月十六日)..... | 一一 |
| 新法令による煙草・鹽の増收(三月十六日)..... | 一一 |
| タイ製紙工場の作業開始(三月二十一日)..... | 一一 |
| 棉花栽培(三月二十三日)..... | 一一 |
| 滿洲ロバをタイへ輸出(四月十日)..... | 一一 |
| タイ國の輸出高(四月十三日)..... | 一一 |
| 鹽業助長のため運河建設(四月十七日)..... | 一一 |
| 副作物の獎勵(四月二十二日)..... | 一一 |
| 農工業及地方開發計畫(四月二十六日)..... | 一一 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 消費稅局の煙草工場經營(四月二十七日)..... | 一一 |
| 主稅局の製鹽業助成計畫(四月二十七日)..... | 一一 |
| タバコ會社買収(五月一日)..... | 一一 |
| タイマッチの香港輸出(五月十一日)..... | 一一 |
| 護謄製産(五月十二日)..... | 一一 |
| 家畜調査の結果(五月二十五日)..... | 一一 |
| 錫精煉に着手(六月六日)..... | 一一 |
| ラムバーン製糖工場概況(六月八日)..... | 一一 |
| タバコの年消費額(六月二十九日)..... | 一一 |
| 國産アルコール抽出成功(七月三日)..... | 一一 |
| 牛疫による被害(七月二十日)..... | 一一 |
| 軍用織布工場計畫(七月二十二日)..... | 一一 |
| 砂糖會社新設(七月二十七日)..... | 一一 |
| 漁業權はタイ國民のみに(八月一日)..... | 一一 |
| 農作物の蟲害高(八月十日)..... | 一一 |
| 農家の副業として大豆栽培を獎勵す(八月二十日)..... | 一一 |
| セメント工場増設(八月二十九日)..... | 一一 |
| タバコ會社買収(九月二十日)..... | 一一 |
| 護謄工場設立(九月二十日)..... | 一一 |
| 新漁業法公布さる(十月五日)..... | 一一 |
| 棉花の栽培を獎勵す(十月十六日)..... | 一一 |
| 家畜屠殺數(十月十九日)..... | 一一 |
| ウッタラデットに砂漉工場(十月二十二日)..... | 一一 |
| タバコ類の公定價格(十月二十二日)..... | 一一 |
| 産業計畫(十月二十六日)..... | 一一 |
| タイ米の販賣制限並油類の消費節約(十一月十日)..... | 一一 |
| タイ國に於ける錫及ゴム割當率(十一月十三日)..... | 一一 |
| ウッタラデット製糖工場の新設(十二月九日)..... | 一一 |
| 政府管理の製材所の新設(十二月十二日)..... | 一一 |
| 金鑛開發コンセッション(十二月十九日)..... | 一一 |
| 貿 易 | |
| 一九三八年タイ米輸出統計(一月二日)..... | 一一 |
| タイの魚類を輸出(一月十七日)..... | 一一 |
| タイの新關稅は邦品に大打撃(一月十九日)..... | 一一 |
| 一九三八年自四月至十二月迄の盤谷港貿易(一月三十日)..... | 一一 |
| 一九三九年一月中盤谷港貿易概況(三月二日)..... | 一一 |
| 一九三九年二月中盤谷港貿易概況(三月二日)..... | 一一 |
| 輸入關稅引上と物價騰貴(三月十日)..... | 一一 |
| 原産國名と虚偽申告せる商品の輸入並販賣取締法案に對して | 一一 |
| 帝國申入を行ふ(三月二十二日)..... | 一一 |
| タイ鹽の輸出高(四月十三日)..... | 一一 |
| 盤谷港三月貿易概況(四月二十四日)..... | 一一 |
| 日本品輸入狀況(四月二十八日)..... | 一一 |
| タイマッチの香港輸出(五月十一日)..... | 一一 |
| 本年五月中盤谷貿易(六月二十一日)..... | 一一 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 本年一月より四月迄の米輸出高(七月十日)..... | 六六 |
| 税関に於ける見本品通關新事例(七月十二日)..... | 六九 |
| 關稅收入並關稅法改正概略(八月五日)..... | 七〇 |
| メコン河に稅關設立(八月十日)..... | 七二 |
| 米及ゴムの輸出稅賦標準公定價格(八月十二日)..... | 七三 |
| 佛曆二四八一年(一九三八—三九年)度關稅收入(八月三十日)..... | 七三 |
| 六ヶ月(本年一月より六月迄)間の米輸出高(九月十九日)..... | 八八 |
| タイ國米貿易益々好調(九月二十日)..... | 八九 |
| 佛曆二四八二年外國貨幣輸入禁止法(九月二十二日)..... | 八九 |
| タイ米本年一月より七月迄の輸出量(十月三日)..... | 九三 |
| 輸出入統制委員會(十月七日)..... | 九三 |
| 本年四月より九月迄の貿易概況(十月二十四日)..... | 一〇〇 |
| 輸出入統制法實施(十一月十一日)..... | 一〇二 |
| 自一月至八月米穀輸出(十一月二十日)..... | 一〇三 |
| 穀谷貿易狀況(十二月一日)..... | 一〇四 |
| 輸出入統制法實施(十二月五日)..... | 一〇七 |
| 一九三九年度米穀輸出(一七〇萬噸に達す(十二月六日)..... | 一〇七 |
| 輸出向タイ米餘剩(十二月十九日)..... | 一〇八 |
| 米 | |
| 一九三八年タイ米輸出統計(一月二日)..... | 一一 |
| 一九三九年タイ米穀市場の豫測(一月十一日)..... | 一一 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 日本政府のタイ米購入(一月二十七日)..... | 六六 |
| 第四回米收穫發表(一月二十八日)..... | 七〇 |
| 一九三九年一月中穀谷港貿易概況(三月二日)..... | 七二 |
| 一九三九年一月中穀谷港貿易概況(三月二日)..... | 七二 |
| タイ米取引に關し經濟相の演說(三月二十一日)..... | 七三 |
| 本年五月中穀谷貿易(六月二十一日)..... | 七三 |
| 優良米種發表(七月五日)..... | 七三 |
| 本年一月より四月迄の米輸出高(七月十日)..... | 八八 |
| 米及ゴムの輸出稅賦標準公定價格(八月十二日)..... | 八九 |
| 六ヶ月間(本年一月より六月迄)の米輸出高(九月十九日)..... | 八九 |
| タイ國米貿易益々好調(九月二十日)..... | 八九 |
| タイ米本年一月より七月迄の輸出量(十月三日)..... | 九三 |
| タイ米穀會社六精米所操業狀況(十月五日)..... | 九三 |
| 本年度米作は平年作(十月二十一日)..... | 一〇〇 |
| 今年の米作狀況(十月二十五日)..... | 一〇〇 |
| 九月末現在タイ米植付狀況(十一月八日)..... | 一〇三 |
| タイ米の販賣制限並に油類の消費節約(十一月十日)..... | 一〇三 |
| 自一月至八月米穀輸出(十一月二十日)..... | 一〇三 |
| タイ米穀會社増資(十二月一日)..... | 一〇七 |
| 一九三九年度米穀輸出(一七〇萬噸に達す(十二月六日)..... | 一〇七 |
| 輸出向タイ米餘剩(十二月十九日)..... | 一〇八 |
| 〔備考〕..... | 一一 |

一九三九年タイ國政治經濟情勢

攝政チャオ・ピヤ・ヨマラート氏の死去と後任

去る十二月三十日攝政チャオ・ピヤ・ヨマラート氏は享年七十歳で歿された。氏は六〇年間に亘り四代に歴事し種々なる方面に於て拔群の才能を現はした元老で、一九三五年アナンガ、ヒドーン五即位の際攝政に就任最近健康思はしからず去る十二月十日議會開院式に出席したのが最後であった。後任はピヤ・バボン氏が有力であり又、チャオピヤ Dham 氏が最有力だがバボン氏は暫く休養を欲し辭退してゐるとの事である。又因みに候補者として前記の人の他に前法相チャオ・ピヤ・ヒドーン、現外相チャオ・ピヤ・スリハマビエス氏等の呼聲もある。(一月二日)

一九三八年タイ米輸出統計

經濟省の一九三八年のタイ米輸出量の發表によると

一九三九年タイ國政治經濟情勢(一月)

| 仕向地 | 自一月一日至三月三十一日 | | 自一月一日至二月三十一日 | |
|--------|--------------|----------|--------------|----------|
| | 一九三八年 | 一九三九年 | 一九三八年 | 一九三九年 |
| 新嘉坡 | 六二四、六一噸 | 四七五、三一噸 | 六二四、六一噸 | 四七五、三一噸 |
| 香港 | 三三七、三九七噸 | 一九三、七一噸 | 三三七、三九七噸 | 一九三、七一噸 |
| 支那 | 三、二四三噸 | 四、一〇一噸 | 三、二四三噸 | 四、一〇一噸 |
| 日本 | 四〇、九九三噸 | 三三、八〇六噸 | 四〇、九九三噸 | 三三、八〇六噸 |
| 蘭印 | 三、一八五噸 | 一〇、九五七噸 | 三、一八五噸 | 一〇、九五七噸 |
| 日馬 | 八五、二三七噸 | 七九、一七九噸 | 八五、二三七噸 | 七九、一七九噸 |
| 西印度及南米 | 一九、八四八噸 | 一五、七一九噸 | 一九、八四八噸 | 一五、七一九噸 |
| 獨逸 | 四四、八五六噸 | 七、七二八噸 | 四四、八五六噸 | 七、七二八噸 |
| 英國 | 二五、〇八七噸 | 一五、五五二噸 | 二五、〇八七噸 | 一五、五五二噸 |
| 歐洲 | 九五、五一四噸 | 三二、二四一噸 | 九五、五一四噸 | 三二、二四一噸 |
| 南阿 | 二六、六九一噸 | 二四、〇四七噸 | 二六、六九一噸 | 二四、〇四七噸 |
| 錫蘭 | 五九、七六六噸 | 一一、二七九噸 | 五九、七六六噸 | 一一、二七九噸 |
| 印度 | 七、三六六噸 | 三七、六八七噸 | 七、三六六噸 | 三七、六八七噸 |
| 其他 | 六〇、九三四噸 | 九、七一五噸 | 六〇、九三四噸 | 九、七一五噸 |
| 計 | 一、四五五、一一八噸 | 九五二、〇四二噸 | 一、四五五、一一八噸 | 九五二、〇四二噸 |

前年同期と比較すれば輸出總量に於て五〇三、〇八六噸の

増加となつてゐる。（一月二日）

國民議會現ルアン・ビブン内閣を信任す

ルアン・ビブン現内閣の信任の可否を國民議會にかけ政府の種々の施政方針あつて後、信任投票を行ひたる所一一一對二の歴倒的多數を以つて信任案が可決せられた。（一月二日）

タイ財政狀況

タイは最近極東の情勢並に國內の政治的動亂に鑑み、急速に國政改革に乗出してゐるが、其最も根本をなす財政問題に就き外人經濟顧問W・A・M・ドール氏は昨年度經濟報告に次の如く述べてゐる。

一、チーク材工業及チーク伐採權を國營と爲すことは同材輸出により得らるる利益の國外流出を防止する上からも當然である。

一、阿片に就ては密輸入防止しても隣接國が止めぬ限り全く無駄である。タイは事業擴張に莫大な資金を用ひたため國庫豫備金から最近經費を支出してゐるので豫備金は減少し資金の補充を必要とするも何等収入もなく諸計畫も財政基礎を缺いてゐるので遂行不可能である。

ウボロ製糖會社の新設計畫が最近進行してゐるが、右會社は政府より補助金を下附せらるゝ由で發起人は數名の著名貿易商である。（一月十日）

タイ人資本による最初の保險會社創立

タイ皇族合資創立による當國最初の保險會社は全く整ひ一月十日開業の運びに至つた同社は“Thai Insurance Co. Ltd.”と稱し資本金一〇〇萬銖で最初は火災保險方面の營業のみに止め、順次事業擴張の筈である。（一月十日）

取締役はバヌバンド・ユゴル殿下で既拂込株數一〇、〇〇〇株一株二五銖計二五〇、〇〇〇銖の拂込済である。（一月十日）

タイ陸軍總指揮官交迭

Phya Bahol Bolabayuha大佐は今般退役しルアン・ビブンのソングラム大佐が後任に任命された。（一月十一日）

一九三九年タイ米穀市場の豫測

一月十一日附商務局貿易年鑑に一九三九年に於けるビルマ印度支那並にタイ米穀輸出及び米の生産物輸出豫測を前年度に比し發表してゐる。一九三九年度の輸出量は一、七〇〇、

一、タイは莫大な國防費に堪得るかが疑問である。是迄も同費用に莫大な經費が支出されており今度大々的擴張を繼續せば外債を募るか、或は何等かの方法で財政を確立せねばならぬ。（一月二日）

齒科醫の登録制採用さる

シークルン紙の報ずる所に據ればタイに於ける齒科醫の出願登録制が近日中に發表せられ政府は近い將來に齒科醫を取締る事に決定し無資格者は營業出來ぬ事になるだらうと。

（一月六日）

皇帝陛下陸軍病院開院式に臨幸

皇帝はアナンダ・マヒドン陸軍病院開院式に臨幸された。尙同病院は佛曆二四八〇年一月五日起工二二〇間の日子を費し昨年八月三十日竣工を見たもので經費九五、九一九銖である。

（一月九日）

皇帝、青訓兵を閱兵さる

陛下には一月九日月曜日ブラマス原に於て各種青訓七、〇〇〇人を閱兵された。（一月九日）

製糖會社設立計畫

〇〇〇噸と見積られてゐる。昨年の概算は一、六〇〇、〇〇〇噸であつたが實際の輸出量は一、五二二、〇〇〇噸で概算より四八％の不足である。（一月十一日）

護國新法案議會を通過す

國際ゴム協定は一九三八年十二月三十一日を以てその效力を失ふ筈であつたが、效力消失以前更に一九四三年十二月三十一日迄續行される事となり、此の協定は一九三四年に調印されたものであり、タイに關する輸出制限は一九三四年三萬噸一九三五年——三八年迄各四萬噸で生産額最低は一九三五年三萬噸一九三六、三七年三萬四千噸一九三八年が三萬六千噸と規定されてあつたが、今回タイ側の主張通りに協定が修正されれば今後輸出制限は一九三九年五四、五〇〇噸、一九四〇年五五、三〇〇噸、一九四一年が五五、七〇〇噸、一九四二年が五六、〇〇〇噸、一九四三年が六〇、〇〇〇噸と増加し得るのである。故に舊規定では一九三九年より四三年迄は四萬噸の輸出制限せねばならぬので此の協定改訂案を議會に提出承認を求めた處一月十二日一〇八票の多數決にて此の案は第三讀會を通過した。此の他政府ではゴム管理法案を議會

に提出此れを法律となし國際ゴム協定の條項を實施せんとする意向である。又新規定によると規則違反の料金は前の五〇〇銖以下を三〇〇銖以下に訂正してある。（一月十二日）

盤谷市長辭職す

盤谷市長コンサマゲン・ヒタカーデー氏は本月十七日突如辭任した。理由は重任に耐えざる旨の辭表を府知事宛出したが、未だ其の真相は判明せぬが去る一月十五日恩賜公園ルンビニの一部正式開所式を市當局が開催せる時、催物をして入園料をとつた事から公共の公園で入園料をとつたと云ふ事が其筋と折合す遂に辭職したと言はれてゐる。

同氏は市の爲に盡力し各種事業を興し名市長と云はれた人で市の自治執行委員も多數氏と共に辭表を提出し氏と行動を共にせんとした。尙内相、地方自治委員長、府知事にて後任銓衡中のところ市自治執行員の一人ピヤ・ブラジャキッチ・コラチャクル氏に決定し、因みに前市長は現國務總理の兼任せる官内長官に補せらるゝ噂がある。（一月十五日）

タイ皇帝アナタ・マヒドン陛下再び渡歐さる

皇帝アナタ・マヒドン陛下は即位式の爲御歸國中であら

つある。（一月十七日）

タイの新關稅は邦品に大打撃

タイでは歳入補填の爲、かねて廣汎なる新關稅改正を行ふ可く計畫中であつたが、確實なる筋への入電によれば同國では去る十九日改正關稅を公布即日實施した。而して此の内本邦品に影響甚大なるものは左記の如くであり概ね稅率の引上を見た。

- 一、綿織物 従來従價五分であつたものが、各品種別従量稅に改正された爲、従價に換算して一割五分乃至二割五分に引上げられたことなる。
- 二、人絹織物 六〇サタンを一バーツに引上ぐ。
- 三、人絹絲 四サタン乃至五サタンを二五サタンに引上ぐ。
- 四、陶磁器 一色物は八サタンに、又二〇及び四〇サタンの品種は一律に一〇サタンに引上ぐ。
- 五、絹織物 大體變化なし。
- 六、機械類 従來一分であつたものを大工業用に限り最

一九三九年タイ國政治經濟情勢（一月）

せられたが再び勉學を續けらるゝ爲に十四日バンコック御發十六日シンガポール寄港にてスイスに向はせられた。（一月十六日）

煙草試作場設立

タイ通商局は科學局と協力シタバコ試作場設立の準備中にして農務省とも既に協議済との事である。（一月十七日）

タイ國へ親善訪問飛行

日タイ親善飛行を大日本航空會社をして行はせる事になり航空局では外務省を通じ通過地佛印當局の承認を求め、既にタイ政府の諒解を得て居たが、十七日佛印からコースを指定した認可が到着したので、ハインケル一六型乃木號で中尾純利氏を機長とし以下三氏で廿五日決行する事になり、コースは立川出發臺北一泊河内經由バンコックに至る四、五〇〇軒で大體所要時間二〇時間の豫定である。（一月十七日）

タイの魚類を輸出

タイ冷蔵會社の努力によりタイ領海にて漁獲せる魚類が最近馬來に輸出さるるに至つた。輸出は昨年十二月初旬以來の事で、第一回は二・五噸であつたが、需要は堅實に増加しつ

高二分に、其他は一割五分に引上ぐ、尙耕作機械器具、肥料、醫療機械、科學研究品は免稅となつた。

七、碎米、白米、白米糖 對する輸出稅は夫々従價四分二厘、四分四厘並に二分二厘に何れも改正された。（一月十九日）

初の日タイ航空便

今回渡タイの大日本航空の乃木號は來る廿五日決行されるが暹信省では、此れにタイ行郵便物を積載初の日タイ航空便を通じさせる旨廿日發表した。（一月二十日）

人頭稅廢止に就て

多年懸案の人頭稅は本年限り之を廢止する事になつた。本年は滞納者、脫稅者は處分を受ける筈であつたので、最終納期十二月三十日に於て盤谷のみにも人頭稅收入二三〇萬銖に達した。今回本稅の廢止により年五、六百萬銖の一大財源の補足が必要で、目下研究中であるが、外人登録稅、ゴム園稅もその實現の可能は不明である。（一月二十日）

タイ皇帝令賜來朝さる

二十三日夜ホノルルから横濱に入港したN・Y・K淺間丸でタイ皇帝令甥のシャレンポール殿下が來朝せられた。尙殿下には歐洲に五ヶ月、米國に三ヶ月を犯罪關係、警察制度の研究をされて來て、更に一ヶ月の豫定で日本の警察制度の研究をされるとの事である。（一月二十三日）

タイ英條約英屬領地に擴充さる

一九三七年十一月二十三日盤谷に於て締結調印されたタイ英通商航海條約は、昨年十二月八日更に效力範圍を英本國のみに止らず、英殖民地保護領委任統地にまで擴充されるに至つた。（一月二十三日）

訪タイ乃木號東京を出發す

盟邦タイへ鵬程四、九〇〇軒。大日航の乃木號は本二十五日午前六時半東京を出發した。臺北に一泊、河内上空通過の豫定を二十四日佛印當局の承諾により、臺灣南部から海南島南方を佛印の東岸カントリの南側に飛び、更に盤谷へほど直線コースと變更した。乗組員は中尾機長、上野操縦士、長岡機關士、佐藤通信士の四氏である。（一月二十五日）

乃木號臺北着

數の陸軍士官は退官を命ぜられた。因みに前王は一九三五年三月二日の御退位以來歐洲に亡命せられて居るのである。

（一月二十七日）

首相毒殺の陰謀

首相ルアン・ビブンは昨年十二月末頃毒殺の陰謀あつて以來夫人又は自身の手になつたもの以外口にせぬ注意ぶりであるが、當時使用された毒物は目下醫師で分析中で、護衛長女コックは謀殺下手人の嫌疑で留置中であるが、其の自供する所によれば相當に興味ある事件の模様であるが、内容は極秘に附されてゐる。（一月二十八日）

第四回米收穫發表表

農務省水産局調査課は十六日附を以て次の如く發表した。西曆一九三八年十二月末に於ける本年度の收穫豫想高を六十縣の電報々告により綜合觀測するに、作付面積は前月の報告より六一八、四八七噸増加の一九、四五一、六五六噸で右の九・七六%即ち一、八九七、六三七噸が被害を蒙つた。約七、〇〇七、七一〇噸よりは既に二四、九八四、四四八擔の籾の收穫を得た旨の報告が入つて居り、之を一噸當りに計算する

一九三九年タイ國政治經濟情勢（一月）

昨二十五日午前六時半出發した乃木號は、立川、臺北間二、三五〇軒を翔破同日午後三時卅一分臺北に安着した、所要時間八時間四十七分。（一月二十六日）

盤谷に乃木號安着す所要時間三十四時間四十一分

臺北を廿七日午前七時卅六分出發した乃木號は、安南山脈を越へ立川——盤谷間四、九〇〇軒を翔破、午後五時廿五分（日本時）無事盤谷に安着した。飛行時間十八時間三十八分、所要時間三十四時間四十一分、平均速度二六八軒餘である。

（一月二十七日）

日本政府のタイ米購入

一月中は歐洲、日本に多量のタイ米が購入され、タイ米穀株式會社は非常なる収益をあげた。確實なる筋の報道によると、近頃日本より一擔二・六〇銖の割合にて二、〇〇〇俵の注文を受けたとの事である。（一月二十七日）

タイ反政府陰謀發覺す

現政府顛覆を陰謀せる元内相ピヤ・パサレン氏以下陸軍高級士官等五十名逮捕され、彼等は前國王プラチャディボック陛下を復辟せんと計畫せるものであつて、此れに係る多

と四・一四擔となる。（一月二十八日）

タイ・佛通商航海條約締結

去月二十七日タイ國外務省に於てタイ・佛通商航海條約の批准は交換されたが、右はタイと各國間に締結された條約の殿りをなすものである。（一月三十日）

脱税外人追放か

人頭税は來年度より廢止せらるゝ事は確實となつたが、之に先だち來る三月末を期し脱税者の精査を行ふ由、かくて人頭税未納者は法律により處分せられ、是等外人は追放される模様である。右外人追放問題調査の爲内務大臣は外務課長、檢事、治安課長、其他數氏を委員に任命した。（一月三十日）

一九三八年四月より十二月迄の盤谷港貿易

一九三八年十二月盤谷港の外國貿易は、輸出八、七五〇、七一九銖に對し、輸入九、六六三、二一六銖で、一、〇九二、四九七銖の入超となつた。前年同期は輸出八、八七七、四三四銖、輸入七、八三一、八八八銖で一、〇〇〇、〇〇〇銖以上の出超。然し四月から十二月迄の合計では一九三八年の輸出一〇七、六四九、六一一銖、輸入七八、五八一、〇七一銖

で、約三〇、〇〇〇、〇〇〇銖の出超となるに反し、前年同期の輸出七〇、一〇五、五六二銖輸入七一、八九八、七八一銖で、若干の入超であつた。（二月三十日）

チャイナート殿下連行せらる

今回反政府陰謀事件に連坐せる H. R. H. Prince Rang-ist of Trainad はチェンマイより歸着と同時に憲兵隊本部に、次いで宮内警察に連行せられた。（二月一日）

皇族御手當の支給停止か

當地プラムアン紙の報ずる所によれば、宮内局では皇族中の數方に、佛曆二四八二年より皇族御手當の支給停止せらるゝやも知れずと、其の方々の中にはプラチャティボック王ラムバイバーン皇后、ナコンスワン親王、其の王子王女、ヤイナード親王及デバボンパロダヤ親王方がある。此等皇族方は何れも先般の革命陰謀に關係せられた方である。

（二月一日）

タイ入國移民割當制の實施

政府では今回佛曆二、四八〇年入國法により明年度よりタイ入國者取締の爲移民割當制を實施する意向ありとタイ紙は

日本の對タイ進出に佛國神經を病む

三日佛國議會の委員會に於てマンデル殖民相が佛國の佛印空軍強化は、タイの三〇〇機の空軍に對抗するのだと述べたが、其れに關聯して四日のバリー・ミチ紙はトップ記事として大々的に次の如く報じてゐる。

日本がタイに於て經濟的に軍事的に着々と其の地歩を占め、シンガポール、インドに脅威を加へんとしてゐると言ひ、又最近タイで發行された地圖によると、ビルマと印度支那は元タイ國領土であつた事を示してると云ひ、暗にそれは日本がタイに領土回復運動を起させ様としてゐる事を仄めかして居る。（二月三日）

新裁判所法案議會通過の経緯

議長ビヤ・マナーワラットセーヴィー氏より佛曆二四八一年特別裁判所設立に關する政府案を審議したき旨の緊急動議を此程異議なく可決した。因つて司法大臣ルアン・ダムロン・ナーワサワット氏の提案理由の説明に依ると、今回の陰謀事件の被告取調に對し（前例にあつたポッオラデットの叛亂（二四七六年）及七八年の陰謀計畫の如く）特別裁判を設

報じてゐる。國別による男女移民の入國許可數は目下其の筋で審議中である。一九三八年十月入國税二〇〇銖に引上以來タイ國の外人數は出國人數より一般に減少しつゝあるとの事である。（二月一日）

ラマ七世の御聲明

前皇帝プラチャティボック陛下はルーター通信員を引見して、最近タイに發生した現政府覆滅陰謀事件の檢舉に關し次の如く聲明せられた。

大革命後尙日淺き時代に斯かる計畫は常に起きるものである。タイの現政體を再び變革せんと企てたとの昨日の報道は余に何等奇感をも齎さない。余が帝位を去つて可成時日を経過して居るが、其の間新政府に對し余の意見を發表せんとした事は如何なる方法に於ても未だ一度もなかつたタイに於ける再三の暴動は他に因由するものである。現政府は政黨の結成を認めて居らず、軍部に支援せらるゝ現首相は思ひ切つた適當な爲政方法を探り得るわけである。次いで復辟問題に就てはタイは未だ一度も斯かる希望を余に表明した事は無い。と語られた。（二月二日）

け、内容は國防相の任命する五人の裁判官によつて成立し、其の判決を以て最終審とし、軍法會議規定を準用し普通裁判と同様に充分な取調を受け得るであらうことを議員諸君に確言し得ると思ふと説明した。次で本案に對し秘密投票に入り一〇一對三九票で本案は通過した。（二月三日）

最近の排日狀況

盤谷に於ける排日狀況は其後稍々下火となり、テロ團は二週間一回宛テロ行爲を行ふと稱しつゝあるも、事實は唯嫌がらせ的な威嚇に過ぎず其の行動極めて微温的なり、従つて久しく休業状態にあつた華僑との取引は近く再開の模様を示し、目下華僑間に此れに對する具體的協議を行ひつゝあり、尙有力華僑筋の情報によれば舊正月を期し排日貨中止の聲明を行ふ狀勢を示しつゝあり。（二月四日）

チェンマイ士官學校閉鎖か

今回の陰謀事件に校長ビヤ・ソン・ストラデット大佐、嚮導隊長クン・カリイボンブルー、同ルアン・トワーン・ワイタヤイ・ヴィセート少佐、生徒監サムルアット・カインシット大尉等多數の嫌疑者を出したチェンマイ士官學校は、結局

近い將來閉鎖せられ、生徒は夫々他の學校に移轉せしめられるだらうとサイアム・ニコーン紙は述べて居る。

（二月四日）

支那出版物禁止さる

タイ曆二四七六年の新開法第三十九條に基きて内相は其の内容がタイの治安維持攪亂の怖れあるかどで、出版禁止せる支那印刷物名を發表した。出版禁止された刊行物は五十三部に及んだ。（二月四日）

日タイ親善乃木總督遣

去月盤谷に安着せる乃木總督は、歸路我民間機としては劃期的な長距離夜間飛行を敢行し、立川安着迄の總所要時間僅に十八時間五二分、立川——盤谷間往復鵬程一萬軒を翔破し第二次訪タイ親善飛行の壯途は優秀な成績を収めて兩國空の交通史上に輝く一ページを記録した。（二月六日）

英佛高官盤谷を訪問す

トーマス英領馬來總督は一月三十日サンダー・ランド軍用飛行艇にて盤谷に來着、二月四日迄滞在し、此の間タイ政府高官と歡談した。佛國極東艦隊司令長官は其の所屬艦艇を率

参加者漸増の見込

四 タンク隊がバボン閣下に對し彼等の計畫を早急に實行すべき様勸告したるは危険なり、彼に辭意あり、ルアンピブーンは附武官として海外行を希望せりとの噂あり。

上記の如き事が記されてあつた。（二月十三日）

日タイ銀幕で親善

タイ國政府では日タイ親善映畫を作製することとなり、同國に寄與する事多かつた山田長政の傳記の映畫化を計畫、主役の山田長政には是非日本の俳優を使ひたいからと、外務省文化事業部に斡旋方を依頼して來たが、銓衡の結果新興映畫會社の市川右太衛門に白羽の矢が立ち、海軍省山口少佐の西下によつて來る十八日決定を見る筈である。（二月十六日）

タイで柔道稱讚の的となる

タイでは犯罪調査局の過去に於ける經驗から、警察官にとつて最も有力なる護身術は日本の柔道であるとして、其の爲日本柔道修業熱は青年の間にも汎く普及さるるに至つた。

（二月十六日）

ひて二月六日盤谷を訪問し、二月十一日迄滞在し、タイ官民の多大の歡迎を受けた。（二月八日）

移民割當制を採用か

ブラムアン・ワン紙の報ずる所に據れば、政府は明年始より佛曆二四八〇年制定の入國法取締條例による割當制を適用する意向と察せらる。入國を許可せらる可き外國人の國籍別による男女數、職業等は全く當局の裁定如何に係つて居る。因に昨年十月入國税が二〇〇銖に引上げられて以來タイ入國者數は出國者數よりも少くなつた。（二月十日）

革命陰謀書類發見さる

今回革命陰謀事件に關する書類がビヤ・ウドムボン・ペンサワット氏の金庫より押收せられた。日附は一九三八年十月十日となつて居る。

一 ソン閣下は金曜日歸着、本計畫に参加の見込、現在はパインズに在り。

二（人名抹消）は（人名抹消）と懇談の爲延期を乞へるも必ずや本計畫に参加するものと思はる。

三 最近同志間に屢々會合あり、敢えて他言するもの無し

阿片密賣の減少

阿片の不法取引は數年間に非常な減少を見、登録者の數も亦減少してゐる。即ち

| | |
|---|-----------------|
| 佛曆二四七二年には吸飲者は | 八八、九二一名であつたが |
| 二四八〇年 | 六三、〇〇五名となり |
| 二四八一年 | 五九、七一〇名と減少してゐる。 |
| 又阿片收入税は大體年一、一〇〇萬銖臺に止り、密賣は減少したが、許可商店は漸次増加し | |
| 佛曆二四七七年には | 一、〇九二軒 |
| 二四七八年 | 一、一一三軒 |
| 二四七九年 | 一、三三八軒 |
| 二四八一年 | 一、五七二軒と増加してゐる。 |

沒收する不正阿片も年々減じ、阿片密賣の減少は主として佛曆二四七八年の新法令により、罰金の増加せられた爲である。支那よりの密輸入は其の取締功を奏し、殆んど無くなつたが、昨今の不正阿片の大部分は北部方面より來るもので此等に對する取締りも研究中である。（二月十七日）

復辟騒動と政府

政府宣傳局發表の聲明は二十九日夜ラヂオを通じ全國に放

送されたが大要次の如くである。

政府は今回國內に騷起し、其の政府變更、プラチャティボック王の復辟乃至ナコン・スワン親王の王位繼承を企てんとし、現政府の要職にあるものを暗殺せんとした多數の人々を捕縛したが、其際ルアン・ラーン・ロナカツ少佐事件ルアン・ワルン・サリット少佐事件等の如き不祥事件を惹起した。國民は流言に惑はさるることなく其の職に勵まれない。治安の維持は既に回復した云々。

尙今回陰謀事件の被告に對する特別裁判法は緊急議案として提出、即時通過直に法律として發表された。(二月十七日)

佛・英・タイに接近す

佛印は系統的にタイと感情的對立を續けてゐたが、支那事變以來タイとの修好論が唱へられ、日本の海南島占領後右傾向が目立つて著しくなつたかに觀測せらる。二月中旬タイ政府の招聘により佛印陸軍大佐グアン・ン氏一行は、タイの軍事施設を視察したが、近く佛印政府の招きによりタイ武官は佛印軍事施設を視察すると云ふ。(二月二十三日)

英國探報機關を派遣

を執る必要がある旨明らかにした。暴利取締令は最近人民議會を通過したものであるが、商人が日用品、必需品の値段を不當に値上すれば同取締令は更に強化せらるであらう。尙京畿局は已に物價値段を調査する爲委員會を招集した。

(二月二十四日)

潜水艦建造計畫

海軍當局は近く八隻以上の潜水艦及九乃至十隻の沿岸警備艇を購入すべく考慮中と言はれる。(二月二十四日)

第一期道路計畫完成と新計畫

總計費三、〇〇〇萬銖を以て實施中なりし國道建設五ヶ年計畫は來年度末を以て終了するが、政府は既完計畫終了後更に一億三〇〇〇萬銖、三〇ヶ年計畫を以て道路建設を繼續すると云ふ。尙過去四年間の成績は次の如し。

| 年 度 | 新道路延長軒 | 經費(千銖) |
|---------|---------|--------|
| 佛曆二四七八年 | 二二二 | 二、八〇六 |
| 二四七九 | 二五八 | 四、五〇〇 |
| 二四八〇 | 二〇八 | 四、五〇〇 |
| 二四八一 | 四〇〇(未定) | 七、〇〇〇 |

即ち過去四ヶ年間に總經費二、〇〇〇萬銖を以て約一、二

一九三九年タイ國政治經濟情勢(二月)

先般英國探報機關ではマーチボルト・ハンドホード少佐を盤谷に派遣し、タイに於ける日本の勢大なるにより、それに對抗すべく畫策中と傳へらる。(二月二十三日)

我帝國よりタイ首相等に致勳

長き邊りでは日タイ友好關係増進の勞を多とせられ、二月二十三日タイ首相等十四名に對し左の通り勳章贈與の御沙汰があつた。

勳一等旭日大綬章 首相 ルアン・ビバン・ソククラム

同 瑞寶章 文相 ルアン・シン・ソククラムチャイ

勳二等旭日章 國防委員 ビヤ・ウィチ

勳三等旭日中綬章 造船監督官

ブラ・ウィチット・ナーウイ

勳三等瑞寶章 國防相祕書官

ルアン・ユッタサー・マーサン

(二月二十三日)

暴利取締令

經濟省は聲明書を以て、政府は最近の關稅率改正により一般日用品を吊上げた商人に對し、消費者擁護の爲適當の處置

〇〇軒の道路を完成したわけである。(二月二十四日)

盤谷市々政改善計畫

兼攝内相ルアン・ビバン氏は其の抱懐する盤谷市の衛生並保健諸施設の改良、市内一般清淨化及歩道整理其他を含む市政改善三ヶ年計畫實施の爲委員會を組織し、京畿當局、盤谷市長、警察當局、盤谷市署長、主席技術官、衛生局長、内務サムット・ブラカーンの近代化を計り市民の週末休養地とする計畫もあり、上記の盤谷市々政改善計畫と併せて一、〇〇〇萬銖のサムット・ブラカーン市の改善費も市債を發行すべしと云ふのである。(二月二十八日)

タイ幼帝英國に御留學か

母國訪問を了へて、ローザンヌに御歸還のタイ幼帝アナンダ・マヒドーン陛下は目下勉學を御繼續中であるが、明年は英國に御留學遊ばされる由と承る。(二月二十八日)

攝政後任に就て

曩に死去した攝政チャオ・ピヤ・ヨマラートの後任には元文相チャオ・ピヤ・タムマサックモントリイ氏が最も有力視

せられて居り、前總理ピヤ・パボン氏は同氏が攝政に任命せられるであらうとの地元新聞の噂を明確に否定し去つた。

(二月二十九日)

自動車税半減

自家用、貨物、タクシー等の新自動車税は二月二十九日の國民議會を通過し、即日實施せらるることになつた。修正案によれば税額は現在の半減になるとの事である。此は去る二月一日より實施せらるる事になつた乗車物免許手数料と共に政府の税改革の一として注目せられて居る。(三月一日)

罐詰工場の設立

經濟省では今回資本金三、四〇萬銖で官民合辦のタイ特産プラトウ魚の罐詰工場をチャンプリー縣バンブラソイ(東部海岸)に設立する意向なる旨發表があつた。同地はタイ隨一の漁場であり、プラトウ魚の産多く將來有望視されてゐる。此の計畫は本邦人にも有つたが、種々の事情で實現に至らなかつたのである。尙今回の關稅改正により鯛の罐詰輸入税の大幅引上を見たのは其の一原因と見られ、若し此事業が成功すると本邦産のサーディンの賣行は甚だ困難となるだらうと豫

銖といふ好成绩である。(三月二日)

盤谷港二月中貿易

稅關報告によれば同港二月の海外貿易は一五〇萬銖の出超を示し

| | | | |
|------|-------------|--------|-------------|
| 輸出總額 | 一〇、九四三、四九四銖 | 去年同期輸出 | 一一、四九九、六五五銖 |
| 輸入同 | 九、四三三、八五五銖 | 輸入 | 八、〇三七、六八八銖 |
| 輸出 | 一一、二六六、四八三銖 | 前年同期輸出 | 九、一〇四、九四四銖 |
| 輸入 | 九、四〇八、六七五銖 | 輸入 | 八、八七〇、一〇八銖 |

| | |
|-------------|--------------|
| 二月輸出の主なるものは | 二月中輸入の主なるものは |
| 米 | 食料 |
| チーク | 麻 |
| ゴム | 石 |
| 地金裝飾品 | 金 |
| 其他 | 雜貨 |

一九三九年タイ國政治經濟情勢(三月)

想されてゐる。(三月一日)

タイ日本文化研究所設置

外務省文化事業部の助成により盤谷日タイ協會に於て「タイ日本文化研究所」を創設し、兩國文化の提携の爲諸事業を開始、盤谷日本語學校をも併設せられたのである。

(三月二日)

一九三九年一月中盤谷港貿易概況

盤谷港本年一月中の輸出は一〇、一五一、八一九銖、昨年の輸出は九、五〇九、七二七銖、同輸入は一一、三〇一、五一銖、同昨年の輸入は六、九三三、二〇七銖で、前年は二五〇萬銖の出超であつたが、今年は一〇〇萬銖の入超を見せてゐる。輸入品中一般商品は昨年よりも三、八八七、四八五銖増の一〇、五七四、四七二銖で、輸出品中米は八、四一五、七二二銖であり、昨年同月の七、七二九、六五四銖に比べれば稍増加してゐる。尙一九三八年四月より三九年一月に至る同港貿易は前年同期に比し良好で、本年は輸出一一七、三八四、四七六銖に比し、輸入八九、八七五、六五八銖である。其故本年の出超は昨年の一〇〇萬銖未滿に對し二、七〇〇萬

であつた。地方港よりの二月貿易も輸出の六、八二七、八三八銖に對して輸入の一、四三六、四〇八銖と好調を示して居る。輸出の主なるものは錫礦の四、六六三、七七四銖である。

(三月二日)

稅制の改革による歳入に就て

大藏省は稅制の改革を企圖し、近く議會に提案せんとしてゐるが、新改革案に就きタイ・クロニクル紙の集めた情報によると、本改革案に依つて歳入減となるものは

| | |
|--------|------------|
| 人頭税 | 六、八〇〇、〇〇〇銖 |
| 地租税 | 五、〇〇〇、〇〇〇〃 |
| 果樹園税 | 三三〇、〇〇〇〃 |
| 甘蔗栽培税 | 一八、五〇〇〃 |
| タバコ栽培税 | 六〇、〇〇〇〃 |

上記により歳入減總額一二、五〇〇、〇〇〇銖となる。此の巨額の歳入減の補填策として増收を豫期されるものは、關稅引上に依り 四、五〇〇、〇〇〇銖 富籤増發に依り 一、五〇〇、〇〇〇〃 阿片稅整理に依り 六、五〇〇、〇〇〇〃 賭博場の官營 三、〇〇〇、〇〇〇〃 上記により増收總額は一五、五〇〇、〇〇〇銖で、充分に

歳入減に對應し得るものと見られる。(三月三日)

政府税制改革に就てコミニケを發表

先に政府は關稅率改正を皮切りに税制整理の徹底に乗出したが三月四日大藏省の名に於て今回の税制整理に關するコミニケを發表した。(三月四日)

タイ華僑の對汪動向

昨年來河内に於て汪兆銘氏が對日和平聲明を發表するやタイ華僑は一齊に此れに賛意を表した、之に狼狽せる在タイ國民黨各機關は重慶政府の命令を受け反汪宣傳をなし言論機關を脅迫的に指導し護汪的空氣を一週ならずして逆賊汪兆銘に變化せしめた。タイに於ては各有力財界人が其利害的立場、私的感情より暗々裡に又は公然と各派の言論機關を通じて軋轢し合ひ、具體的に言へば盤谷に巨富を擁し、華僑日報を其手中に收め國民黨の勢力をかり營利を逞しふして居る陳守明に對し、バンコック日報、國民日報を牙城に在タイ華僑のインテリ青年を後楯に華僑社會を牛耳らんとする李憲及中國日報の蟻光炎の對立がある。而して從來稍々ともすれば陳守明等の國民黨的勢力に押され氣味であつた李憲の勢力は汪兆銘

在盤谷の順福成銀行(支那人經營)は創立以來三十年になるが、同行が去る三月七日突如支拂停止を行ふ様になつた。

同行は資本金二〇萬銖政府供託金七萬五千銖を有し銀行營業法により政府登録済のものであり、汕頭、香港、廣東、上海の各地に支店を有して居るが、今次の日支事變により上海支店は最近閉鎖した。銀行當事者は預金者に今後暫く支拂猶豫期間を與へて貰へば何かの方法により近い中に再び開業が出来るだらうと面會の記者團に確信をもつて語つた。

(三月九日)

タイに娛樂税の新設

此の程新規に娛樂税が課せられる様になつた。其割合は入場料によるが、此れにより年約二〇〇、〇〇〇銖の稅收を擧げる目算であると。因に割合は次の如くである。

| 入場料 | 税額 |
|-------------|-------|
| 〇・二五銖未満 | 〇・〇五銖 |
| 〇・二六銖—〇・三五銖 | 〇・〇六〇 |
| 〇・三六〇—〇・五〇〇 | 〇・〇八〇 |
| 〇・五一〇—〇・七五〇 | 〇・一〇〇 |
| 〇・七六〇—一・〇〇〇 | 〇・一五〇 |

出國以來躍進し、汪兆銘系人士を中心として一般青年層並廣東出身の財界有力者等を結ぶ一派の勢力を形成せんとする氣運が蠢動し始めて居る。依つて汪兆銘が此界圍氣に向つて何等かの能動的働きをかけたならば現状に大いなる變動が起るものと豫想されて居る。(三月五日)

佛國に留學生を派遣す

タイ外務當局は佛國某大學(倫理及政治學)と留學生派遣に關し商議中であつたが、愈々商議纏りタイ大學職員二名を來る三月十四日出發約九ヶ月の豫定で佛國に派遣することとなつた。(三月六日)

銅鑛山發見さる

ナーン及クラピン當局は同縣の山岳中に今回銅鑛を發見せりと云つて居る。(三月八日)

新飛行場ニケ所完成近し

ブケットに建設中の新飛行場は四月末開場の豫定といはれる、又民間の寄附金五、〇〇〇銖を以て建設中なりし Meehongsoin 飛行場も三月中に完成の豫定である。(三月八日)

盤谷支那人經營の銀行取付

一・〇〇銖以上 〇・二五銖に就き〇・〇五銖 (三月十日)

輸入關稅引上と物價騰貴

關稅改正に伴ひ一般日用品も値上となつたが、當地で大量消費される支那料理等も一品一〇士丹内外の値上を行ひ、輸入ミルクは從價稅から從量稅となつたので却つて牛乳の賣行が良くなつたと言はれる。マッチ等も一箱一士丹が二ケ二士丹となり、一本の値を争ふ様になつた。去る二月二十七日京畿當局より暴利取締令が布かれて居るが其値上を禁止されてゐる商品は次の如くである。

米、豚、野菜、魚類、卵、果物、ミルク、油類、茶、コーヒ、胡椒、砂糖、鹽、衣類、化粧品、テーブル掛、ナフキン、蚊帳、マッチ、ミシン材料、木炭、石鹼、ローソク、文房具、建築材料、農具、タバコ、醫藥

追つて一般商品も値上とならうが、一般民衆より上、中流家庭に影響があるであらう。(三月十三日)

タイを繞る英佛の動き

最近タイを繞る英佛の頗る活潑な動きを見た。從來親日的

中立を標榜せるタイを一轉して對日陣營に抱き込まんとする
魂膽を看取し得るものである。即ち英國極東艦隊司令官は旗
艦ケント號他一隻を率ひ訪問し、更に佛印より提督の訪問と
なり、在タイ佛公使武官ピチオン大佐の先導によりタイ軍事
使節の答禮をして居る。同大佐はオビニオン紙の記者に今次
使節は何等特殊の使命を帯びて居るものではなくて、佛印・
タイ兩者間の傳統的親善關係を厚くせんとするものであると
語つた。(三月十三日)

英佛の對タイ積極工作

タイを繞る國際情勢は特にデリケートを極め、先般來イギ
リスを中心に馬來、佛印、ビルマ、蘭印を繋ぐ防日樞軸の一
環としてタイの引入れ工作が進められてゐるが、此程英・タ
イ間に何等かの秘密事項の諒解が成立された模様である。内
容は不明なるも防日を目的にしたる事明らかで、嚴正中立を
標榜したタイが遂に英國の威嚇と好餌に乗つて其の態度を一
變した事はタイ有識者間にも一大センセーションを起してゐ
る。尙此の諒解はフランスとの間にも及ぼすべく目下佛印滯
在中のタイ軍事使節と佛印當局間に協議中と傳へられる。

ブ取締法案を通過させ即日發布、翌八日より取締法を實施し
因つて製造、輸入、販賣は盡く政府の獨占事業となり大蔵省
の監督するところとなつた。其によると四月一日以後輸入者
は許可を要し、販賣者は年一〇銖以下の許可料を又百組に對
して五銖以下の検印料を納付せねばならない。個人のトラン
プ複製印刷も許可を要し、市價は政府で規定される筈である。
又トランプ製造工場設備一切版木其他材料は相當の代償金
で政府の所有に變更し得る。

此の取締を違反せるものは二〇〇銖以下の科料に處せられ
不正輸入者は一、〇〇〇銖以下の科料又は一ヶ月の拘留に處
せられるとすることである。(三月十五日)

外人登録税

政府は三月十四日の議會に外國人の登録に關する法律案を
提出し、議會は其の主旨に賛同した。同法律案の骨子は外國
人登録の經費及手数料として一人當り年額十銖を超えざる費
用を徴收せんとするもので、全外人でなく年齢二十一歳以上
とし徴收額を推察するに四銖内外と見られる。(三月十五日)

タイ國通貨發行の準備高の比較

一九三九年タイ國政治經濟情勢(三月)

最近英國はタイに對し産業施設資金として二、〇〇〇、〇
〇〇乃至四、〇〇〇、〇〇〇ポンドの借款を提議したが、タ
イは一應此を拒絶して内債六、五〇〇萬銖を發行することと
し、目下議會の協賛を得つつあるが、國民に應募能力なく又
政府の保留金を以てしても賄ひ得ぬ事明らかで、内債發行は單
に議會對策に過ぎず、結局内債は外債に振替られるか或は内
債引當の借款となる事は明かである。即英・タイ間には事前
に默契があり、之を口實として遂にタイを防日の一環たらし
むべく成功したものと見られてゐる。(三月十三日)

曼谷、フワヒン間國道計畫

内相を兼任する首相を委員長とする國道委員會は、バンコ
ック—フワヒン間の國道開鑿計畫を採決した。完成の曉は
バンコックはナコンバトム、ラチャブリー、ベチャブリー、
プラチュアアップキーリーカン及びフワヒンが道路によつて連
絡することとなる。右計畫は二、〇〇〇萬銖の費用を以て三、
四年間に完成の見込である。(三月十四日)

トランプを政府の專賣に

去る三月七日議會では秘密會の中に佛曆二四八一年トラン

官報によれば本年一月末紙幣流通高は昨年十二月末に比較
し増減なし。

| | |
|---------------------------------------|--------------|
| 一九三八年一月末比較 | 六、六〇〇、〇〇〇銖増 |
| 一九三七年 同 上 | 増減なし |
| 一九三六年 同 上 | 一六、五〇〇、〇〇〇銖増 |
| 一九三五年 同 上 | 二二、〇〇〇、〇〇〇銖 |
| 右に對する準備高次の通りである。 | |
| 本年一月末一六八、二五六、〇三六銖で昨年十二月末に比較し 増減なし。 | |
| 一九三八年一月末比較 | 六、六〇〇、〇〇〇銖増 |
| 一九三七年 同 上 | 増減なし |
| 一九三六年 同 上 | 一七、〇四四、五三八銖増 |
| 一九三五年 同 上 | 二二、五四四、五三八銖増 |

此の準備高は次の通りである。

英貨磅有價證券の内

| | |
|----------------------|--------------|
| (イ) 一ヶ年以上の期間物 | 一三、五七六、七四九銖 |
| (ロ) 其の他 | 四九、五〇〇、〇〇〇銖 |
| 同要求拂又は七月期限コール英貨にての貸付 | 六一、八〇七、二二三銖 |
| (イ) | 一二四、八八三、九七二銖 |
| (ロ) | 四三、三七三、〇六二銖 |
| | 一九 |

紙幣發行高の八四・四八%は英貨磅有價證券及銀保有高に
より一二・六六%はロンドン銀相場にて計算せる銀貨によ
り保證されてゐる。即ち紙幣發行高の九七・一四%は安全に
保證されてゐるのである。（三月十五日）

看板税の實施

目下タイ議會で審議されつゝある看板税々率は下の如くで
ある。

| | | |
|--------------|-------------|-------|
| タイ語を除く外國語の看板 | 二、五〇〇平方釐に當り | 二、〇〇銖 |
| タイ語と外國語混用の看板 | 同 | 上 |
| タイ語のみの看板 | 同 | 上 |
| 最低料金は | | 一銖 |

（三月十五日）

アルコール製造開始

國防省では來年度製油會社を擴張する事を計畫しつゝあり
アルコールの蒸溜も開始する。（三月十六日）

河内への新航空路

英國航空會社の盤谷——香港間の航空路を更に河内迄延長
することとなり、之の河内向航空路は盤谷を毎週水、木曜兩日
の午前五時十五分に離陸すると、同日十時三十五分に河内に

到着する。

香港發電によると同社は香港河内の直通、並に近く開始の
運びにある就航の短期契約に關しては印度支那當局との交渉
を完了したとの事である。（三月十六日）

新法令によるタバコ、鹽の増收

政府鹽、タバコに對する新法令の勵行により約一、〇〇〇
萬銖の收入が豫期されてゐるが、而して本收入の大部分は鹽
タバコ其他の關係業者中には右法令の實施に關し、若干の不
安を抱けるものあり、バンコックの著名な卷タバコ工場は一
時的に閉鎖した。因に鹽條令は二十七條條、タバコ條令は三
〇餘條より成り、其趣旨は兩條令共、同一では鹽生産
に對する政府の化學的指導を強化し、他はタバコ栽培及其工
業を管理するに在る。尙前者に於て政府鹽の生産地を定め、
生産方法は追つて定めらるべき規則に従つて製造すること、
なる。生産鹽は政府、又は政府の指定の代理人に所定の値段
で賣却するを要す、鹽販賣人は免許を受くることとなり、賣
上高に應じ課税せらる。タバコ條令も鹽と同様政府が之を管
理することとなつてゐるが、輸入タバコ及國產タバコは何れ

も重量によつて課税せらる。

尙經濟省は鹽業助長の意味から鐵道局に對し鹽の運賃半額
引下を命じた。（三月十六日）

在大連のタイ國商務官

タイ通商局は滿洲國大連駐在のタイ國名譽商務官として大
塚氏を任命、事務所は大連市山縣通一八二番地である。

（三月十七日）

中央銀行設立問題

タイには外國銀行の出張所あれども政府と密接な關係ある
ものは Thai Commercial Bank であるが發券銀行でなく、
銀行の銀行たる業務も行はぬので、タイ識者間に於て中央銀
行設立を主張するもの少なからず、同銀行設立法案が議會に
提出される噂もあるが、大藏省顧問など反對を唱へ、其の理
由に、タイには Exchange Banking はあるが、見るべき
Banking は存在しない。Credit Market もなければ商品、株
式、米穀の三市場さへない。此の様な幼稚な状態に於て中央
銀行設立は尙早であると云ふにある。

タイ政府は此の意見を傾聴して一般金融信用機關の發達の

一九三九年タイ國政治經濟情勢（三月）

日を待ち中央銀行設立の問題を決定するであらう。最近の支
那紙によると政府は内々中央銀行設立の意志を固め、市内に
中央銀行建設敷地の選定を行つてゐるとの事である。民間金
融界一部の觀測も亦設立の可能性甚だ多しとしてゐる。

（三月十七日）

林業法議會を通過す

明年度を以て滿期となる對外國資本家との供林契約の前後
處置をも含む政府の提出せる新林業法案は、議會に於てプリ
ーラム選出のナイ・ターン・プロムミテイクン其他第一種議
員より猛烈な反對ありしも、結局委員會提出の原案は修正を
見ることなく五九票對九票で可決せり。（三月十七日）

議會に上程の二法案と準備

タイ政府は昨年來華僑の取締に乘出し取締方法も漸次峻嚴
を加へ、目下開會中の國民議會に華僑の取締を目的とする増
税法案並に經濟統制法案が上程され、在タイ華僑は大恐怖を
來し、中には既に前途を悲觀し又生活難も手傳つて最近タイ
を引揚げ汕頭方面其他に歸國するもの續出し、今月だけでも
四、五〇〇名に達し、之に加へ追放者も四五二名の多き上

つたが、かゝる引揚げ支那人は今後も増加の模様である。

（三月十八日）

タイ農業銀行設立計畫

タイ宣傳局發行の情報によると農民扶助の目的のもとにタイ農業銀行が近く設立されることになつてゐる。此の銀行の資本金は二、〇〇〇萬銖の國內貸附金が得らるる豫定である。

（三月二十日）

本年度前半期の豫算案

議會を通過した佛曆二四八二年（一九三九年——一九四〇年）前半期歳入、歳出豫算案は次の通り。

| | |
|------|-------------|
| 歳 出 | 五七、九三一、五六九銖 |
| 歳 入 | 五七、九三二、六五五〃 |
| 特別支出 | 一五、八四七、七七九〃 |

上記歳入細目中には外人登録税約六〇〇、〇〇〇銖、娯樂税一〇〇、〇〇〇銖を計上、關稅收入は二、五〇〇、〇〇〇銖の増加を豫想されてゐる。（三月二十日）

液體燃料法案

最近タイ議會の秘密會に於て液體燃料（石油、其他）法案

であると。（三月二十一日）

タイ外相の演説

外相チャオ・ピヤ・シータムマーティベートは三月二十日夜大衆に向ひラヂオを通じ大要次の如き重點を述べた。

最近タイは海峽植民地より Sir Shenton Thomas 總督を佛領印度支那より Le Bigot 中將を、又二、三日前は英極東艦隊司令長官 Sir Percy noble 中將を相繼いで迎へ、更にアメリカ艦隊を近く迎へんとしてゐるが、若し此等の諸外國が彼等の使者に

一、タイは他國を侵略する意圖をもたぬ平和の愛好者であること。

二、タイは自國の繁榮を圖るに手一杯であること。

三、タイは地理の遠近を問はず各國と眞に友好關係に在ることを熱望するものであること。

以上の點を明確にしなかつたならば彼等の儀禮は恐らく眞の目的を果すことは不可能であらうと述べた。（三月二十一日）
原産國名を虚偽申告せる商品の輸入並に販賣取締法案に對して帝國申入れを行ふ

一九三九年タイ國政治經濟情勢（三月）

一一三

が議されたとの事である。（三月二十日）

タイ製紙工場の作業開始

在カンチャブリのタイ製紙工場では既に作業を開始してゐるが、國務院では今後當工場より用紙購入する様各省に命名を發した。（三月二十一日）

タイ米取引に關し經濟相の演説

近頃タイ主義と云ふ事が政府の經濟政策のモットウとされてゐるが、此の演説中に於ても米穀取引に關してタイ主義が強調せられてゐる。一國の經濟發展の基たるべき商業と商人の熱を要望し、從來外國人の手にあつた經濟をタイ主義によつてタイ人の手に移さねばならぬ。例へばタイ人の米穀輸出商も又、外國の米穀市場に活動するタイ人の米商人も居らぬ。最近タイ米が外國市場で評判の良くないのは品質の低下でなく取扱業者の不誠實によるものである。

政府は産業組合を設け公正なる價格と量目で農民より粗米を買上、他方にはタイ・ライス會社を通じて市場に出さうとしてゐる。又此の會社の手で輸出向の精米を行ふ筈である。此の様に於てタイ米の世界市場に於ける評判を保持する方針

三月三十一日議會にて原産地名（輸入品）を明記すべき法案が可決せられた。實施迄に尙猶豫あるも此に對し帝國公使館は支那事變終了後に於て實施されたき旨要請中なり。一般の觀測は之が實施の曉には特に日本品に對し致命的打撃を與へるものなりと注目されてゐる。（三月二十二日）

道路建設成績

議會に於ける内務大臣代理の答辯によれば五ヶ年計畫による佛曆二四七八年以降（一九三五年四月）の道路建設事業は本年度末（一九三九年三月）迄に一七、一七八、九三〇銖を以て延長一、五二〇軒を完成したと云ふ。（三月二十二日）

棉花栽培

經濟省は勤勞開拓地をナコーン・ラジャシマに設置し、棉花栽培を行はしむると稱せらる。尙生産棉花は陸軍被服局に於て使用する筈。

尙一方國防省は棉花原料確保の爲被服局をして經費一〇萬銖を以て之が栽培に乗出さしめ、被服局製品の一部は一般市場にも賣出す筈と稱せられてゐる。（三月二十三日）
佛曆二四七八年歳計決算による官營事業成績

一一三

郵便電信局の純益は二二七、五五四銖で前年度より六五、二四八銖増収で、同局の支出は二、四四四、一二五銖で前年度より一九九、八二九銖の増加である。

鐵道局の収入は二〇〇、四〇九、四四五銖で純益五、九八五、九二四銖（利益は上記収入の一〇・四六％前年度は一・〇七％）である。

チェンマイ電力事業の収入は二二八、七八七銖で純益一五、九八九銖（利益は収入の七・三一％前年度は七・八三％）である。

盤谷水道の収入は六、七一〇、三九八銖で純益五六二、〇四四銖（利益は収入の八・三八％前年度は七・五四％）である。

阿片販賣の収入は一〇、三七九、一六四銖、支出二、一四一、九九八銖純益八、二三七、一六六銖、（前年度純益八、〇六五、四六九銖）である。

醸造事業の収入一、二七三、六四〇銖で、支出九九四、一八七銖純益二七九、四五三銖、（前年度純益は二八三、五〇四銖）である。（四月一日）

者数を示すと

| | 入 國 | 出 國 |
|------------|--------|--------|
| 佛曆二四八一年十二月 | 一、二六三人 | 二、五七四人 |
| 一月 | 一、五〇〇〃 | 二、六〇九〃 |
| 二月 | 六二四〃 | 一、二〇一〃 |

三月中に於ける出國者数は約六、〇〇〇人に及び四月も引續き多數の引揚者を見せて居るが、斯く大舉引揚を行ふに至つた原因は、或方面の人々によりタイ政府は將來多額の預金を爲すに非ざれば支那人婦女子の出國を禁止するであらうとか、當國には近く政治的變革を見るかも知れぬ等噂が擴がつた事と、税制改革に起因するものと言はれ、是等の流言は組織的に巧妙に行はれ、移民の多くが當局の事態闡明の努力にも拘らず此等の噂を信するに至つたものと察せられる。

（四月五日）

佛曆二四七八年歳計決算による負債償還資金及豫備金

前年度末の外債七、九二八、〇六九磅一志六片及前々年度發行の内債償還の爲積立金五〇〇、〇〇〇銖減債基金合計三〇、三〇〇、八二一・〇一銖で、其の利子は七五三、二六四・

一九三九年タイ國政治經濟情勢（四月）

臺灣に實業實習生を派遣

今般タイ商工會議所より臺北商工會議所に同國實業實習生を派遣したき旨正式申込あり、臺北商工會議所では糖業聯合會、臺灣棉花會社等に對し照會することとなつた。同實業實習生は三名で三ヶ年間滞在實習を希望してゐるが、此の企ては日・タイ友好關係増進の目的に添ふものとして歓迎されてゐる。（四月三日）

新タクシー法

四月十一日附官報に公布せられたる佛曆二四八一年貸自動車法によればタクシーの運轉手は年齢二十歳以上のタイ國籍を有する者のみ免許の出願を爲すを得ることとなり、同法は公布と同時に實施せらるることになつた。既に免許を受けたる者に對しては繼續使用を許可し、又適法に更新することも可能である。（四月四日）

支那人の出入國者數激増

昨年十二月より本年三月に至る四ヶ月間に於ける歸國支那人數は一一、〇〇〇人を下らず、彼等の大多數は再入國の手續を爲さず、最早や歸國せざるものと思はる。最近の入出國

四五銖であつた。此の基金の内一、四四五、六二三・三九銖は一九二四年の六分利附公債を本年度末發行の四分利附公債に借替の爲支出され又七五三、二六四・四五銖は政府収入に繰入、結局減債基金殘額二九、三五五、一九七・六二銖となつた。豫備金は前年度の八三、〇八一、七四一・二九銖に對し一、二五四、六一七、四六銖の増加即ち八四・三三六、三五八・七五銖に上つた。（四月六日）

鐵道新線計畫

鐵道局は最近スラート・ターニーよりブーケット迄の線路調査を命じたが、該線路は今年末頃敷設を初める豫定でスラート・ターニー、バンガー、タクアパー、ブーケットを連絡する筈。（四月八日）

飛行場開場と新航空路計畫

トラン飛行場は四月二日に、バター飛行場は同月六日に Amphur Maesaring 飛行場は同月九日、何れも空軍飛行隊參加のもとに開場式を行つた。

向タイ空輸會社はターク—ピサスローク線及びブーケット—スラー線の二線の新航空路を計畫中である。（四月九日）

滿洲ロバをタイへ輸出

日滿タイ文化經濟親善關係に拍車をかけて今回滿洲ロバ三十數頭がタイへ輸出される。タイで役畜としては水牛のみであつたが水牛は水田耕作には適當であるが、畑地には能率が上らるのでタイ某商會社では滿洲ロバが乾燥地における耐久力の強いのに著目、大連荒川公司に農場耕作としてロバ數頭を注文、同公司では滿洲ロバの價値が海外に認められた事を大いに感激し、早速當局の協力を得て金洲産ロバを四月下旬下關出帆の三井ライン明石山丸で盤谷に送り、棉農場で使用の豫定である。（四月十日）

華僑の歸國者續出す

過去數ヶ月内にタイを退去せし華僑は相等多數で、正確な數字は不明だが昨年十二月より本年三月迄四ヶ月間に一二、〇〇〇人以上に上り其の大部分は再渡來の意向なく其の手續許可を受けて居らぬ。最近タイに渡來する入國華僑のデッキパセンジャーは常に出國員數を超過して居たが、此の數ヶ月は逆の奇現象を呈して居る。即ち昨年十二月の入國者數一、二六三名に對し出國者數二、五七四名、本年一月の入國者數一、

五〇〇名に對し出國者數二、六〇九名、二月は入國者數六二四名に對し出國者數一、二〇一名であつた。最も大舉歸國したのは三月であつて其數六、〇〇〇名と稱せられ、同月の支那行汽船は此等のデッキパセンジャーで何れも満員で、此の現象は本月も尙續いて居る。かゝる原因は滑稽に類する道聽途説に基くとされてゐるが、該風説の一つはタイ政府は將來相當の大金を供托しなければ華僑の少年少女に歸郷を許さない事とする筈と言ひ、他の一はタイ政府の現在の不安定な政情は近く爆發するに至るだらうと言ふ風説であるが、今議會を通過した新稅法の影響も亦華僑歸國の大原因をなすものと見られて居る。以上の如き馬鹿げた風説は系統的に擴がつて居るので、之を打消すのに多大の努力が拂はれたに關らず華僑の大部分は風説を信じてゐるのである。此と同様な現象が佛曆二四七九年末（一九三七年始）にも或る空想的な流説から惹起されたが、其の時は流説が絶へると歸國者の大部分は再びタイへ入國して來た。（四月十一日）

革命記念日の記念式典行事

六月二十四日第七回記念式典は曩に新條約がタイと諸列強

記念切手を發賣す。（四月十二日）

條約改訂記念碑

タイ當局に於ては對列強との條約改正を記念する爲、バクナム市附近に記念碑を設立する案を建て目下デザインを募集中で、一等は一、〇〇〇銖の賞金が得らる。（四月十二日）

佛曆二四七八年（一九三五—三六年）歳計決算

大藏省が最近發表した報告に依れば佛曆二四七八年の歳出入決算は極めて満足すべき状態である。歳入豫算八五、九六一、四六二銖、歳出豫算八五、九四八、九三八銖に對し實收九四、六六三、四九五・六七銖、實際支出八六、〇七五、八三九・八九銖で歳入は豫算よりも八五〇萬銖以上の超過である。豫算は歳出入のバランスを基として立てられたのだが、實績は八、五八七、六五五・七八銖の收入剩餘金を生むに至つた。此の原因は各項目に於ける歳入の増加と支出部門の若干が利用不充分なりし結果である。然し政府企業たる鐵道、郵便、電信、治水工事其他は何れも好成績を示した。

（四月十二日）

タイ外務省秘密協定及外債を否定す

との間に成功裡に締結せられたるにより一層その意義を深め、大々的に華々しく舉行せらるゝこととなり、民間諸團體及個人の催の他に政府は次の如きプログラムを宣傳部を通じ發表した。

國防省

六月二十四日午後觀兵式、同夜ユワチョン松火行進、又航空隊の飛行機は盤谷上空を亂舞、晝は小旗やリーフレットを撒布、夜間は飛行機より花火も打出す。同日正午には陸海軍の祝砲の發射。

文部省

當日學生は學校に集合、校長より六月二十四日の重大なる意義を説明、宗教式典舉行、當日夜プラマネ廣場に於て大カノエ演出。

内務省

ラチャダムノーン大道及プラマネ廣場の電飾、ラウドスピーカーの設置、工場、艦船は氣笛を吹鳴しバンコック及びドンブリの各廣場に餘興場を設ける。

經濟省

外務省ではステートメントを發表し、タイが或る強國と秘密協定を結び、又遠からず外債を起すであらうとの噂を否定した。ステートメントの内容次の如し。

外國の或新聞は或はタイが日本と或は英・佛と秘密協定を締結し、又外債を募るとの新聞電報を掲載せるも、是等は皆事實無根である。

海峽殖民地總督を始め英、米軍艦、フランスの軍事使節の訪タイは對日陣營の一還たらしめ、その代償として財政的援助を與へる爲に馬來總督の訪タイとなつたと云ふ噂を否定してゐるが、最近西貢の L'Impartial 紙は對日陣營の連環をなすものは英領馬來、佛領印度支那、蘭領東印度及タイで此の樞軸の性質及目的等を入念に報じて祝辭を呈して居る。

(四月十三日)

タイ鹽の輸出高

タイより輸出せられてゐる鹽に關するウォーラサップ紙の調査によれば輸出高は次の如くである。

| | | |
|-------|------------|----------|
| 二四七五年 | 一、三〇六、〇五〇擔 | 三二八、六二八銖 |
| 二四七六〇 | 一、五五七、三〇〇 | 三九一、〇九五 |

必ずタイ國內に設置する事。

一、一般株式組織のものは資本の七〇%以上をタイ國籍所有者に設置せしむる事。

一、一度登録のタイ船舶は其の筋の許可なくして登録名を變更することを得ず、斯る無斷變更者には營業上でタイ領海内を航行することを許可せず。

一、タイ船舶乗組員の七五%はタイ國籍所有者に限り同時にタイ國旗の掲揚を許可す。因に國旗取締規則を犯すものは二、〇〇〇銖以下の料乃至一ケ年の禁錮(或は双方)に處せらる。

一、タイ船舶の登録料は一〇噸未満は三銖、一〇噸を超へるものは一〇〇銖以下である。

(四月十五日)

タイ國語教育を指令す

普通教育局は各私立學校に本新學期より外國語科を除く各科目はタイ國語に依るべく又普通教育令に定むる學令以上の生徒には總て一週九時間以上のタイ語科教育を授くべしと指令を發したが、支那人經營の學校は右規定の緩和方を歎願し

一九三九年タイ國政治經濟情勢(四月)

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 二四七七〇 | 二、二二一、三六九 | 五六三、〇三二 |
| 二四七八〇 | 三、〇三二、四一五 | 五一一、一一八 |
| 二四七九〇 | 一、一四〇、三六〇 | 五七五、六八〇 |
| 二四八〇〇 | 一、六九一、四七二 | 八〇一、九四六 |

で輸出先は香港が首位を占め年額一〇〇、〇〇〇擔を、次は馬來の三〇、〇〇〇擔で佛曆二四七九年及八〇年の數字は著大な増加を示して居る。現在タイ鹽輸出に當つて居る商社は六社あるが皆支那商である。(四月十三日)

人口増加す

衛生局發表の報告によれば佛曆二四八二年中間推定人口は一五、三三三、〇〇〇人で昨年の一四、九七六、〇〇〇人に比すれば三七七、〇〇〇人の増加を示してゐる。盤谷市の人口は昨年の五五四、〇〇〇人に比し本年は五七〇、〇〇〇人で約一六、〇〇〇人、又トンブリー市は約二、〇〇〇人を夫々増加してゐる。(四月十四日)

タイ船舶取締規則に就て

四月十日發布されたタイ船舶法令は發布後一八〇日より實施せらるる事となつた。其の要點次の如し。

一、タイ船舶業者はタイの法律に従つて登録しその本社をた。(四月十六日)

鹽業助長のため運河建設

大藏大臣ルアン・ブラヂット・マヌダム氏は昨日サムット・プラカーンとサムット・サゴーン間の新運河起工式に臨んだが、新運河は長さ三五杆深さ四米で製鹽輸送の便を計るを目的とし鹽助長政策の一端をなすものである。因に本運河計畫は灌漑局長を委員長とする委員會で研究、計畫されたものである、陸海軍當局も之を援助してゐる。(四月十七日)

陰謀者に對し裁判執行

現政府覆滅陰謀犯人に對する第一回裁判は四月十七日特別裁判所に於て開始せられ、取調べは豫定通り午前十時より開始せられ一般及び新聞記者の傍聴は禁止せられた、裁判の結果に就ては何等の聲明も發表せられなかつたが、信すべき筋の報道によれば取調べを受けた六名の被告は

ブラ・スラロンナヂット、ナウナエタララクサナ、ナイ・マニナーティワット、ナイ・リーブンター、ナイ・ラマイナイ、ナイ・チャット

で、主として首相暗殺に關する事件の審査でナイ・チャット

は取調中失神し、精神病院に送付された由である。

（四月十八日）

外人登録料金の改正

内務省は佛曆二四七九年の外人登録法による外国人登録に關する新規定を制定し、佛曆二四八一年外国人登録に關する第三章を改正し次の如くにした。登録證書に添付すべき寫眞は半身、無帽、正面の幅四種長六種のものたること、登録證書には次の二種類あり。第一種は有效一箇年、第二種は有效二箇年とし、出願人は右二種の中の何れなりとも、請願することを得。

登録證書發給手数料は第一種四銖、第二種十六銖とし、何れも四銖の収入印紙の貼用を以てす。

本法適用前に發給せられたる登録證書は本年四月二十四日より向ふ六十日を以て失效し、以後は本法により更新せらるべきものとす。（四月二十日）

華南銀行盤谷へ進出か

華南銀行シンガポール支店長横田氏は此程來盤目下メナムホテルに投宿中であるが、來盤の使命につき次の如く語つた。

の普及計畫は着々其實を擧げてゐる。佛曆二四七三年棉花栽培地は二八、九九五畝、タバコ栽培地は五五、四五六畝であつた。大豆は佛曆二四七四年に始り其後急速な進展を遂げた。佛曆二四八〇年（一九三七年）には棉花栽培地面積五〇、一六九畝、タバコ栽培地は六六、三七八畝大豆は三七、五四九畝（一畝は一、六〇〇平方メートル）となり緩慢ではあるが増加を示して居る。此副作物生産獎勵細目の他米作状況に就いて興味ある統計を記すと、國土總面積五三一、〇〇〇平方メートル中耕作されてゐる地域は六、四〇〇平方メートル過ぎない。副作物生産普及政策は國家經濟を安定せしむる策であるが、効果を擧ぐるには尙相當時日を要すと見られ一層の實驗、當局關係者の調査、農民に對する補助獎勵及指導が必要である。（四月二十二日）

盤谷港三月貿易概況

本年三月中に於ける盤谷港貿易額は輸出一二、二五二、三四九銖、輸入一三、九六九、二二八銖で差引一、七一六、八七九銖の入超を示した。輸出の首位を示したのは米で、總額九、九七七、二四三銖（總量二、九六七、九三九擔）チーク

「目的は當國在留邦人の増加に伴ひ支店設置の聲を聞くに至れるを以て愈々時機の到來せるを思ひ之に對する諸調査の爲であるが、問題は本邦に於ける爲替管理の結果、必要なる資金の持出に困難があるのではないかと思はれ、許可さへあれば至急開設したいと思つて居る云々」

因に當國に於ける邦人銀行は横濱正金銀行のみにて該行は周知の如く爲替銀行なるため金融資金の便なく普通銀行の設置を待望されており、同氏調査の結果開設ともなれば、現下悲境に喘ぐ邦人小賣業者其他にとり一大福音を齎すものと期待さる。（四月二十一日）

副作物の獎勵

タイ國は進歩した米作法を採用し多分に農民を援助し又灌漑の便を圖り且つ米の市場獲得に努力してゐるが、萬一米の收穫不良の時は國家全體として經濟的窮境に立つを以て政府は副作物の獎勵政策と同時に地方工業の助長を企て、居る、右に就き農漁局長代理ナイ・タヴェ・ブンヤケト氏は述べて居る。

棉花、大豆、タバコは當國の主要副作物であるが、之等六〇三、七七一銖、其他は木材四四、〇六二銖、ゴム九七、一五三銖、地金並裝飾六七、九四二銖であつた。輸入は食料品一、二八五、九四七銖、麻袋一、〇四一、六〇五銖、機械三一四、二八四銖、金屬製品九三四、九五〇銖、織物製品一、六九八、四〇七銖、タバコ一五九、七九二銖、酒清飲料一二二、九三四銖である。

地方港よりの二月貿易は約五〇〇萬銖の出超を示し、輸出は五、九〇五、五四八銖、輸入一、〇七七、六六六銖であつた。（四月二十四日）

内債發行計畫

タイ政府は去る三月議會に於て三口合計六五、〇〇〇、〇〇〇銖の内債發行に關する法案を通過せしめ四月十七日官報で發表した、其の使途内譯次の如し。

- 一、二五、〇〇〇、〇〇〇銖 農民助成
- 二、二〇、〇〇〇、〇〇〇〃 工業ノ發達
- 三、二〇、〇〇〇、〇〇〇〃 地方開發

此の内債は今後四ヶ年間に發行し額面價格賣出利率四分半償還期間三十年、發行五ヶ年後より三ヶ年の豫告を以て抽籤

償還を爲す豫定である。從來發行のタイ内債は一九三三年四分利半附一、〇〇〇萬銖（償還期間一九四四年）だけで、之は國內經濟發展の諸施設費として起債されたが、今回の如く巨額の内債發行は未曾有の事である。蓋しタイの對外貿易及國內商業の大部分は支那人其他の外人により經營されて居り彼等を除外せる國內流動資金は極めて少額で一四萬銖以上の内債發行は到底不可能視されて居り、前政府により昨年決定された市町村開發資金四〇〇萬銖の内債も未だ募集されてゐない有様である。本議會に於ける内債發行法律案に對する議員の質問に大藏大臣は農民助成資金二、五〇〇萬銖は國內各方面の應募を得て成績確實ならんと明言したが、爾餘の内債に對しては政府は胸中對策を有するも此際發表するのを避けたいと述べてゐる。

かくて爾來右記公債發行に關しては外國の借款により肩代りするのではないかと或は皇室、寺院關係又は民間遊資を利用するのではないかなど、種々の想像が行はれてゐる。政府は外債に就ては否認してゐるが、或は國庫保有金の一部流用は已むを得ないのではないかと見るものもある。

農業資金のため或は農民が負債償還のための貸付は、七分五厘の利子を課し、十八ヶ年以内に返済するものと規定されてゐる。其他の目的で農民に貸付を行ふ場合には、九分利附償還期間を三ヶ年と限定すること。公益事業を行ふ會社又は工業家への貸付は經濟省の認可を要する。

償還方法は賦拂、一時拂何れにても良く、公共團體を除く希望者は擔保を要し、元利償還期限を大藏省に交渉の上決定する事が出来る。大藏省は其の事業及財政状態を厳秘に調査し其の上で可否を決定する。萬一事業が不成功に終つた場合は大藏省は貸付金の返済を要求する権利が與へられる。地方開發資金準備金として自治團體に下附する貸付金は内務省の認可を要すること、利子貸出額、返済期限等は大藏省と交渉すること、而して大藏省は必要な調査を行ふ権利が與へられる。縣知事が地方開發資金準備の必要を認めた場合は内務省の賛同を得て大藏省に貸付金の交渉を行ふ事が出来る。此の貸付金は關係縣に於て徴收の地方開發資金に比例し、年々償還せねばならない。右が其の勅令の定める大要である。

（四月二十六日）

因に本年一月現在の國庫豫備金は六二、六五七、三二四銖であるが、其内四三、八三八、六四〇銖は英國に於ける預金を必要とする在外資金である。尙タイ國債の現在發行高の内譯は次の如くである。

| 外 | | 内 | |
|----------------|------------|---------------|-------------|
| 發行高 | 殘存高 | 發行高 | 殘存高 |
| 一九〇七年四分半利付英貨公債 | 三、〇〇〇、〇〇〇磅 | 一九三三年四分半利付内國債 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇銖 |
| 一九〇九年四分利付同上 | 四、六三〇、〇〇〇磅 | 合計 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇銖 |
| 一九三九年同上 | 二、三三〇、〇〇〇磅 | | |
| 合計 | 九、九七〇、〇〇〇磅 | | |

（四月二十四日）

農工業並地方開發計畫

農工業並に地方開發計畫を財政的に援助するため政府は内債募集案を先頃の議會に提出、議會を通過したが、去る二十四日の官報に其の詳報が發表された。此の内債募集額は總計六、五〇〇萬銖により農業發展の目的で下附される貸付金は産業組合局に、或は非常の場合には農民個人にも許される。此は必ず擔保を要し、元金利子共に十六年以内に償還せねばならない。

富籤發行と國庫歳入の増加

政府は来る五月より毎月富籤を行ふ計畫であると傳へられる。即ち一銖の富籤札一〇萬枚を毎月發行し、六萬九千銖を資金に充て殘金を國庫歳入の一部に加へる方針であると。斯くて官營富籤より上る額は年に約一五〇萬銖と見積られる。又此の富籤は諸外國にも弘められる様準備が出来てゐると云ふ事である。（四月二十六日）

消費稅局の煙草工場經營

曩に新煙草法令が發布され莫大な消費稅が課せられる事となつた爲、當地の業者は不安に驅られ、一流製造工場も三ヶ所閉鎖され、一、〇〇〇餘の職工は失業に喘いでゐたが、愈々今月末より一齊に作業に復する事となつた。タイマイ紙によると大藏省ではナイチヨイコックリアン所有のプラバ煙草會社を買收消費局自ら其の經營に當る筈で、目下交渉中であるが買收價格は一〇八、〇〇〇銖と云はれてゐる。

主稅局では煙草消費稅としての印紙約十五萬銖を既に全國に賣却したと大藏次官ルアン・ナルベスマニットは發表した。其の後新聞の發表によればプラバ煙草會社の讓渡價格は

九萬銖と交渉が纏つたと云はれる。又本月十七日より作業を開始した英米煙草會社は北タイチェンライに在る煙草園を閉鎖する意向であると云はれる。（四月二十七日）

六月廿四日を國祭日と定む

一九三二年クーデターを歴史的に記念する爲六月二十四日を國祭日と定めるやう最近國務院會議で決議された。豫て計畫中のラチャダムーン路十字路に建設される民主政治記念碑の定礎式も當日舉行される筈で、其の司會者は前國務總理ピヤ・パボンに任命された。當日は官廳、學校等休業し、軍隊、青訓生、少年團等の合同大觀兵式が行はれる、餘與其他も用意され、政府公私團體一般市民も共に此の記念日を祝ふ筈である。（四月二十七日）

主税局の製鹽業者助成計畫

大藏省主税局では製鹽業者助成のため一〇萬銖の下附方を其の筋に出願した。此れは諸方面の鹽購買者が新歲入法を熟知せず生産者より鹽の買入れを手控へてゐるところから現在業者が作業を休止してゐるため、主税局が一肌脱ぎ一〇萬銖の鹽の買上げを目論んだものである。（四月二十七日）

谷に歸任することとなり、コロンボより蘭船にて二十七日シンガポール着、三十日飛行機で任地に赴く豫定。公使の豫定變更は歐洲情勢の通過とタイ政府の微妙な動きが主因と見られる。尙最近タイ驅逐艦フラルワン號と通報艦二隻がシンガポールを訪問三日滞在したが、英・タイ間の微妙な關係を物語るものとして注目されてゐる。（四月二十八日）

新舊法案に依る國稅一覽表

内閣情報部は四月二十五日附を以て新歲入法案による國民が負擔すべき稅を發表したが、之を舊令と比較して一覽表にして見ると、

| 舊 令 | 新 令 |
|--|--------------------------------------|
| 年收六〇〇銖以下の勞働者は當人が居住する地方により一乃至五銖の年頭稅を課稅 | 同人は彼及家族は教育費として僅かに一銖の課稅せられるのみとなつた。 |
| 一畝六銖の田を四〇畝耕作する者で六〇〇銖以下の年收ある者は年頭稅とし五銖三銖又は一銖を他に地租八銖で計最低九銖乃至一二、三銖を徵收せられてゐたが | 初等教育費として一銖地方開發捐金とし四銖計五銖を徵せられるのみとなつた。 |

衛生統計

衛生局發表の統計によれば自佛曆二四七三年至二四七九年の七ヶ年間に於けるマラリヤに因る死亡者は年平均約三三、三八二名で、赤痢を含む腸疾患による死亡者は二九、七一三名の多きに上り、若し右數字にコレラによる死亡者を加算するときは腸疾患による死亡率は他の系統のものを凌駕し、盤谷、ドンブリー兩市に於ても全死亡者の二五%を占め、佛曆二四八〇年に於ては二、八七九名に上つて居る。（四月二十七日）

新艦の要目

目下イタリアトリエスト造船所に於て建造中なるタイ國政府注文の巡洋艦二隻の主要目は次の如く發表された。即ち排水量四、八〇〇噸速力三〇節以内、兵裝一五二耗砲六門、尙別表に依るとタイ海軍は新艦就役に伴ひ舊式艦艇を數隻除籍したとの由である。（四月二十七日）

駐タイ英公使急遽歸任す

盤谷駐在英公使ジョ・シヤ・クロスビー氏は休暇を利用し歸國の爲四月十四日彼南發本國に向つたが、突如豫定を變更盤

| | |
|--|---|
| 市内又は郊外に一畝の果樹園を所有する者は舊法に依れば土地及果樹園の總額を一、〇〇〇銖と見積り年收六〇〇銖以下とし年頭稅五銖果樹園稅八銖計一三銖を徵せられてゐたが | 初等教育費として一銖地方開發捐金として一、二三銖計二、一三銖を徵せられるのみとなつた。 |
| 市内に建物附土地一畝を所有し其價格三、六〇〇銖に上り年收三、〇〇〇銖を有する市民にして小型自動車、妻子あるものに對しては所得稅年額二四銖、自動車稅三〇銖、年頭稅五銖、計五九銖課せられてゐたが | 所得稅として一四銖、自動車稅一五銖、教育稅一銖、計三〇銖に輕減せられた。 |
| 家屋及三畝の土地を都會地に所有し總額三〇、〇〇〇銖を下らず大型自動車、妻子四人を持ち年收二四、〇〇〇銖の高級者は家屋店舖稅として三、〇〇〇銖同附加稅として六二〇銖、自動車稅五〇銖、年頭稅五銖、計三、六七五銖を課せられてゐたのであるが | 新法令によれば家屋店舖稅は不變の三、〇〇〇銖、附加稅一五〇銖、自動車稅二五銖、教育捐金一銖、地方開發捐金一六銖、計三、一九二銖である。 |

日本品輸入狀況

（四月二十八日）

本年三月及四月中に於ける盤谷港輸入日本品主要輸出品目
數種に就て見ると

| 品別 | 三月 | 四月 |
|--------|---------|----------|
| ビール | 六、〇六八 | 一、六七九 |
| 化學製品 | 一一、七七八 | 二、八七五 |
| 染料 | 一、一六九 | 一、一八一 |
| 亞鉛引鐵板 | 四三、二二五 | 三六、二三九 |
| 繪具 | 六一 | 一、〇七二 |
| 練乳 | 二七、三三六 | 七、〇五八 |
| コックンギヤ | 一一七、六四四 | 五七、〇四三 |
| ソブリック | 二二、三四二 | 六、六九五 |
| 寒令紗 | 三二三、七九〇 | 八五、二三八 |
| 白シャツ地 | 一七二、二三五 | 五九、二八二 |
| 灰色シャツ地 | 一七二、二三五 | 二五、九一〇 |
| 色染雲齊 | 四、八七七 | 二九〇 |
| 縫糸及レース | 九〇二、七六〇 | 二八四、五六二 |
| 計 | | (四月二十八日) |

汕頭中心の華僑送金高

タイ國二〇、四三〇元、マレー一三、七四〇元、安南八、一七〇元、其他八、六四〇元、計四九、九八〇元である。
(四月二十八日)

潜水學校計畫及海軍兵學校新築工事

タイ國王立海軍は今サ・テイエンに潜水學校を開設せんと
してゐる。日本に於て買入れたる潜水艦四隻の現在乗組員が
同國に於て訓練を受けたことは記憶に新なる所であり、而し
て日本に於て訓練を受けた將校の中數名は新設潜水學校の教
官となる筈である。潜水艦に關し各校専門書は英語及日本語
よりタイ話に翻譯せられて居り、因にサ・テイエンの財産が
國防省に移管せらるゝを俟ち開設の豫定であると。
サラヒフに建築中の海軍兵學校は來年始めに竣工し直に生
徒を收容するとの事。(四月二十九日)

タバコ會社買収

政府はブラハタバコ會社買収交渉中の處今般契約成立し、
數日前第一回支拂金として三萬銖を會社前所有主に支拂つた
が、殘部六萬銖は本月中に皆済する由、右買収後會社の經營
は消費稅局直營として、製品販賣も同局で管理する計畫であ
る。(五月一日)

貯蓄銀行預金高

政府貯蓄銀行の昨年度預金高は一四、四八八、六一五銖で
一〇銖

一〇銖

一一二 リラ(伊)

(五月九日)

海軍新根據地計畫と海軍部局の移轉

タイ國當局は先年來海軍力の擴充に多大の關心を拂ひ續々
新造艦に就役を見、又メナム・チャオ・プラーヤ河に面する
海軍省前の艦艇碇泊地域の外、サラヒフ軍港を構築したが
之れのみでは艦艇の修理、軍艦の繋留等に充分でない爲、今
回バースナムのピスア・サムット砲臺附近メナム河口に新根
據地を建設するに決定した。而して第一工程として左の如き
豫算を裁決した模様である。

- 兵營新造費 約二三、〇〇〇銖
- 井戸開掘費 約七、〇〇〇
- 電燈建設費 約一〇、〇〇〇
- 道路建設費 約二〇、〇〇〇
- 尙海軍の主要各部局(水路部及船渠局を除く)は本年末サ
タヒーフ軍港に移轉する豫定で、電氣水道工事等の爲一七、
〇〇〇銖の支出を承認された。(五月十日)
- 一〇〇キロワット放送機購入と海外觀察員
- 一〇〇キロワット無電放送機購入のため宣傳課は課員四名

あるが、其の一部を内債引受に充當する豫定である。
(五月一日)

幼帝其後の消息

某紙の報ずる所に依れば目下瑞西で勉學中の幼帝は尙三年
間(十六歳迄)同地で勉學せらるべく、曩の近く英國に留學
すべしといふ噂は何等根據なしと云ふ。尙幼帝は三年以内に
多分佛曆二四八五年(一九四二年)再度母國を訪問するが、
英國御遊學は其後のことであらうと。(五月三日)

外貨換算率

歳入法第九款に基き大藏省は昨八日外貨のタイ通貨換算率
を次の如く官報に發表した。

| | |
|------|-------------|
| 一ニ銖 | 一磅(英貨) |
| 一〇〇銖 | 一、三四五 フラン |
| 同 | 一九六 スイス・フラン |
| 同 | 一五五 圓 |
| 同 | 一二〇 ルビー |
| 同 | 七八 海峽弗 |
| 同 | 四四・五 米弗 |
| 同 | 一三四・五 西貢弗 |
| 同 | 八九 ベソ |

一九三九年タイ國政治經濟情勢(五月)

を派遣するが、内二名は英國に注文した該機械受取のため六ヶ月以内に歸國すると云ふ。又別に歐洲各國に於ける宣傳事業視察の爲一ケ年の豫定を以て若干名を派遣する豫定である。

尙官吏教員等十六名を歐米に派遣し醫療行政、公衆保健衛生、法律、農業、貯蓄銀行業務、警察制度、行政法、郵便電信事業、科學、森政等の視察研究を爲さしむることとなり、内若干名は已に出發爾餘のものも近々出發の豫定である。

（五月十一日）

タイマツチの香港輸出

香港では主として廣東マツチ工場の製品を使用し來つたが日支事變後香港、廣東間の交通阻害され在庫品が涸渇した結果、タイ産のマツチが最近香港市場に足場を獲得するに至つた。（五月十一日）

ゴム生産割當

自一九三九年七月一日より同十二月三十一日迄第五統制年度後期に於ける生産割當は生産可能高の三五%に決せられたる旨官報に發表せられた。（五月十二日）

| | |
|----------|------|
| 蒸汽機關車 | 二〇輛 |
| ディーゼル機關車 | 九輛 |
| 客車 | 八四輛 |
| 貨車 | 五〇〇輛 |

を必要とし諸外國工場に注文を發すると云ふ。（五月十三日）

第二次建艦計畫に着手

海軍は近く戦艦二隻（各五、〇〇〇噸級一隻の經費約一、〇〇〇萬銖）の建造を注文すべく、之は第二次海軍擴張計畫の第一着手をなすものである。右二隻中の第一船は *Naresund* と命名せらるべく、來年起工し完成は佛曆二四五八年末（一九四三年）の豫定であると。（五月十四日）

盤谷市に於ける蚊防運動

若しも盤谷の蚊が今日當市の人口に對し攻撃を加へるものとすれば男女子供各一人を攻撃する蚊は約八〇〇となる。之は過去數週間蚊を防遏するに當市の各區の調査に従事して居た保健局官吏によりて集められた報告である。實際盤谷に於ける蚊数は若し市の各地に繁殖してゐる全部の蚊を加へ、又其の全數が生残るとするならば實際盤谷に於ける蚊の数は更に増大するであらう。

一九三九年タイ國政治經濟情勢（五月）

盤谷日本語學校

日タイ協會が我が外務省文化事業部の助成によりタイ盤谷市にタイ日本文化研究所を創設、日タイ兩國文化提携の一事業として昨昭和十三年十二月開校した盤谷日本語學校は生徒定員一五八名に對し開設當初の入學志願者實に四〇〇名を突破し、現在十三、四歳から四十二、三歳迄のタイ人男子一二八名、女子三十名が熱心に習學して居る。

同校の特色は其の教授方法であつて日本語の教授には英語もタイ語も一切用ひず、全然日本語のみを使用、従つて生徒の學習成績も頗る好成绩だと言はれる。學習時間は一週間四〇〇分（六時間四〇分）を以て三ヶ年卒業、別に特別科は一週間八〇〇分、一ヶ年修了で尙同研究所に於ては右日本語學校經營の外に圖書室を充實、日本書籍、繪畫、寫眞、新聞等を縦覽せしめ、或は就職斡旋、日本事情の紹介、その他講習講演等の開催も計畫、日タイ文化提携に着々實績を擧げつゝある。（五月十三日）

機關車其他を購入

現政府は國有鐵道用として

官吏は調査の爲に市が分割された十六區中の九區を調査した。其の區域は合計五九八、三三〇平方米に亘り此の面積は一三億七千萬の蚊の繁殖所を提供することとなる。蚊防遏に關する官廳の報告によれば、此の運動は着實に行はれて居り現在當局は一〇萬平方米當り一六〇銖の費用で蚊の繁殖所表面にまく油を使用して居る。金額にして七二、〇〇〇銖が一年市民一人當り平均二四士丹に當つてゐる。當市に於ける蚊を全滅させるには五年以上かかり、又此の仕事は更に良き排水施設運河の浚渫等充分にして且つ心から一般の協力が驅除の成功に最も緊要な事である。（五月十五日）

雲南・ビルマルトに關する張公權の談

國民政府交通部長張公權は同伴者を從へイムペリヤル航空會社機により十五日盤谷に到着した。彼は同機にてシンガポールに向ひ一兩日中に再び盤谷に立寄り、河内に向ふ豫定である。祕書及専門技師と共に雲南・ビルマルトを踏査した彼は、同ルートに關し次の如く語つた。

自分は雲南・ビルマルトの道路及鐵道敷設の進歩振りは頗る満足した。此れにより支那人勞働者はビルマに殺到

し、ビルマの對雲南貿易も改善せらるゝであらうと。
（五月十五日）

産業組合運動の進展

五月十四日産業組合局のラチオ放送によると佛曆二四八一年タイ國に於ける産業組合運動は非常な進展を示し、各地方に三〇三の産組が設立せられたが、之は當國に於ける組合發展のレコードであつた。新組合の設立及舊組合の事業擴張の爲政府貯蓄銀行は産業組合局に一五〇萬銖の運用基金を信用貸した。之に依つて組合は之迄に借入れた總額一、八三二、七三八銖を再び利用し得るに至つた。新組合中にはナコーンラシマ、プラチンブリー、シンハブリー三新州に設立された産業信用組合を含むが、既に幾多組合が現存する十七州でも事業の擴張を見た。新設計費は總額一、二五七、九五二銖で平均一組合四、一五二銖であつた。

昨年度は産業信用組合以外にも土地利用組合、植民地組合協同倉庫、市場組合等の設立を見た。市場組合は此の方面の事業が大いに擴大されると豫測されるので、今年は産業組合局でも多大の關心を拂ふものと思はれる。尙産業局は昨年度

の事業を概括して「事業は悉く成功を治めて居り、其の眞價を認められて全國に好評を得た。加之、豫想以上に新組合の設立を見、且経費も從來より概して財政状態並に支拂能力が良いことを示して居る。目下タイ國には佛曆二四七一年の九一組合に對し一、二二四の産業組合がある。組合運動の發達は將來地方財政の窮乏、都市人口問題解決に役立つと思はる」と語つた。（五月十七日）

觀覽税近く實施せん

映畫館、劇場の入場者、競馬等の觀覽者に對し六月中旬より觀覽税が實施されることとなつた。次に示すのが税の割合であるが、之が從來の入場料に課せられる譯である。

| 入場料 (サタン) | 税 (サタン) | 入場料 (サタン) | 税 (サタン) |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 五—一〇 | 二 | 二五—三五 | 六 |
| 一〇—一五 | 三 | 三五—五〇 | 八 |
| 一五—二〇 | 四 | 五〇—七五 | 一〇 |
| 二〇—二五 | 五 | 七五—一〇〇 | 一五 |

競馬の入場料には七月上旬より更に増税される筈で、其の増額は一般觀覽席入場に對しては五サタンの増税を課せられ正面觀覽席入場に對しては二〇サタンの増税が課せられる事

になつてゐる。（五月二十日）

タイ國佛印間に新航空路

最近成立を見たタイ國佛印間航空協定の結果による盤谷・ヴィアンチアン間の航空路開發慶祝飛行の爲、タイ國航空輸送會社航空部長ルアン・ブルーン、ブリーチャク大佐及同營業部長R・B・チャクソン氏は飛行機で五月一日ヴィアンチアンに到着したが、佛印側の西貢—ヴィアンチアン—河内を結ぶ新空路の試験飛行も同日行はれ、ヴィアンチアンに於て兩者間に航空通路に關し友好的な意見を交換した。尙當日は老樞密長 (M.Louzet) は一行に對し盛宴を催した。本空路は七月一日より實施の筈となつてゐる。（五月二十三日）

家畜調査の結果

農務省の調査によればタイ國の家畜數次の如し。

| | | | |
|---|------------|----|----------|
| 牛 | 一、〇〇〇、〇〇〇頭 | 豚 | 八〇〇、〇〇〇頭 |
| 馬 | 四〇〇、〇〇〇頭 | 家鶏 | 數百萬羽 |
| 象 | 一〇、〇〇〇頭 | | |

右を價格に見積ると一億二千五百萬銖餘となる。以前タイ國は毎年九〇、〇〇〇頭以上の牛を輸出して一五〇萬銖の收

入を得てゐたが、現今は牛疫の蔓延で毎年四〇、〇〇〇頭以上死滅するので、牛の輸出は殆ど皆無となつて居り、農務省は昨夜のラチオ放送に於て右の次第を述べ、牛疫防止運動に國民の協力を要望した。六月二日のタイ・クロニクル紙の報に依るとタイ政府と馬來聯邦當局との間に牛輸出入に關する協定成立し、タイ國は今後毎二週間二五〇頭以内を馬來に輸出するとの由である。（五月二十五日）

保健局經過報告

保健局長ブラ・ヴァイドヤ、ヴィドチュルン氏は五月二十二日夜今年上半期に於ける保健局經過報告を放送したが、其の概略次の如くである。

建築方面に於てはバタニー、チャンダブリーに目下二病院建造中であるが、前者は昨年來の工事で最新式の病院となるであらう。尙ベチャブーン、カンチャナブリー、マハサラカム、スソン及シーサケットの五縣には夫々保健中央部建設の補助金を下附した。盤谷では盤谷保健中央部近くに患者收容數約七〇名の花柳病々院を建設したが、追て擴張する筈であり、地方の保健問題に關して佛曆二四七七年（一九四三年）

以來青年醫務官の養成を始めてゐるが、既に十一組が卒業四百名以上の醫務官が各地に派遣されてゐる。尙第十二期生約四十名の養成は今年上半期中に開始の筈。又約八十名の産科醫をピヤ・タイの醫務隊及ヴラヂラ病院にて養成する筈で、修業年限は一ケ年、開講は六月である。保健局は此の助産婦養成を永續し、地方に派遣する意向で之に依り幼児死亡率も減少すると思はれる。

火葬場及墓地統制法規法案は前議會を通過したので、保健局は其の寫を全國各都市に送附中である。マラリア豫防に關しては同病發生の中心地チェンマイに醫務官を駐在せしめ、最近河流調節の爲マエリム郡にダムを構築する資金を支出した。一方ナコーンシタマラート、ターク、トラン及ウボン各縣に於てもマラリア撲滅の研究が行はれてゐる。其他保健局は十七市々立病院醫師俸給の半額を支拂ひ二十四市々立病院には醫師を派遣し、貧民に對し施藥に關しては各病院保健所に補助をなしてきた。尙四月五日以來蚊撲滅に關し盤谷市會と協力して成果を擧げてゐる。（五月二十五日）

タイ國に改名

シヤムでは最近民族國家主義が朝野に漲り、三千年昔ヒマラヤを越えてネパール方面から移住したシヤム人の祖先タイ民族の輝かしい歴史と傳統を復興する爲、來る六月二十四日の革命記念日を期し國名改正法案を議會に提出し「タイ國」と改稱すると云ふ。其の理由は元來タイ語ではシヤムは屬國と云ふ意味であり、民族主義の精神に反すと云ふにある。尙タイ人の姓名はタイ民族を現はす「タイ」と云ふ音の含まれて居る者が多いが、國名改稱に伴ひ政府では全國民に對し現在タイの音の含まぬ者は將來改名させる事に決定したとのことである。（五月二十六日）

タイ・オーストリー協定を結ぶ

閣僚會議長の發表する所に依れば、最近ドイツ政府並にタイ政府間に締結せる親善通商協定は更に五月二十九日よりオーストリーに迄擴張されるに至つたとの事である。同告示は五月二十九日午後發行の官報に掲載されてゐる。（五月二十八日）

學校教育に關する二、三の統計

文部省發表による一九三九年一月の學校教育に關する調査

によれば

1 學校數及在校生徒數

| 校種 | 校數 | 男子 | 女子 |
|----------|--------|---------|--------|
| 國立學校 | 四三校 | 五、二四八 | 一六、七五八 |
| 地方學校 | 一〇、七六六 | 七二、八五三 | 六〇、六九四 |
| (初等義務教育) | | | |
| 市町村學校 | 三〇、三〇 | 三〇、三〇 | 三〇、三〇 |
| 私立學校 | 一、三三三 | 七〇、〇七三 | 四〇、八七三 |
| 計 | 二二、九六六 | 一〇八、九六六 | 七〇、九六六 |

生徒の總計一、五四一、二八一名でタイ總人口一四、五〇〇、〇〇〇名の十%を占め、之を一九三七年の印度支那に於ける學校數八、一三〇校生徒五四七、〇〇〇人に比較すればタイ國の生徒數は印度支那の三倍となる。

2 學校教師數

| 上記ノ内外人教師は | |
|-----------|---------|
| 男子 | 三五、六一九人 |
| 女子 | 九、五一〇人 |
| 計 | 四五、一二九人 |

之を印度支那一九三七年の統計に依る土人男女教師一〇、八二二人、歐人教師二一六人、合計一一、〇三八人に比すればタイは印度の四倍である。佛印の小學校教育費は約八、〇〇〇、〇〇〇ピアストル（タイ國の一九三三年總教育費は約

四、〇〇〇、〇〇〇ピアストル）で之は佛印の體制が多額の經費を必要とするに依る。佛印に於ける外人教師の割合がタイに比し多いのは歐人人口が多い爲である。（六月一日）

國立銀行設置説擧

タイ國では國立銀行の設置可能性に關し又復活問題が擧頭したとあり、タイ・マイ紙によれば該問題は關係當局により研究中で近々大藏省に於て若き優秀な卒業生を銀行の學理及實際習得のため渡英せしめる意向である。最近學位を獲得せる Nai Boulong Saisorn が拔擢されたと言はれ、同君が數ケ年タイ商業銀行 Thai Commercial Bank に實習の上英國へ向け出立する。而して英國より歸國の上は計畫中の國立銀行に所屬せしめらるる豫定であると。（六月三日）

タイ電氣株式會社の將來

政府當局はタイ電氣株式會社に對する將來の政策を研究者慮中で、同社の許可期間は佛曆二四九三年中に消滅し、右許可を繼續すべきか、或は會社事業を政府に於て獲得すべきかが當局の問題となつてゐるが、經濟、内務、司法各省より成る委員會は本年末迄に之に對する意見を政府に提出する筈。

尙同社は創立當時二、〇〇〇萬銖の資本であつたが其の後數回に亘つて減資し目下の資本金は約一、一〇〇萬銖となつてゐる。

之を以て同社が營業許可の繼續を求むる意向のない證據だと認めてゐる向もある。何れにしても同社の事業を政府が引繼ぐには多方面の準備を必要とするが、愈々官營とする場合は盤谷及ドンブリー兩市の協力經營が期待されてゐる。

（六月三日）

閣議は一週三回と決定

信す可き筋の報道によるとタイ國に於ける閣議は以前月・金曜日の一週二回制を廢し、月・水・金の週三回開催する旨閣議を以て決定した。（六月四日）

ペン使節日本を訪問す

今般三井ライン及O・S・Kライン兩社の招聘に應じタイ國一流新聞記者團一行十名は事變下日本の姿を正視する爲、七月一日神戸入港の盤谷丸で來朝約二週間に亘つて各地を視察、意見の交換をも行ふ豫定。（六月四日）

ユダヤ人に入國禁止

ユダヤ人の極東亡命は其の後相次いでゐるが、タイ國政府は今回外國の正當なる旅券所持者を除き、獨伊兩國を追放せられたユダヤ人の入國を禁止する事に決し、最近到着したユダヤ人二名を追放處分に附した。（六月五日）

タイ海軍を氣にする蘭印

海軍通として知られてゐるジャン・リーンダ氏は最近のニウエ・ロッテルダム紙に「タイ國海軍新計畫」は蘭印にとり近き將來重大なる存在となるべしとて警告を發し、次の様な所見を述べてゐる。「タイ國は優秀な軍隊を持ち、同國は曾て支那人、ビルマ人、ラオ人、カムボチャ人を征服し、戦後は傳統的に味方の戦死者と同數の捕虜を連れ去り、其等はタイ國婦人と結婚し、タイ人となり之が良い結果を生んで曾ての捕虜はタイ國家主義者となつた。タイ國は西歐強國の征服を免れ、辛じて獨立を維持し來り、英は英・佛間にタイ國を中立地帯とする事に成功したが、茲に恐る可き勢力が入つて來た。其れは日本である。米國も（多分ゴムや錫の利權を得る爲に）學校、病院の施設に惜氣なく金を使つて居るが、之等英・米・佛の三勢力は到底日本の勢力に及ばず、タイ國は政

ドイツ人技師アカツツ教授はクロントイの工事進捗に關し港灣改修委員會顧問として目下盤谷に滞在中である。

（六月六日）

軍區の改正

國防大臣ルアン・ピブン・ソングラム氏は六月五日附軍區改正令を公布したが、右に依れば全國を陸軍五軍管區、海軍二軍管區に分つたが

- 陸軍第一陸軍區 (イ) 盤谷地方區
- (ロ) ロブブリー地方區
- (ハ) サラブリー地方區
- (ニ) プラチンブリー地方區
- (ホ) チャチャーンサオ地方區
- (ヘ) チャンダブリー地方區
- (ニ) ナコーン・ラチャシマー地方區
- (ロ) ウボン地方區
- (ハ) ウドーン地方區
- (ニ) ナコーン・サワン地方區
- (ロ) ビサヌローク地方區

治的未成年者であるが、幸にして今日迄歐洲勢力の間に介在し中立を維持するに役立つたが、今後此の政策を持續し得るや否や注目に値す。タイ國の豫算の二十五％は諸兵器の新造に當てられてゐるが、其の大部分は日本及イタリーより廉價に供給されてゐる。（六月五日）

錫精煉に着手

政府は南部地方に於て錫精煉事業に着手する計畫を有すると傳へられてゐたが、某紙所報に依れば右精煉所はソククラとナコーンスリタマラートとの中間某所に建設される模様で已に官吏を派遣し適地調査中にて、近く建築に着手すると云ふ。（六月六日）

盤谷港其他諸港の改良

確實なる報道に依れば、新盤谷港に關する重要建設工事は二、三ヶ月以内に着手されるであらうと云ふ。其の準備工事は既に現在進行中で、又同報道によると地方諸港改良の大計畫も決定し、ブーケット港改良費補助金として八萬銖が閣議に依り決定された。ソククラ・バンドン其他の地方港灣は漸次改修される筈。

- (イ) ラムバーン地方區
- (ロ) チェンマイ地方區
- (ハ) ラーチャブリー地方區
- (ニ) ペチャブリー地方區

海軍第一海軍區

- サムット・プラカイン
- サムット・サーコーン
- サムット・ソンクラム
- チョンブリー
- ラヨーン

（六月六日）

保健衛生の立場から淨水池建設

當局は國民の保健衛生の立場から各地に淨水池建設を奨励してゐるが、過去四年間に設けられた貯水池は一七七郡に二〇八個で、目下建築中のものは次の如くである。

(1) 第一級貯水池（砂濾過池）

一ヶ所の經費七〇、〇〇〇—一〇〇、〇〇〇銖を要す
目下ナコーンラシマ・ナコーンサワン兩市に建設中であるが、政府當局は全國各都市に此の種の貯水池を希望して居り資金を貸付ける豫定。

(2) 第二級貯水池

井水利用の貯水池で一ヶ所の所要經費四、〇〇〇—八、〇〇〇銖、目下スマット・プラカイン、ピサヌローク兩市に建設中。

(3) 第三級貯水池

セメントの池で一個約六〇〇銖を要す。政府は全國各地方に此種の貯水池を建設する豫定で、資金の一部は一般の寄附に仰ぐと云ふ。（六月六日）
官吏最低俸給二五銖とならん

最近の情報によれば閣議に於て第四級官吏の初任給を二十五銖に決定する爲一委員會が任命された。提案可決の際は右趣旨の下に次期國會開會中法律案を提出することゝならう。之の決定により政府は、月額一〇萬銖の豫算増加を見るであらう。現在第四級官吏の初給は二〇銖で本件に關する諸質疑は議員によつて緘録されて居ることは想起さるべきであらう。（六月七日）

タイ防空を強化す

タイ國政府は昨年十一月初め最初の防空演習實施以來防空

思想の宣傳に努力してゐたが、今回防空條例の草案なり二十
四日開會の人民議會に上程することゝなつた。（六月七日）

來タイ歐洲人は通過客多し

タイ國在留の歐洲人が増減常なく一定せぬ様になつたと報告されてゐると S. P. G. Mission の總會に於て Revd. C. W. Norwood が指摘してゐる。即ち氏は近來盤谷を去り行く外國人は再來する見込が立たなくなつた。すつと以前に於てはタイ國に來る外人は相當年數滯留し、ミッシンには獻金をして居つたが今日の歐洲人在住者は「通過客」で、暫時滯在するもミッシンの事業に打込む者は稀少なる爲、ミッシンの經營する事業に、興味を有する様になるのは至難であると。（六月七日）

條約改正記念塔建立

スムッド・プラカインに建立さるる條約改正記念塔の建設委員會は已に成案を内閣に提出したが、其れは去る八日の閣議で決定に至つた事項は次の通り。

- (イ) 記念塔はタイ・モニュメントと稱す。
- (ロ) 記念塔は燈臺類似のものとする。

一九三九年タイ國政治經濟情勢（六月）

(イ) 塔の高さは海軍と協議の上決定す。

(ロ) 所要經費二十萬銖以内。

(ハ) デザインは美術局にて作成す。（六月八日）

ラムバーン製糖工場概況

ラムバーン砂糖工場は佛曆二四八一年十二月から二四八二年五月迄一五五日間操業し七八、〇〇〇噸の甘蔗を工場で消費したと Praman Wan 紙が報じてゐる。比律賓の砂糖工場は年一〇〇日以内操業をして居る。

現在北部地方には一四、〇〇〇銖以上の土地が甘蔗栽培に用ひられて居り、一方工場は又甘蔗畑約一、〇〇〇銖を所有して居ると言及されて居る。約一、〇〇〇名の労働者が製糖期に傭はれ一方二〇〇名は工場の休業期に採用され、農場にては苦力約一〇〇名に達して居る。

經濟省は日産甘蔗八〇〇噸を處理し得る様工場を擴張する意向であると。因に現在能力は日産約五〇〇噸である。

（六月八日）

無教育官吏の淘汰を劃す

昨週閣議により通過されたと報ぜられた決議によれば小學

校教育を受けぬ政府官吏は佛曆二四八四年四月一日を以て退官を命ぜられるであらう。此の決議は同國の成人教育計畫に當る委員會の勸告に依據して居る。成人教育計畫は最初は官吏に而して其の後は他の教育者にまで施行されるであらう。

現今全有給官吏は少くとも言語を書き得る様期待されて居り、一方労働者及日給者は佛曆二四八四年四月迄若干の言語を習得せねばならぬ。初等教育を受けぬ者は退職の止むなきに至るであらう。(六月九日)

新設道路にバス開通

幾多論議を重ねられて居た市營バスはバンクレーン(Ban-
gholen)よりタティエン(Tatien)に至る新設道路に開通されるに至つた。

バスの色彩は鮮明なる青色にして其の座席設備も良く、現在の所は十六臺であるが、近く更に増設の事になつて居る。バンクレーンよりタティエン迄の貨銀は十サタンであるが一杆に付一サタンの割合である。各バスは本日非常に雑踏したそれは大抵の人が二時間の無料奉仕を利用したのである。

新設道路の交通は既に頻繁であつたが、益々混雑したにも

拘らず、幸ひにも午後一時頃迄には何等の突發事件も發生しなかつた。然るに其後些細なる嫌疑で市營バスの中三臺が交通巡査に拘留されるに至つた。併し此れは間もなく放免された。市營バス開通の結果、電車はバスと同一系統の線は貨銀値下げを斷行する事になり、バンクレーンよりラックムアン迄の従前の貨銀は二等で十二サタンであつたが、現今では六サタンに値下げされ近距離料金もそれ相當に値下げされた。電車の運轉は従來通り變る所がない。(六月九日)

外人登録更新

佛曆二四八三年四月一日前に發行の外人登録證明書は内務省發表の公式告示によると、最近の外人登録法修正に準據して更新せられ、右外人登録證明書更新に要する手数料は一年間四銖、即ち五年間十六銖である。在住外人家族(婦女子)は手数料不要である。現在外人居住者の所持せる登録證明書は六月二十二日を以て無効となり、従つて出來得る限り速かに遅くも七月七日迄更新する方が良い。(六月九日)

文部省青少年取締に乘出す

信す可き筋の報によれば學齡兒童及其他幼兒の教化に關す
チュラロンコン大學及海外に於て資格を有する醫師數は少なく、公務に従事するものに至つては未だ不充分である。夫故國內に於て疾病の治癒及防遏に従ふ醫師を十二分に得る迄は未だ相當の年月を要する。之を緩和する爲に同省は醫師の稱號を獲得するより短期間にて軍籍者より醫師を送り出す事を企畫してゐる。それには學生に四ヶ年間修學せしめ、兎に角醫學の最低標準を維持せしむる手段を講ずる事になつてゐる。

同期間後各一二〇人の有資格學生四學級を編成し、各學級共四ヶ年の實習を受ける様になると思はれる。七ヶ年の期間を滿了すれば四八〇名は役に立つ様に所要訓育を習得する筈で、其處で地方へ派遣されることとなる。案は大略次の如し。
一、在ロプブリーのアナンダマヒドン醫院は實習教育の殿堂として使用する。
一、以前の八年制マタヨム又は現行六ヶ年制マタヨムを通過したる者に限り入學せしむ。
一、奥地に居住する候補者を選択する爲には終了後關係地方に利益となる様手段を講ずる。

る法令により文部省に於ては近く新規則を公布せんとして、右規則は閣議を以て審議の上可決されたこと、新規則は特に學生をして喫煙、飲酒、賭博等に耽けることを嚴禁せんとするもので、疑はしき風評ある其他の場所への入り浸りを禁止せんとしてゐる。(六月九日)

印度支那とタイ

最近七ヶ年タイ國國鐵は外國人の援助(支那人を除く)なしに經營發展し來つた。最近の報告には従業員一三、七六二名でマカサン工場に歐洲人一名を採用するのみで、實に延長杆數三、〇九九杆に及んで居る。

然るに印度支那では延長三、三八三杆従業員一〇、七九四名其中歐洲人二六二名が含まれて居り、就中一四五名は印度支那横斷線に、又一〇六名は雲南線に所屬してゐる。タイが殆ど自國民を以て實行してゐる事實は兩國民の能力教育及指導に大いに相異を示すものと思はれる。(六月十一日)

國防省大量醫師養成を企畫す

國防省に於ては國民を脅かす疾病を治療する爲醫療施設を完整し、國民の體位向上を期する希望を有して居る。然るに

一、訓練中國防省の他の學生同様候補者は日當四〇サタンの手當を受く。

一、訓練満期後證明書を學生に交付する。

一、動員令が下り又は傳染病發生の際醫師不足の場合は召集に應ずる義務があり之に對しては有償となつて居る。

一、戦時には又タンカ輸送隊の任に當るため召集さる。

一、七ヶ年間訓練及實習に要する經費は六九二、六四四銖と見られてゐる。（六月十一日）

労働調査七月に着手

經濟省は佛曆二四七九年の労働者状態調査に關する法律に準據し労働者の労働状態の調査の爲に任命した分科委員會は、盤谷及ドンブリーをを始めとし七月に事務を開始する豫定であると發表した分科委員長 Rear Admiral Phya Sray both Seni は調査期日及び其他詳細に關し關係会社若しくは工場に豫め通告を發する事になつて居る。而して一般民衆は右調査に協力する様要請されて居る。（六月十二日）

満期兵は新軍備整備を俟ち再訓練

訓練を終了し、又先に豫備に編入前翌月満期となる新兵は

法博覽會（Constitution Fair）に相當して居り、海外より多數訪客を招致し得るであらうと。（六月十四日）

新盤谷港に大建築工事着手されん

信憑すべき報告によれば新盤谷港に關する重要建設工事が二、三ヶ月中に開始されるであらう。現に豫備工事は進捗中である。

之と同時に地方港灣も大規模改定され八萬銖が閣議により採擇された決議により、ブーケット港改良のため同市に對し承認ある筈。ソングラ、バンドーン等其他地方港は漸次改修されやう。ドイツ人専門家アカツツ（Prof Akas）はクロン・トイに進行中の工事に關する港灣改修委員會顧問として目下滞在中である。（六月十四日）

タイ國大學の新聞講座廢止す

チラロンコン大學及道德政治科大學に於ける新聞講座設置案は、先程の閣議による決議により暫時廢止せらるゝこととなつた。大學當局は右決議を正式に公示した。

前記新聞講座廢止の決議は同國に於ける新聞事業が普通の經營事務に對し十分資格があり、經驗者を以て可なり良く

今後三、四月間だけ逗留せねばならぬと Praja Jati 紙が報じて居る。

防備軍に大量の新軍備の到着と此等軍備で新兵を訓練せねばならぬ建議とが職務の擴大を必要ならしめたと同紙は報じて居る。別紙によれば豫備編入前満期となる新兵は又次期訓練を要求されてゐると、又一般訓練期間は二ヶ年であるが十四ヶ月は訓練に當てられ、残りの十ヶ月間は休暇が與へられる。（六月十二日）

萬國自動車競争大會タイ國に開催

H. R. H. Prince Chula Chakrabongse は組織委員會委員長となり、盤谷大會を結成する事務に忙殺されて居ると、本行事の日取は既に十二月十日と發表せられて居る。宣傳局を通じて同殿下より公表された催物に、歐洲各國にてはビ・ピラが強調されることにより成功を博し、又タイ國はA・I・A・C・Rが萬國大會を組織し得る一員となつたことを報じてゐる。

而して萬國自動車大會がアジア及タイ國に會つて開催された事なく、従つてアジアに先んずる事となり、而も期日は憲

設置されて居り、夫故大學により送出される人々は適當な働き口を見出し得ざる爲である。

地方新聞による報告は該決議は、チラロンコン大學に於ける新聞講座聴講生の要求に應ふるものを缺如する爲である。當初入學を希望する學生は僅か七名で、期日延期後は入學試験應募者は二十一名餘と發表された。

併し大學は新聞講座はないが、文部省は宣傳局に對し地方新聞人及新聞事業に従事せんとするものゝため開講する様協議する意向である。而して右學課を終了せるものは卒業證書を授けられる筈である。（六月十四日）

三井タイ室長乳兒保護院設置を企圖す

先般來盤谷滞在中の三井合名會社タイ室長宮原武雄氏は、近々盤谷に同室經營下に乳兒保護院を設置する旨聲明した。更に當地に日本留學生若干名を入れタイ國語を習得せしめんとして居り、因に去る六月二十四日祝典に際しタイ國民のスピリットには多大の感激を受けたと語つた。

同氏一行は六月二十八日マレイ半島方面へ向け南下し、月末頃日本向歸國の豫定である。（六月十六日）

タイ空軍のシンガポール編隊訪問飛行延期さる

タイ空軍編隊が来月初旬シンガポールの英空軍訪問の親善飛行計畫は情報部の公式コミュニケにより中止の旨發表された。

曩にタイ空軍は在シンガポール空軍當局による招請を容れたが、其後明確となつた事情により國防省は當分の間該計畫を解消せざるを得なくなつた事は遺憾である。此の主要問題は飛行に要する燃料油に關係して居り、目下の所では二大石油會社が同國內に於ける業務を停止する企圖ある際燃料油を利用する一切の經濟に考慮を加へねばならぬ事となつたと言はれる。

昨日のストレーツ・タイムス紙はシンガポールへの空軍訪問は下記の如く極東空軍本部による公式コミュニケにより一時延期されたと報じてゐる。即ち「バンコックよりの電信によればタイ國政府は同國に發生した意外の事態により不幸にもシンガポールへのタイ空軍編隊訪問飛行を暫時延期するの已むなきに至つた事は頗る遺憾である。今回の訪問飛行延期はシンガポールに於ける英當局殊に英國空軍にとり大痛事

で延期を招來した事由は短期間のものと思はれる。

別報によればタイ國經濟省は石油問題に關し過日二大石油會社により提起された要求に對する回答を送つた。然し右回答の内容は不明である。シンガポール訪問飛行延期並に國防省燃料局により進行中の準備に關するコミュニケより判斷するに消息通は石油問題の相互に満足なる解決の曙光は見受けられないと、従つて政府は兩社により提出された條項及獻策を鵜呑みにすることは出来さうも無いと見られてゐる。
(六月十八日)

國道建設計畫に就て（タイ・クロニクル社説）

第一次國道建設計畫は明年で一先づ完成するが、此に要する國庫支出は約三千萬銖と云はれ、此の國道建設は一九五三年迄に十八年を費して完成させる方針で、建設道路の延杆數は一五、〇〇〇杆工費も一億八千萬銖を下らないものと見積られてゐる。

完全な國道網が津々浦々に延びて居れば交通の便利と共に農民の苦境も可成り救はれるものと思はれる。國道建設によつて更に有益なことは、警察の力が各所に延びる事である。

| | | | |
|-------|-----------|------|---------|
| 金銀の總及 | 九、七五五 | 再輸出品 | 二四四、九二五 |
| 裝飾品 | 一、二七三、三〇八 | | |
| 其他 | 一、二七三、三〇八 | | |

主要輸入品目は左記の通り（銖）

| | | | |
|-------|-----------|------|---------|
| 食料品 | 七四、〇八八 | 燈用石油 | 一九六、四七四 |
| ガソリン | 一、四四三、五八六 | 糖 | 三三、五〇一 |
| 金屬製品 | 一、三四六、三〇八 | タバコ類 | 一五六、三〇二 |
| 酒類 | 一四六、五〇四 | 金箔 | 一三、八〇一 |
| 地金及貨幣 | 二四三、三三三 | | |

錫及ゴムは勿論主要輸出産物であり各二、七二八、二七九銖及一、五六九、〇四八銖である。（六月二十一日）

英・佛軍事會談に對するタイ國政府の聲明

極東の事態に備ふる爲去る二十二日より開會中の英・佛シンガポール會談を繞り、英・佛のタイ國引入れ策謀或はタイ國の英佛に對する保護要請等幾多の風説を生んでゐるがタイ國政府は二十六日聲明を發して其の外交方針は飽迄世界各國との友好關係を保持するにある旨次の如く聲明した。

タイ國が戰爭發生の場合を考慮して英・佛政府に獨立保護を求め、其の代償として英・佛兩國にタイ國の港灣及飛行場使用許可條件を持出してゐるとの風説は全然事實無根である。タイ國は今月まで何れの國とも斯かる交渉をした

本年五月中盤谷貿易

又學校衛生等も發達し人々の生活状態は向上する事は明らかである。此の様な事が國道建設計畫の一面であり政府も力を入れてゐるのである。何百萬銖と云ふ多數の支出も無意味に行はれてゐるのでなく、此の建設は國家事業の遠大な計畫の一つとして非常に價値ある重大な企である。（六月二十日）

最近の發表せる關稅統計によれば盤谷港の外國貿易はほぼ二〇〇萬銖の順調なバランスで先月著しい躍進を示した。

五月中の盤谷よりの輸出總額は輸入總額一〇、六八九、二六五銖に對し一三、一四七、七九一銖で、昨年同月の數字は輸出一〇、二〇三、四八二銖、輸入は七、九七七、四五〇銖であつた。

米……米は輸出品中最大の産物で、昨年五月に於ける八、四八七、九四二銖に對し、本年同月は一〇、八七六、二九一銖を示した。輸出數量本年及昨年各五月中に於て夫々三一、三六九及び二、二三八、七〇六の數字であつた。

其他輸出主要産物は次の通りである。（銖）

| | | | |
|-----|--------|----|--------|
| チーク | 六八、四四六 | ゴム | 三〇、八七〇 |
|-----|--------|----|--------|

事なく外交方針は世界各國と平等に友誼を保つに有る。

(六月二十三日)

ベルリン盤谷間の定期航空開始されん

ベルリン六月二十四日電によると、ベルリンから東京への試験飛行を了へたルフト・ハンザ會社のガブレット男は、ベルリン—盤谷間の定期航空開始に對する諸準備の爲、今週中に飛行機で出發す可く計畫中であるが、兩都間の距離一〇、〇〇〇軒以上を四日間(ダマスク、パルス、カラチ、カルカッタ等着陸地十ヶ所を含む所要時間五十時三十分)で翔破する豫定。(六月二十四日)

海南島支那人タイ國入國を拒絶さる

近頃廣州灣から東京經由でタイに渡來する海南島支那人が非常に多くなつて來た。最近に於ては廣州灣より盤谷への料金は二十五弗で二、三日前到着せる Gustav Diederichsen 號にデッキパセンジャーとして一千餘人が乗船してゐたが、此の中五〇%餘は子供であつた。此の乗客中四十人はトラホーム患者で、二〇〇名は入國稅支拂不可能であつた。此れが爲如何に彼等が上陸を期待しても結局同船で本國送還になるだ

らうと見られてゐる。(六月二十四日)

石油統制の風説

最近液體燃料取締法が發布された結果、タイにも石油統制が布かれるだらうと云ふデマが飛んだ。此の件に關し經濟相ブラ・ポリバン・ユダキッチ大佐は記者團との會見で次の如く述べた。

「此のデマの出所は何邊にあるか想像に難いが、政府は全然それを關知しない。石油輸入業者、販賣業者から未だ抗議書の様なものは一つも出てゐない、恐らく無理な統制など布かれると思はぬ。此の聲明でエシアティック石油會社スタンダードヴァアキーム會社の連名で若し七月一日迄に同法の一部取消乃至修正を行はぬときは石油の全供給を中止する意向であると表明したと云ふ風評は消へ去る事であらう」と。(六月二十五日)

石油會社給油停止か

曩に經濟大臣の石油統制否定に關する聲明が發表されたが先日來タイ二大石油會社であるエシアティック、スタンダードヴァアキーム兩石油會社は連名で其の販賣筋に今後石油の約解除する事になつた旨、各得意先に正式通牒を發した。此の件に關しては目下交渉進行中であるが、今の處狀況に何等變化を見ない。従つて兩社は未だ七月十五日限り當地に於ける事業打切り確定を變更する運命迄には立至つて居ない。六月卅日より七月十五日の間は兩社は手元に貯藏するストックを許す限り注文に應じて得意先に供給するとの事で、タイ新聞紙の報ずる所に依ると Thai のスタンダードヴァアキーム石油會社一手販賣所ではガソリンの次第に缺乏する傾向を見て新たに供給協定を爲す可く盤谷に向いたとの事である。又得意先への電報によれば會社のストックは全く盡きたとの事である。Thai の會社一手販賣所ではチャンダブリのガソリン卸商に對し至急送付を依頼せる模様である。Pranimita 又は Thai Rashtars 紙によれば一兩日中に約二萬噸の船積原油が政府の精煉所に到着する事になつてゐるとの事である。併し商人が將來を見込んで思惑買占をなす爲石油原油の價格は益々騰貴の傾向にある。(六月二十六日)

紙幣流通高

大藏省發表によれば本年五月中紙幣國內流通高は一五一、一三二、四九八銖で、その準備金は一七一、五五六、〇三六銖である。(六月二十六日)

タイ國石油問題

エシアティック石油會社並にスタンダードヴァアキーム石油會社の兩社では佛曆二四八一年公布七月十六日より實施の石油燃料法令に就き、現存條約は本六月卅日限り餘儀なく協

新艦命名

最近閣議は官廳執務時間(前八時始めのものは前十一時よ

り正午まで、前九時始めの者は正午より後一時迄を晝食時間とす）セムヨークの警察署建設費二十萬銖前拂の件、チェンマイ市の病院建設費として公債五〇萬銖發行の件を承認すると共に、目下イタリーに於て建設中の巡洋艦一隻を *Naresuan* 及 *Tak Sin* と命名する事を可決した。（六月二十八日）

議會議長及副議長選舉

今期議會第一日は本日午後三時首相以下閣員十七名、議員一三七名出席の下に開會、議長、副議長の投票に入り議長にはピヤ・マナバラツチ・セビ氏、副議長には前副議長ピヤ・プラチョン・バジャヌツク大佐が何れも大多数を以て當選、次で以後毎週一回土曜日の午後三時半より六時半迄開會することを議決し散會した。（六月二十八日）

次年度教育費

文部省は次會計年度経費として二千萬銖を要求すると傳へらる。増加費目は普通教育費に四百萬銖、職業教育費に百萬銖、チュラロンコン大學改築費八十萬銖等。因に同省本年半期の経費は七、一一四、二二三銖である。（六月二十八日）

タバコの年消費額

國産アルコール抽出成功

大藏省消費稅局は國産果實野菜を以て純アルコール抽出に成功、其の成分は輸入品に匹敵し得るもので、同局は此のアルコールより香料を製造すべく實驗中である。（七月三日）

S・C紙タイ・クロニクルと改稱

國會の意志に沿ふて來週よりサイアム・クロニクルはタイ・クロニクルと變更せり。（七月三日）

地方開發計畫助成

地方開發計畫助成の爲四月より九月迄の上半期分として一五〇萬銖を政府豫算より支出した。尙藏相は右開發計畫のスピードアップを希望し、各地方自治團體にも政府收入の一部を與へる意向であると。（七月四日）

タイとタイ國の稱號に就いて

信ず可き情報によれば内閣書記官長は六月卅日附で通達書の中に“*Thai*”として用ひる可き事を記した。然して國民と國籍との稱號と形容詞の場合には“*Thais*”を用ひる事に決定せり。*Thai*と *Thailand* が外國人に明瞭に解せられざれば、其の場合には括弧して *Siamese* 又 *Siam* を用ひる可き

毎年國內で消費されるタバコの消費額は約一、〇〇〇萬銖に上り、内六、七〇〇萬銖は、外國産のもの殘部は國産である。（六月二十九日）

農業學校新設

バングケンの中央實驗所近くに新設された農業學校は農相ブラ・ベツチャンタ・ラングスリス大佐、同次官山林局長産業組合局長、灌漑局長其他高官多數臨席の下に六月廿九日開校式を舉行した。（七月一日）

サコンナコーン縣選出議員政黨法案提唱す

信ず可き筋の情報によればタイ國の立憲統治下に政憲を誕生せしめんとする法律案が現在開會中の國會に討議されるであらうと、此の主要法案はサコンナコーンの選出のナイ・チャングシリカンドにより提出され、而して議會の第一類議員の多數により支持されてゐる。法案の主唱者は政府は國民間に民主主義思想の普及を決意して政黨樹立を可決せねばならぬと主張して居る。兎も角、反對は自由であり、而して陰謀其他の不祥事は政黨が組織されれば解消するであらうと。

（七月一日）

である。（七月四日）

地方學校教員に對して講習會開催

タイ國は地方學校教員に三ヶ月の科學教育講習會が文部大臣に依り先日バイン・ソマテート學校で開催され、各地から集つた三〇〇名程の教員は式に參列し、専門教育局長は本講習會開講のため大臣を招待したる旨簡単に挨拶を爲した。大臣は教員に對して高等科學知識の習得の重要性並に必要性に就き強調した。而して同講習會開講を宣言し降壇、本講習會を受ける者は各組に分れ、男子教員に對して前記バイン・ソマテート學校に於て滞在するが一方女教員に對しては *Chandernakorn* 家政女學校にて準備が整つてゐる。而して試験は講習會終了後實施される。尙大臣は本案に對し暫定的手段である教育講習會に關聯して地方學校に科學實驗室の設置を目論んで居ると云はれて居る。（七月五日）

四月の出入國者數

本年四月の入國外人數は三、三五七名で、出國者は四、〇五四名、内支那人の入國は二、七六三名で、出國は二、二二一名であつた。（七月五日）

暹羅米種發表

商務局は先頃タイ米穀會社に於て Pin Raew 種の米を多量購入する旨發表すると共に、農家に對し同種米の植栽を推薦したが、今般タイ米穀會社は更に左記八種の米を購入する旨發表した。因に該米種は過去十五ヶ年間農務水産局に於て研究改良されたもので萬國博覽會の賞讃を得てゐる。

“Pang Ngern, Champa Da, Thong Raya Dam, Light Yellow, Doalong, Bang Phra, Nam Dok Mai, Nang Tani.” (七月五日)

タイの美人バス車掌

盤谷のバス營業關係者が新線サーピスに綺麗な婦人車掌を使ふ案を立てゝゐるとタイ・クロニクル紙は報じてゐる。差當り若い女性約五十名を募集する間、漸次男子車掌を減らす豫定と聞く。候補者は多少とも教育を受けた者を暫く見習として勤めしむる事になつてゐる。既に三名の愛嬌ある若い女性が見習として勤務してゐる。(七月六日)

タイ最高勳章を英國グロスター公に贈呈す

タイ國タイ・デハーニユース紙の報に依れば、近日中にチ

ージ六世陛下の御弟グロスター公殿下に此の程チャクリー王室最高勳章を贈進する由、タイ國政府は既に本問題を熟考し又右に關する推薦方は攝政會議に於いて爲されたものである。(七月八日)

本年一月より四月迄の米輸出高

商務局の發表に依れば盤谷港自一月至四月の四ヶ月間の米輸出高は六二〇、九〇三噸で前年同期の五七〇、四四三噸に比し五〇、四六〇噸の増加で、國別輸出次の通り。

| | |
|------------|----------|
| シンガポール | 二二六、七九〇噸 |
| 香港 | 一三四、六一七噸 |
| 馬 | 二六、一九八噸 |
| 西印度諸島 | 一七、五八六噸 |
| ドイッ | 三六、〇五五噸 |
| (前年同期の約三倍) | |
| 其他歐洲 | 七四、七八一噸 |
| (前年同期の約二倍) | |
| アメリカ | 一五、五八六噸 |
| 南アフリカ | 一四、七〇六噸 |
| セイロン | 一一、七四三噸 |
| 印度 | 二七、八八七噸 |

右の内歐洲は漸次重要な米市場となりつゝあるが、之は歐洲諸國が非常時に備ふる爲、食糧貯藏を始めたからである。

(七月十日)

金準備保有

タイ國政府は昨年九月アメリカ向現送の銀貨賣却代金の一部一、〇一五、〇〇〇磅を最近金塊にて英國より盤谷へ現送中の由であるが、當國の此の金準備保有は中央銀行設立に關聯するものとして注目されてゐる。(七月十日)

學生制服の制定

學生生徒制服條令は昨日の官報で發布されたが、條令は六ヶ條より成り文部省は之に基き細則を定め、男女學生の制服を制定する。制服違反は罰金一〇〇銖以内。

尙同官報にて前議會を通過した學生其他青少年取締令を公布したが、十八歳以上の専門學校生徒、宗教學校及之に類似のものは除外されてゐる。右取締令に依る禁止事項次の通り

- (イ) 飲酒喫煙
- (ロ) 賭博
- (ハ) 如何はしき婦人との交際會合

一九三九年タイ國政治經濟情勢（七月）

(ニ) 銘酒屋、質屋、其他如何はしき家の立入り

(ホ) 非紳士的言行

(ヘ) 祕密集會、演説等

(ニ) 兩親又は保護者同伴の外、午後四時より午前四時迄の外出

(七月十一日)

税關に於ける見本品通關新事例

從來タイ國税關に於ては見本品の通關に際して歸國の際再び持歸るものに對しても一定の保證金を税關に供託する習慣なりしところ、今般本邦業者の便宜の爲バンコック幹旋所長の保證ある場合に限り右の如きものに對しては供託金を必要とせざる様税關の了解を得たり。尙申告書作成に際しては必ず明細の記載を要し、假に見本品にして再び持歸らざる場合は課税物件と見做す事となつた。(七月十二日)

南部地方に航空路開拓

確實なる情報によると航空輸送會社は南部地方に新航空路開拓の爲め、政府當局と交渉中なりと、同社は來年始め迄にはバンドン—ブーケット間の業務を開始すべく準備中であ

る。（七月十二日）

タイ國外務大臣辭任

今般攝政會議に於て現外務大臣チャオ・ピヤ・スリタルマ
チベスの病氣に由る辭任を承認し、仍て總理は國王の名の下
に外相兼任を命ぜられ閣議により *Nai Diek Jaya Nana* が
外務次官に任命された。佛曆二四八二年七月十四日は現政權
六周年に相當、上述の更迭が攝政會議により署名され首相に
より裏書された。茲に於てルアン・ピブン・ソククラムは首
相の他國防、外務、内務の三相を兼ねる譯となり、前外相も
相當期間休養するものと思はれる。（七月十三日）

石油統制法實施さる

タイ國石油統制法はエシア石油、スタンダード石油の二大
會社の強硬な反對を押切つて豫定の通り七月十五日より統制
實施に乗出したが、既に盤谷及ドンブリー市内には國防省燃
料局の石油取扱法三十七を指定し、又燃料局用油船四隻を海
軍ドックに於て建造すべく、近日中に起工式舉行の豫定であ
り尙海外に注文済の右船舶用ディーゼルエンジンは近く盤谷
着の豫定である。（七月十五日）

電氣會社減資

タイ電氣株式會社は最近の減資に依り六月十九日以降資本
金一一、二八一、六〇〇銖となつた。（七月十六日）

ユワチョン及ユワナリス運動に就て

タイ國は陸海空軍の整備増強に乗出した一方、ユワチョン
の養成訓練に力を注いで居る。ユワチョン・ムーヴメントは
ルアン・ピブン・ソククラムに依り提唱され、氏の國防大臣就
任後直に四〇〇名の青少年を以て創設されたものである。同
團體が全く軍事的教練を受けるものと判明した時には、各方
面から批判を浴び、同團體はドイツヒットラーユーゲントの
如く民主主義を主張するのではないかとさへ疑はれた。然し
さうした非難があつたにも拘らずユワチョン入團希望者は非
常に多く、當局は其の詮衡等の爲ユワチョン係局を設けねば
ならなかつた。今日ユワチョンは最も成功したものと稱
讃されてゐる。ユワチョンは殆んど各地の中心地に設けられ
團員は二〇、〇〇〇人以上を算す。此の程男子のユワチョン
に並んで女子のユワナリスが創設された。（七月十七日）

牛疫に依る被害

七月十八日夜放送された農業水産局報告に依ると佛曆二四
八〇—八一年の二年間に牛疫流行の爲死亡した家畜數は一
八二、〇二五頭に及び、金額にして約一〇〇萬銖の損失と算
せられ、更に亦タイ國から英領マレーへの家畜輸出も禁止さ
れた。政府は農業局獸醫部チュラロンコン大學獸醫部、ピヤ
タバ及びイク・チョン（ナコンラシマ縣）研究所で牛疫撲滅
に當らしめてゐるが、其の活動狀況を概略すれば次の通りで
ある。

パク・チョン研究所では毎年約三三八、〇〇〇銖に及ぶ血
清及ワクチンを製造してゐる。農業局獸醫部では最近數ヶ月
間國內南部の牛疫撲滅に務め成果を收めた。其の結果英領馬
來への家畜輸出禁止は解除された。目下中部地方の牛疫撲滅
に當つてゐるが、逐次北部及北東部に及ぼす豫定である。尙
タイ國現在の家畜登録表に依ると家畜數一一、二六二、九五
二頭、金額に見積り五、〇〇〇萬から六、〇〇〇萬銖である。

（七月二十日）

タイ國の銀貨賣却と金準備構成

タイ國大藏省は七月二十四日次の如く發表した。

一九三九年タイ國政治經濟情勢（七月）

一、タイ國政府は一九三八年九月二十二日付コンミニュニケに
於て、國庫及通貨準備勘定の保有する銀銖貨の處分に付き
必要な處置を講じた旨公表し、次で一九三〇年一月十二日
議會に於ける一議員の本件に關する質問に對し藏相は次の
通り答辯した。
「タイは既に早くから銀本位制を廢止してゐる。従つて本
位銀貨は不要であり且つ銀の價格が不安定である以上速か
に銖銀貨を賣却して金地金に換へ置くべきであつた。銀を
賣つて其の價格が銀以上遙かに安定してゐる金を得る事は
國家の利益である。」
斯くてタイは米國へ銀貨を現送し其の溶解と賣却とが完了
したのは本年三月末である。其の結果は次の通りになつた。

| | |
|----------|------------------|
| 溶解銀貨總額 | 五二、四三六、〇〇〇銖 |
| 銀抽出高 | 二二、八一六、三八一、一一オンス |
| （純分・九九九） | |
| 總收入 | 九、八一、〇四三、九一U.S.弗 |
| 銀賣却高 | 七、一三一、九〇〃 |
| 雜收入 | 九、八一八、一七五、八一〃 |

費 用 二二六、五〇三、三六U・S・弗
 差引純收入 九、五八一、六七二、四五〃〃
 上記で賣却価格は一オンスに付四十三仙、一銖銀貨に付
 四二、二八サタンとなる譯である。
 二、今此の銀賣却を一九三一年當時の賣却と比較すると次の
 通りである。

| | | |
|-----------------|----------|----------|
| | 一九三一年 | 一九三九年 |
| 賣上價格 | 一二・七三一六片 | |
| 銀一オンスに付又は二五・七八仙 | | 四三仙 |
| (純分・九九九) | | |
| 一銖銀貨に付 | 二七・二八サタン | 四二・二八サタン |
| 費用 | 〇・九一四六片 | |
| 銀一オンスに付又は一・二四仙 | | 一・〇四仙 |
| (純分・九九九) | | |
| 一銖銀貨に付 | 一・三二サタン | 一・〇二サタン |

茲に特記すべきは、其の後米國は一オンス四十三仙での銀買上を停止し、其の結果現在の銀價は此の水準から餘程低落してることである。若しそれより二、三ヶ月遅れて賣つたとすれば相當大きな損害は免れ得なかつたであらう。七月十日には一オンス三十五仙となり一銖銀貨は僅かに三

四・七一サタンに過ぎない。故に若し當日賣つたとすれば約三、九六九、〇〇〇銖の損失となつたであらう。
 三、銀賣却から得た純收入は佛曆二四七五年（一九三二年）の通貨修正法の條項に従ひ金の買入に充當した。買入はロンドンに於て實行し買入金塊六七九銖此の純量二七三、八一八、五四五オンスである。價格は純金一オンスに付き三十四弗七十六仙である。
 此の金塊はタイ通貨準備の一部として國庫に保有し、タイ國最初の金準備となるのである。（七月二十二日）
軍用織布工場計畫
 國防省はバングスリーの軍用被服工廠の外にピサヌロークに新工場を設立すべく所要經費三八〇萬銖、二ヶ年計畫で本年半頃より工事に着手する筈、一方バングスリー工場を來年度大擴張の豫定で大量の新機械を購入する由。（七月二十二日）
政治犯人刑務所
 確實な情報に依ると常習犯流刑地たるタルタオ島より約三十五軒の所にあるアダン島に長期刑政治犯人の刑務所を建設すると云ふ。目下政治犯人は盤谷刑務所に收容されてゐる

が、本年末迄にはアダン島に移送する計畫で、主務官廳は既に島内に適當な位置を決定し、近くタルタオ島の囚人を派遣して地均の上、假屋を建設する由である。（七月二十二日）

秩父宮殿下に最高勳章捧呈

日本タイ協會總裁にあらせられ日本タイ兩國親善に多大の御寄與あらせられた秩父宮殿下に對し奉り、タイ攝政首坐殿下より同國最高勳章ナイト・モスト・イラストラシア・オーダー・オヴ・ローヤルバウス・オヴ・チャックリー勳章を御贈進申上ぐることとなり、去る二十四日駐日タイ公使は同勳章を捧戴赤坂表町御殿に參向して親しく殿下に捧呈申し上げた。（七月二十四日）

タイの燃料問題

タイでは最近法律で石油、鹽、タバコ等の工業は全部政府監督の下に行はれるやうになつたが、此の國の商工業の狀態ではさうしたものに政府が干渉するのは當を得てないやうに思はれる。又政府が管理したとは云へ其から上る收入その他は大したものでない。

タイで現在消費される石油生産品は年に約一〇萬噸と見積

られてゐて其の内容は次の如くである。

| | |
|--------|---------|
| ガソリン | メトリック噸 |
| 石油（燈用） | 二二、〇〇〇 |
| 燃料油 | 三五、〇〇〇 |
| 其他製品 | 三八、〇〇〇 |
| 計 | 四、〇〇〇 |
| | 一〇〇、〇〇〇 |

交通機關の發達及國內工業の發展と共にガソリンや燃料油の需要も大きくなり市場も大きくなる事は確かである。數年前政府が鑛油貯藏場の設置に乘出した時、法律改正の必要を認めた。其の際の決議に基き現行法案は書き下されたものである。その後石油罐製造所の設立、石油精製所の設立が次々に企てられ、計畫は數々と擴張されて行つたが、其の製造能力は年に約六五、〇〇〇メトリック噸位のものであり費用も二〇萬磅を越すと云はれる。既に國內に又隣邦馬來により安價にタイで消費する程度の石油を供給する様な機關が結構であるから、其の様なことは却つて冗費であるまいか。國內で精製されるものは輸入品より割高につくことは確實である。それで無駄な消費といふことはさておき、割高

なものを買はされる國民はたまらないだらう。然し政府が事業を始めるならばもつと安價に國民の手に入るといふことを考へ、さう云ふ利ある事業に進んで行つた方が良いのではないか。灌漑事業は數年非常に進歩した、従つて米の産出は多くなり成績も良い。産業組合運動から刺戟を受けて農業方面の生産力はグン／＼良くなつて行く。鐵道網も擴げられて行き、十八ヶ年計畫の道路開發工事も着々進められて居る。之等全ての發達によりその中に石油製品の消費も増加することは疑ふべきもない。

タイ國燃料油輸入統計（四月より三月迄）

| | |
|------------------|-----------|
| 佛曆二五七五年（西曆一九三一年） | 七、六二二、五一一 |
| 二四七〇〇 | 八、六六一、三八九 |
| 二四七〇〇 | 九、一三〇、七三八 |
| 二四七〇〇 | 九、九三二、六三六 |
| 二四七〇〇 | 七、七九一、一一七 |
| 二四七〇〇 | 七、三四〇、六〇七 |

尙政府消費のため買入分は上述統計には含まれざるも調査によれば二五強に相當すると云はれて居るが當國の燃料輸入額は一ヶ年一、〇〇〇萬銖を超過するものと見て差支へなからう。（七月二十五日）

と云ふ簡條もあり、又一定時期迄當地の石油蒸溜所の操業を延期して欲しいとも言つてゐる。政府は此の獨占供給を認めず仲々其要求を入れず、終に交渉決裂かとも思はれた。然し七月八日に至り漸くスタンダード石油會社は讓歩し七月十五日以後も營業を續ける旨通知し、一般の空氣は稍穩かになつた。續いてエシアティック石油會社も政府の要求を漸く容れ、今後も供給業務を續ける事になつたが、残る問題は政府燃料局と二會社の供給割當といふことだけになつた。盤谷では七月十五日二會社が營業を停止した場合市民は當日全市の自動車を止め、石油不買示威運動を行ひ其の節約高を國民獻金に當てる様準備してゐたが、形勢が穩かになつた爲此れは中止することとなつた。（七月二十五日）

燃料暴利取締令實施さる

盤谷及トンブリー市では去る七月三日より向ふ十五日間石油の暴利取締令が知事の命により實施された。此れは當地市場に於て燃料油の販賣價格が日毎に騰貴する傾向より必然的に下された方策と看做される。その公定價格は石油九・三四士丹、重油八・九六士丹であつて原油の價格

らう。（七月二十五日）

石油問題交渉順調に運ぶ

過般議會を通過した液體燃料法は愈々七月十五日より實施の運びとなつた。此の法令に何より影響を蒙つたのは當國に於て石油供給を殆んど獨占してゐるといつてよいエシアティック・ペトロリウム會社（英系）とスタンダード・ヴァン・ウーム石油會社（米系）である。といふのは法令中に從來の獨占を脅かされるやうな條項が設けられ、加へて國防省燃料局が同工場にて精製のベンチンを一般に賣り出すこととなつたからである。其の爲此の二會社は内務省に陳情書を提出したが、政府は此れに良い返答を與へなかつた爲、會社側では七月十五日を期し一齊に當地に於ける營業を停止することに決し、其の旨販賣筋に通告した。茲に於て一般は此れより先石油の供給を斷たれることを懸念し、石油の思惑買を行ふものなど出て市場には不安な空氣が漲り、其の價格さへ日毎に騰り行き暴利取締令さへ布かれるに至つた。一方會社側では政府と折衝を重ねて其のおだやかな調停を待つてゐたが、抗議陳情書中には燃料局は官用の供給に範圍をとめて欲しい

も亦規定された。當地の石油關係の輸送關係業者、特に發動機船業者は燃料油の不足状態に困つてゐる。バンコック・カイ運河を上下する四十隻に餘る小蒸汽船は、此の二、三日岸に繋かれたまゝである。原油は目下國防省燃料局では三軍人票で賣出されてゐる。某石油會社は發動機船用の原油のストックを外國會社に供給して居るが、タイ人經營業者には供給差し止めを行つてゐるとも云はれる。

暴利取締令の實施にあつては當地の市場に對しても行渡つてゐることであるから、政府と民間のスタンダード及エシアティック兩社の折衝が圓滑に行はれる様になれば自然となくなるだらうと樂觀視されてゐるのである。

（七月二十五日）

廣東、華僑兩銀行頭取二名逮捕さる

最近の秘密結社檢舉に關聯して二名の銀行頭取が逮捕せられた。兩銀行からは秘密書類が多數押收せられたが、右は本事件に關係あり、又本國に發送された書類の寫も多數に上つて居る。

Mr. Ang Thye Gee はタイ國語を語らず書類は全部タイ

語に翻譯せられた。他に華僑銀行のスタッフも逮捕せられたが現在監視執行を許可せられてゐる。

右に關する盤谷警視廳總監プラビニット・チョング・デー氏談によると、此等の銀行家が檢舉された事は彼等が秘密結社「國民黨」に關與せる事實によるものである。此等三人が保釋を許されるや否やは取調の結果によるもので現在は言明の限りではない。(七月二十五日)

砂糖會社新設

經濟省はピッサヌ・ロークに砂糖會社を新設すべく計畫中であるが、之に關しランパン製糖會社社長は社員數名と共に一般調査の爲同地に赴いた。(七月二十七日)

漁業權はタイ國民のみに

タイ國領海に於ける漁業のライセンスは將來タイ國民又はタイ會社に限り許可する事となるべく、漁業權に關する法令は今議會に上程審議の筈。(八月一日)

外國商社(臺灣拓殖)に對する土地賣渡

或タイ國人が棉花栽培を目的とする外國商社にナコンパトムの土地を賣渡したが、一朝有事の際右の土地は貯油所兼飛

して居る。

棉の若樹は現在十吋位で收穫後は日本に輸出する豫定となつてゐる由。(八月一日)

佛曆二四八二—八三年度豫算案上程

豫算決議書中にある歳入歳出の見積り額の二、三は當議會に提出せる可きもので、當豫算は約一、二四、〇〇〇、〇〇〇銖に達する事により balance が保たれ、又資本的支出金約二四、〇〇〇、〇〇〇銖の範圍内の豫備金を持つて居る。而して議會開會前に論議される段取である。

歳入之部

| | | | |
|-------|---------------|-------|-------------|
| 王室費 | 四、三〇〇銖 | 契約支辨費 | 七、三九、八三三銖 |
| 國債償還 | 八、八二、六六〇 | 改築復興費 | 二、〇七、三六八 |
| 支出準備金 | 一〇〇、〇〇〇 | 内 閣 | 一、八五、〇九〇 |
| 國防省 | 九、八三、八二〇 | 外務省 | 九六七、二八三 |
| 農務省 | 六、九〇、八九六 | 文部省 | 一、四、五三〇、七八四 |
| 内務省 | 三、四、九七、〇三三 | 司法省 | 二、三〇四、八三六 |
| 經濟省 | 一、四、九八、〇〇〇 | 議會費 | 二、四八、九六四 |
| 王室官吏局 | 一、〇〇、〇〇〇 | 國王醫費 | 五、八三六 |
| 合計 | 一、二四、〇〇〇、〇〇〇銖 | | |

一九三九年タイ國政治經濟情勢(八月)

行場に早變り使用せられるであらうと、或新聞は報じてゐるが、右に關しタイムス紙の得た情報は次の通りである。

モム・チャオ・タウインカマラサナ妃殿下は父君の素志を繼いで棉花栽培に従事せられてゐる。故殿下は此の事業に興味を持たせられ貴い経験を積まれたのであるが、悪天候と悪運に禍せられて殿下薨去迄には渺々しく進展を見なかつた。

斯くして約三年前より殿下の娘が本事業を繼承せられ、去年來に至り漸く活動期に入つたのである。此の棉花栽培地は三町村に跨る三、〇〇〇畝に及び、殿下の支拂はれた地代は一畝に就き約二銖程度であつた。其後妃殿下は官川岩二氏と契約し五ヶ年に亘り官川氏が勞力と資材を提供し、得たる利益は之を分割、契約満期後は凡ての機械器具を妃殿下の手に渡されると云ふのである。尙此所に働く労働者數は男女併せて一、〇〇〇名を越へ、彼等は日本人の指導のもとに働き、日給は四十乃至五十士丹で、後者は月給二十五乃至八十銖である。

害蟲驅除の爲多量の石油と十盞餘のトラクター運轉の爲機械油が貯藏されて居る。又三名の私設警官が始終任務に服

税及關稅

| | | | |
|------|---------------|-------|-----------|
| 稅及關稅 | 六三、四七、二四〇銖 | 收 入 | 四、〇六、四四三銖 |
| 手数料等 | 一三、二七、四五〇 | 其他收入額 | 一、三四、六二二 |
| 合計 | 一、〇〇、〇〇〇、七五三銖 | | |

資本支出の主なるものと合計

| | | | |
|---------|-----------|----------|-----------|
| 棉作改善計畫 | 一、一六、六五五銖 | 輸出改良費 | 三、六三、〇〇〇銖 |
| 國道準備積立 | 五、二六、四九八 | 液體燃料工場 | 九、四、九〇〇 |
| 鐵道敷設費 | 三、二〇、九〇〇 | 飛行場 | 一、九四、七〇〇 |
| 灌漑費 | 二、五〇、五三〇 | 國立銀行創業資金 | 三、〇〇、〇〇〇 |
| 臨時國道建設費 | 一、七五、〇〇〇 | 其他 | 三、九七、〇六七 |
| 合計 | 三、八八、五三四銖 | | |

營養食の奨励

内務省は近く國民の營養改善促進運動に着手する由健康で辛棒強い國民を作り上げる爲の營養食の價値に就ては度々強調されてゐたが、今般内務省は衛生局専門家の提案に基いて國民に必要な食物の智識を與へ、且つ營養食奨励運動を起すこととなり、之に關するパンフレットを配布する外、他の方法も目下研究中である。専門家の報告によるとタイ國一般民衆は國內に多種類の營養食物が存在するに關らず、極く限られた食物しか攝つてゐないと云ふ。ジンメルマン博士やアン

ドリーユー氏も此の點を強調してゐる。衛生局のヨング・ファ・チユチス博士は既に榮養食問題に關する著述をなし、啓蒙運動の皮切をしたが、内務省の運動は之と同一の線に沿ひ且つ大規模に來月早々から着手することとなる由。内務經濟兩省當局は榮養食運動に關する法令を起草すべく準備中で、本議會開催中に上程の筈。一方衛生局では各食物の榮養價値を研究する實驗所を設立す可く計畫中で、國防省も國民體位向上の見地から、此の榮養食運動を大いに支持して居る。

（八月三日）

外國石油會社とタイ國保爭

タイ國より當地への入報によるとタイ政府と外國石油諸會社との間に保爭を惹起するであらうと云ふ。此の保爭はエシアティック石油會社とスタンダード石油會社がタイ國の店を閉めることに決定するであらうから益々擴大の形勢である。而してタイ國政府は歐洲の石油會社に對すると同様に米國の石油をもタイ國より排除するものと見られてゐる。（註 右はタイ國政府が外國石油會社に對して一定量の貯油を命令した結果の係争である。）（八月三日）

官有地開發

大藏省は官有地の若干部分を開發改良して相當に收入を得る目的の下に先づ來年度特別支出として五萬銖を計上し、之が開發を計ると云ふ。（八月三日）

在留日本人にタイ國勳章を贈呈さる

今回タイ國政府は在タイ日本海軍武官及實業家に對し左記勳章を贈呈した。タイ國駐在帝國海軍武官鳥越新一大佐及び三井男爵に白象三等勳章（Third Class, the Most Illustrious Order of the White Elephant）齋藤陸軍中佐及び井上氏に王冠三等勳章（Third Class, the Most Noble Order of the Crown of Thailand）高月氏に王冠四等勳章（Fourth Class, the Most Noble Order of the Crown of Thailand）鈴木氏は王冠五等勳章を夫々贈呈せられた由。（八月五日）

國立銀行設立は一九四一年か

某紙所報に依ればタイ國々立銀行は佛曆二四八四年（一九四一年）始め迄に設立せらるべしといふ。本銀行はタイ商業銀行及政府貯蓄銀行と密接なる連絡を執つて業務を行ひ、地方の各中心地に支店を設け、又一般銀行業務の外、農業銀行

と同様な業務をも行つて農民大衆を助力する筈である。大藏大臣は同銀行創立費として三〇〇、〇〇〇銖を支出したが設立審議會は既に銀行設立に賛成決議をした。

顧問W・A・M・ドール氏は各國に於ける國立銀行制度の研究報告を委囑されて居り、銀行設立の曉は總裁に大藏大臣を委員會委員たるドール氏、プリンス・バインバイトヤコーン・ポロバーン殿下及びピバダナジャ殿下を銀行顧問に任命すと。（八月五日）

小學校教育の普及

文相秘書官談に依れば小學校教育普及運動は大いに成績を挙げ、過去六ヶ月間に建設され、又目下建設中の小學校數は五、〇〇〇を下らず、新設學校の教員數一〇、〇〇〇名新就學兒童數五〇、〇〇〇名に上つた。

本年半期の文部省豫算は七、一八二、二三三銖、其の内三、八〇四、六四五銖は小學校教育の爲に支出された。前議會に於ける文相の聲明に依ると政府は二、五〇〇校以止を建設する豫定であつたが、之は一般公衆の協力に依り倍加された。即ち一校宛建設費中政府支出は多くの場合僅に四〇〇一、

〇〇〇銖以内で爾餘の經費は寄附金に依つた。政府統計によれば學齡兒童一、五〇〇、〇〇〇人中未就學のものは尙七〇〇、〇〇〇人である。以て次年度文部省豫算は約一四、五二〇、七八四銖を要求するが、内七、六八一、二九一銖は小學校費に充當されるであらう。（八月五日）

關稅收入並關稅法改正概略

最近發行された佛曆二四八一年（一九三八年）度關稅局報告に依ると關稅收入は國庫總額の三六％以上、集金經費は稅收入額の二・一九％に過ぎず同報告中には關稅の改修並に左の如き統計が記載されて居る。佛曆二四八一年關稅局總收入四一、三七一、三三二銖細別次の如し。

| | |
|-------|-------------|
| 輸 入 稅 | 三〇、九三二、六三八銖 |
| 輸 出 稅 | 五、五一二、九一一〃 |
| 錫 關 稅 | 二三七、六四八〃 |
| 錫 稅 | 四、二九九、一四〇〃 |
| 其 の 他 | 三八八、九八五〃 |

總額に於て前年より一、八五一、八八四銖の増收である。稅關犯罪は佛曆二四八〇年中盤谷にて三七〇件、地方港にて五七〇件、二四八一年盤谷にて一六九件、地方港六三二件

で密輸は二四八一年中自動ライター一三、〇八四個、マッチ七一、三五六箱、香水五〇六瓶であつた。關稅局の改組は二四八一年三月二十日の報告にて發表されたが、關稅法規中主なる改正は次の如し。

今後稅關検査官の調査に依り地方港の統一を圖る國內全港口の一齊調査を行ひ、小港に對しては少くとも年一回、大港は年二回或は三回、調査を爲し各方面の詳細なる狀況報告を行ふ。前回は報告された關稅法の改正及統一政策中最も主要なものは積立金の拂戻、通關願書の制定、政府輸入品の通關手續、ミルクの査證、及通關規定の統一、抑留申告法の統一輸入積荷證明の改正、地方港の出港免狀を受けた貨物の盤谷港に於ける税金支拂規定、破損貨物の稅額、波止場所有者約定の改正、波止場管理法の統一等である。

今年度關稅法の主なる改正次の如し。
盤谷港の輸出貨物積置場に關する規定、積荷明細及び其の他の書類の統一並に改正、土地稅取扱に關する新關稅法令（第七號）の實施法則等、右新法規は何等の障害なく實施されて居る。

ば去年（二四八一年）の政府歳出入は極めて満足すべき状態で歳入は豫算より約八、〇〇〇、〇〇〇銖の超過を示し追加支出を差引いても三、〇〇〇、〇〇〇銖の剩餘となるであらう。實行豫算報告は目下編纂中で近く公布の豫定との由。尙當初の豫算は歳出入各一〇九、〇〇〇、〇〇〇銖強であつたが七、三七〇、九八〇銖（五、三一九、二七七銖は支給日變更に依る三月分官吏俸給二、〇五一、七〇三銖は道路建設費）の追加支出があつた。（八月七日）

メコン河に稅關設立

佛曆二四八一年（一九三八年）稅關報告中に記載されたタイ及印度支那國境に於ける稅關統制に關する記事によると、今年一月末で終つた稅關年度中最も特記す可きはメコン河各地、即ちチェンコン、ノンカイ、チャイブリ、タウザン、ナコーン、パノム、ムクダラインに於ける稅關の設立である。タイ國は佛國との新條約及印度支那との稅關及通商協定が承認される迄約四十年間メコン河右岸二十五杆以内の地點に稅關を設くる事を制限されてゐたが、此の新協定により制限を解除された。然し之は一般輸送品には課稅せず十品目即ち

尙耕地保障要求法が制定され、更に地方稅務署に於て現金の代りに小切手取扱法が定められた。其の他再輸入を行ふ物品の輸出手續の統一、盤谷輸入局の簡易化を圖る爲積荷證明書改正法の變更を行つた。（八月五日）

華僑抗日獻金貳百萬餘銖に上る

香港より當地に達せる報道によると在タイ華僑は今回の戰費の一部とし二四〇萬銖を獻金した由、一九三八年十一月より三九年四月迄の馬來華僑の獻金は最高で同期間本土送金額は二六、四五九、六五六銖を示した。

| | | |
|-----|-------|----------------|
| 第一位 | 英領マレー | 一〇、九六九、四二三、六二元 |
| 第二位 | 蘭領印度 | 四、七八八、九四六、七八〇 |
| 第三位 | ヒリッピン | 二、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 第四位 | 香港 | 一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 第五位 | ビルマ | 一、五〇二、六八二、五二〇 |
| 第六位 | 印度支那 | 七八、三一八、八〇〇 |
| 第七位 | ボルネオ | 四〇、四六九、七〇〇 |

（八月七日）

佛曆二四八一（一九三八）年の實行豫算決算概要

大藏大臣ルアン・ブラジット氏の議會に於ける聲明によれ

多大の價値を有する物品、マッチ、タバコ、油、アルコール朝鮮人參其他に限り課稅することが條件となつてゐる。併し課稅範圍は近き將來擴大されると思はる。尙同協定中には、メコン河に於ける密輸禁止條項も含まれてゐるが、右條項は必要なる法規の制定と同時に發動するやう提案されて居り原案は既に當局の承認を得た、新設稅關は目下主稅局及内務省の管理下にある。

農作物の蟲害高

農務省水産局の公表に依れば各種蟲害及黒死病に依る農作物の被害高は年五、〇〇〇、〇〇〇銖から一〇、〇〇〇、〇〇〇銖を上下してゐる。同局昆蟲科は過去數年間廣汎な研究を行ひ、害蟲の種類數百種に上る事を發見し、其の驅除運動に乗出してゐるが、近く之に關するパンフレットを配布し、農民の協力を要望する筈である。（八月十日）

産業組合増設計畫

近來タイ國に於ける各種信用組合の發展は著しいものがある。農務當局のラチオ放送に依れば次會計年度に於て既に議會の承認を得たる内債の二五、〇〇〇、〇〇〇銖を以て組合

運動の資金とし農民の福利増進のため組合の改善擴張を計り同年度内に少くも五〇〇の新組合を設立する。當局は農民の重荷となつてゐる負債の種々なる原因及國際收入の五二・〇%を占むる見地から組合運動に着手した。かくて佛曆二四七六年(一九三三年)——二四七七年(一九三四年)の間に始めて合計一九一の信用組合を設立したが翌七八年には七〇〇、〇〇〇銖を支出して五六二組合に増加し、土地を濟し崩して購入する組合を創設した。二四七九年には、基金を倍加(一、四〇〇、〇〇〇銖)して組合數同年末に於ける同國の組合數は合計一、二四〇となつた。二四八一年(一九三八年)には一五、〇〇〇、〇〇〇銖で新しい三種の組合、即ち商品賣買組合、土地改良組合、土地開拓組合を設立した。又本年四月以降七月末日迄に組合數は可成り増加して現在總數一、三九三其の内譯は次の通りである。

| | |
|--------|-------|
| 信用組合 | 一、三四九 |
| 土地開拓組合 | 一八 |
| 商品賣買組合 | 八 |
| 米商組合 | 八 |
| 土地購買組合 | 四 |

土地改良組合

傳る所に依ると産業組合局は本年度に於て組合十、米商組合及鹽業組合各三十を増設し米商組合は正當な値段で農家から米を買上げ、之を經濟省所管のタイ米穀會社に供給し鹽業組合はスマット・プラカーン、チョンブリ、スマット・サゴン、スマット・ソングラム地方に模範的組合を組織し組合事業として運河の構築等も遂行する筈である。(八月十一日)

米及護謨の輸出税賦課標準公定値段

タイ國に於ては佛曆二四八一年關稅率法第四條に依り稅關長に輸出税賦課標準公定値段制定權を賦與せるが、年四回四月二十日、七月二十日、十月十日、一月二十日に各四半期の市價を平均して算出の上發表せらるゝ筈のところ本年に限り八月七日第二四半期迄の平均市價より算出せる公定値段を發表、右は八月七日以降十月十九日迄有效なる旨定めらる。此の公定値段は次の如くであるが尙輸出税は下段括弧内の通り米(粗も含む)

| | | |
|-------|---------|---------------|
| 1 白米 | 標準ピクルニ付 | 四・四五銖(從價四・二%) |
| 2 白碎米 | 同 | 三・一二(同 四・四%) |

| | | |
|-------|---|---------------|
| 3 白粉米 | 同 | 二・〇二銖(同 三・二%) |
| 4 玄米 | 同 | 三・五六(同 五・四%) |
| 5 玄碎米 | 同 | 二・二二(同 三・七五%) |
| 6 玄粉米 | 同 | 一・一二(同 三・二%) |
| 7 粗 | 同 | 二・四五(同 七%) |

護謨

| | | |
|---------|-----|--------------|
| 1 屑護謨 | 貯ニ付 | 〇・四八銖(從價 七%) |
| 2 護謨液汁 | 同 | 〇・三三(同 同) |
| 3 其他の護謨 | 同 | 〇・七三(同 同) |

(八月十二日)

水利事業と浚渫機購入

灌漑局は本年度中に經費二八八、六〇〇銖を以て三運河を掘鑿する計畫であるが、完成の曉はアユティヤ、スパンブリ、パトウムターニー、ノンダブリー諸地方の農業に裨益すること極めて大なるものがあらう。尙當局は七五、〇〇〇銖を以てパクラットのダムを修復すべく計畫中である。

同工事遂行の爲灌漑局は三〇〇、〇〇〇銖を以て小型浚渫機を購入するが、一方經濟省もメナム河浚渫用として小型機二臺を海外に注文した。

尙盤谷新港建設の爲昨年オランダに發注した大型浚渫機は

九月始來着の豫定である。(八月十二日)

警察力擴充三ヶ年計畫

經費二、〇〇〇、〇〇〇銖を以て遂行中の警察力擴充改組三ヶ年計畫は本年末を以て終了するが當初人口一四〇〇名に就き警官一名の割合が本年末には八〇〇名につき一名となり警察力は殆んど倍加された改組案中最も重要なものは徵募制警官問題であつたが、警察局長の採用した第一着手は之等徵募警官をより能率的で信頼し得、且つより教育ある志願制度警官と換へる事であつた。警官學校は多くの重要都市に設立せられて毎年數一〇〇名志願者を養成して徵募警官の代りに補充された。又上級警官の訓練も改良せられ種々の専門分科も可成進歩した。かくて改良計畫の第一段は近く完成するが警務局は更に警察機械力の増強に就き目下考慮されてゐるが既に多數の自動自轉車は注文済、やがて地方の町に乘馬巡察隊を設置する計畫であるが、之等の所要經費は次會計年度に於て要求される。(八月十三日)

六ヶ年間の特別支出額一億銖(社説)

自佛曆二四七七年(一九三四年)至二四八二年上半年(一

九三九年)五ヶ年半に於ける政府の特別支出總額は約七七、〇〇〇、〇〇〇銖であるが、次會計年度(二四八二—八三年)の特別支出豫算約二三、〇〇〇、〇〇〇銖を加へると一九四〇年九月末日迄の合計は一〇〇、〇〇〇、〇〇〇銖に上る。

之は政府の進歩政策を如實に證明すると共にタイ國の各部門に於ける進歩に寄與すること大なるを知るに足る。

タイ國一ヶ年の歳入にも均しき此の巨額の特別支出は各種の改良計畫即ち農工業の進歩、交通運輸の改善、各種公衆事業及救済事業に使用せられ、其の結果經濟上及公衆福利の増進上影響する所大なるものがある。而して此の經費の大部分は次年度の歳入及國庫豫備金より支出し僅に一部分のみが内債に依つて支辨せられ、その準備編成は極めて簡單である。次に二四七七年以降各年度の特別支出額を示すと、

| 年次 | 金額(銖) |
|--------------|-----------|
| 佛曆三七年(一九三三年) | 三、九五六、一四四 |
| " 三七年(一九三一年) | 七、〇六九、九一六 |
| " 三七年(一九三一年) | 一、六二八、一四七 |

佛曆三八年(一九三二年)豫算 一五、九四一、六八八
 " 三八年(一九三一年) " 二二、一〇八、五二四
 " 三八年(一九三一年九月迄) " 一五、八一五、二七九
 (上半期)
 " 三八年—三八年 " 二二、八八九、三六四

斯かる龐大なる特別支出と各省局經費の増大にも拘らず其の財源の大部分は税制の改革によつて得られ、慎重な財政政策と相俟つて國家の一般的財政には何等の支障も起してゐない。かくて數年前の立案になる社會事業のみは財政の關係上未着手の儘残されてゐるが、其の他の國民福利増進計畫は各部門に於ける再建進歩となつて現はれてゐる。政府は社會各層を壓迫しないで済む新財源を探索して年々國家収入を増加し、次々とその計畫を遂行しつゝあるが、吾人は、將來益々社會福利増進計畫が實現しつゝあるのを信じるものである。(八月十三日)

日本人の漢字新聞發行か

從來盤谷で發行されて居た華僑の漢字新聞中九種類は新聞紙法違反で當局より廢刊を命ぜられて、現在繼續發行中のも僅かに一種に過ぎない現状にあるが、最近の情報に據れば

日本人中「泰京日報」と稱する漢字新聞の發刊を計畫し、當局に對し許可を出願した由である。此れに關しては當局も其の事實を確認してゐるが、斯かる許可を與へるや否やは時局柄深甚な考慮を拂ふ必要あるものとされて居る。(八月十四日)

タイ國代議士の歳費増加

第一種議員(民選)三十名の連名で提案せられた議院法中歳費を現在の月額二五〇銖より三五〇銖に増加改正の件は首相の賛成により實現を見る模様である。而して右改正法案が議會を通過した場合は、他の政務官の俸給を随つて増加し、大臣秘書官は五〇〇銖に、同參與官は四〇〇銖となり、大臣の俸給も増加を見るであらう。(八月十四日)

支那人學校一齊檢舉

現在のタイ國政府を誣ふる宣傳文の領布及秘密結社「國民黨」に關聯し、小學校教員を中心にして行はれた大檢舉につき新聞檢閲部長ルアン・ソーラ・ボンルワンデット氏の當局談は次の如し。

現政府を誣ひた宣傳ビラ頒布に關聯し當局の探查の結果

小學校教員の一黨は重慶政府に對し現タイ國政府を誣ひ加之秘密結社を設けて日貨取扱商人に危害を加へる等の行動あるを知り、支那人小學校の一齊檢舉を命じたが、而して天啓小學校始め三小學校より現政府を誣ふる文書並に傳單を押收し目下嚴重取調中である。(八月十五日)

放送局新設

宣傳局新聞班長ナイ・ブラサード・ダスリバスト談によれば、近くロンプリーとノンダブリーに放送局新設の計畫で、ロンプリー局は既に試験中で成績良好である。尙政府は人口稠密な地方都市數ヶ所に放送局を建設すべく考慮中である。(八月十五日)

特別議會は消滅

某紙所載によれば例年十二月十日より開かれる特別議會は本年は召集されずと傳へてゐる。從來此の特別議會は三月一日以前に提出される豫算審議の必要があつたのであるが、會計年度改正の結果豫算案は十二月—三月迄の會期中には討議されないことになり、又今期議會は定例九十日の期間經過後に延長されるだらうから、特別議會の必要はなくなる。政府



は今會期中に各種重要法案を提出し、通過法案は直に實行に移して其の成績を觀た上、次期議會に其の法案を修正する腹だとも述べてゐる。（八月十六日）

盤谷市に大火災

本日夜十時に起つた盤谷市中央部の火災は三十年來の大火で、被害地域十五味以上、焼失家屋四、〇〇〇軒以上で、ボンブラブ警察署、區役所、サイバンヤ女學校（一部）等をも烏有に歸し、罹災者一〇、〇〇〇人以上は主に華僑である。確實な損害額は未だ不明であるが二、〇〇〇、〇〇〇銖以上に上る見込である。

原因に就ては不注意に依る失火説と、喧嘩に依る放火説と華僑秘密結社の仕業説と色々あるが、因に同區域は電燈なく全て石油ランプを使用してゐる由である。（八月十六日）

新艦竣工

確實なる情報によるとイタリートリエストで建造中のタイ軍艦二隻四、五〇〇噸級で一隻の建造費一、〇〇〇、〇〇〇銖で殆んど竣工し、本月末迄にはトリエストよりタイ國へ回送される筈である。（八月十八日）

脅迫嫌疑者多數を拘引留置した。

三、國民黨盤谷支部を襲ひ梁偉成、陳文堯等の首腦者を一網打盡に檢査し、秘密文書多數を押収、取調中である。

四、去る四月以來華僑小學校で閉鎖を命ぜられたもの三十校に及び、抗日教育の學校多數を含む、又抗日策動の廠で檢舉された小學校長も多數である。

五、抗日分子は從來國外追放を行つて來たが、テロ行爲の根絶を期する爲今後は嚴重な體刑を加ふべしと要望されてゐる。

以上の如きタイ政府の華僑彈壓に對し重慶政府は大いに狼狽し、各種言論機關を通じタイ政府の對華僑態度を非難する一方、タイ國が華僑を彈壓し親日政策を遂行することはタイ國に隣接せるビルマ、馬來、佛印にも危険であると強調して英・米・佛三國に泣きつき、之等三ヶ國の盤谷駐在代表者を通じタイ政府に華僑彈壓停止方を警告するやう要請したとも傳へらる。（八月十八日）

農家の副業として大豆栽培を奨励

農務省當局では農家副業の一策として大豆栽培の奨励を行

一九三九年タイ國政治經濟情勢（八月）

抗日華僑を彈壓

タイ國政府は過般來不穩分子の抗日テロ行爲の頻發に鑑み之が彈壓に乗出し、七月十日の大檢舉以來既に十回に亘り盤谷市内各所に於て華僑不穩分子九十名を逮捕した外、華僑有力者、華僑銀行及華字新聞社等多數目下取調を受けて居り、華僑方面に大恐慌を來してゐるが、其の彈壓の概要は次の如くである。尙華僑秘密結社に對する政府の彈壓は全國各地方に於ても近く行はれる豫定である。

一、盤谷市内發行の華字紙九紙中抗敵、排日貨、秘密結社煽動の抗日記事掲載の廠で華中紙、東國紙、國民紙、晨鐘紙、華星紙、華聲紙、盤谷チャイニーズ、盤谷デイリーニュース等八社は續々閉鎖を命ぜられ、僅か一社を残すのみで苟も排日的文句が一語でもありと容赦なく發禁を命じてゐる。

二、彈壓は華僑の二大銀行たる廣東銀行及華僑銀行に及び華僑銀行分行經理王泰義、副經理孫清喜、出納係馬燦等を抗日獻金募集母國送金等の廠で檢舉、重要文書を沒收した。尙豐匯銀行も搜索を受けた由である。又一方獻金應募者、

つてゐるが、其の筋の統計によると之は可成好成绩を収めてゐるらしい。佛曆二四八一年中米收穫及大豆栽培に利用された水田は約五九、五〇〇味、大豆の收穫は約二六九、九〇〇ピクルである。此の收穫はタイに輸入される大豆を驅逐することが可能であるばかりでなく、其餘剩豆は外國市場に輸出することも出来る。大豆栽培の奨励運動は佛曆二四七六年から始り栽培に使用された耕地は約一、三〇〇味、收穫は七、〇〇〇ピクルに過ぎなかつた。その後漸次栽培面積も擴げられ收穫も増加し、國內消費量も量を増し輸出にまで向けられるに至つた。政府は此の副業を重要視し其の奨励に力を惜しまなかつた。又經濟省科學局の肝入りで大豆の工業其の他の方面の利用研究も進められてゐる。之までの研究經驗によれば、北西部の諸縣の高原は大豆栽培に最も適してゐると云はれ、此の農家副業は毎年一月頃米の收穫後直に始められ四月迄に刈取られる。味當り收穫は三擔から五擔で農家の收穫は味當り十二銖より十五銖程度と見られる。

（註）一味は我が一段六畝に當る。（八月二十日）

工業企業に對する政府補助資金貸附開始

七七

タイ國籍所有者に限る工業企業政府補助金貸付は愈々本月より認可されることになった。此の貸付は經濟省の委員の銜に基き許可される方針で、利率も低く元金の償還も容易である點が被貸附者の喜びとするところである。此は先頃議會を通過した法律により大藏省が募集した内債の一部が充當されるのである。政府の任命した委員は既に貸付方法、規則等を定め、八月より其の下附額を受けることになった。一、〇〇〇銖未満の貸付は經濟大臣の承認を経て當該官吏の手により許可され、又一、〇〇〇銖以上のものは大藏省、經濟省兩省の當該聯合委員會にかけ其の承認を俟つて許可されると云はれる。(八月二十日)

國庫準備金塊到着

昨年来國に向け輸送した銖銀貨の賣上により購入した金塊は八月四日無事當地に到着、國庫準備金として大藏省に移された。此れは八月三日夜英船ベンラッキイ號にてバクナム沖に到着、それよりイーストエシアテイク会社のカルン・カオ號にてメナム河を溯航、八月五日海軍埠頭に運ばれ、關係委員の嚴重な検査の後、大藏省に引渡された。金塊は約三〇

〇本、八十五箱に收められてあつたが、金額にして約一二、〇〇〇、〇〇〇銖より一五、〇〇〇、〇〇〇銖と云はれる。此の金塊積載の船はもとより到着の時日、埠頭より大藏省に到る道順迄一切秘密にされて居たのである。尙第二次金塊到着は八月中旬となる模様である。(八月二十日)

紙幣發行高及準備高

八月七日付官報の發表によれば政府は、數年來久方ぶりに通貨準備金の一部政府保證が行はれた。統計には六月末現在タイ流通紙幣は總準備高一五一、一三二、五三八銖に對し一五一、一三二、四九八銖であり、此の準備高の四、四五四、〇三三銖を政府は保證してゐることが示されてゐる。準備高の内譯は次の通りである。

金塊 一八、四四、四九銖(約三・四%)

英貨磅有價證券並定期預金一三、一三、九三銖(約八・八%)

之等は計一四六、六七八、四四一銖となり、紙幣發行高の約九七・〇六%に當り、紙幣發行高に對する準備率を十割超となす爲、大藏省では佛曆二四七一年の通貨法に基き四、四五四、〇三三銖程度の政府保證を行つたものである。

(八月二十一日)

在外準備金に米貨保有

通貨法に依り従來在外準備金は英貨のみなりし處、今後一部は米貨にて保有し得べき修正案が昨日議會を通過した。尙同案に關し、大藏大臣は銖貨の英貨との聯繫を此の際變更する意志なき旨言明した。(八月二十一日)

タイ海軍造船所擴充案

王室海軍造船所は今回大擴張され、來年中には最新式能力を有する諸設備が施される事に海軍當局は已に決議されたと報じて居る。此の擴充案實施の曉にはタイ國王室海軍造船所は運送船のみならず「サリ・アユティヤー號」「トンブリー號」の同國最大艦をも收容し得るものである。造船所當局は又建造能力に全力を集中し、尙且將來に於ては王室海軍に對する大多數の小型輕艦をも、時に應じ部分的に建造されるであらう。數隻の沿海巡邏船は既に同造船所にて建造され、又建艦最後のものはイタリー製と殆んど類似せるもので、海軍の副司令長官夫人の手により最近進水せられたるものである。(八月二十三日)

石油問題一東

國策産業を自國人の手に納めんとする意圖に發した最近のタイ國石油問題を一括すれば次の通りである。

〔タイ國の石油消費量と供給會社〕

タイが一ケ年に消費する各種の油量は一一三、一八五、六二五立で其の價額は一一、一一六、六六二銖に上る。右の中約八〇%はA・P・C(エシアテイク・ペトロリウム・カムパニー)一五%はS・V・O・C(スタンダード・ヴァキューム・オイル・カムパニー)に於て夫々輸入し、残りの五%が他の小會社の取扱となつて居る。尙現在此の二大會社の従業員は三、〇〇〇名である。

〔示威運動に對する政府コミュニケ〕

タイ政府に於ては石油問題を繞り種々な流言蜚語が行はれつゝある現狀に鑑み、宣傳部を通じて國民の示威運動を中止する様コミュニケを發した。其の内容は今回の石油問題に關聯し國民の間に愛國示威運動を起さしむるに至つた精神は洵に喜ぶ可きであるが、斯かる運動は参加者と否参加者との間に摩擦を生じ、更に第三者に對しても誤解を

生ずる虞れあるにより、右計畫を中止する様勧告するものであると云ふのである。

〔石油の買占と協定の難點〕

石油不足を見越し商人の買占傾向ある爲、問屋よりの需要は大口の爲會社の供給間合はず、思惑買の爲或る地方は石油不足を來して居る。斯る狀勢が繼續するに於ては暴利取締令を適用する様地方當局に指令を發して居り、二大石油會社と地方賣捌店との供給契約は七月十五日を満期とし期日迄従前通り供給し、期日後政府側と會社との協定が會社側の満足し得ぬ時は營業を停止する由である。因に會社側と燃料局側との市場割當と値段の協定が其の重要問題と見られてゐる。而して現在會社側の提案條項の多くは政府側で容認する模様であるが、タイ國政府の國內液體燃料蒸溜工場（The local Liquid Fuel Distillery Plant）を或る一定期間實施を斷念すべしとの會社側の要求は政府は應じないものと見られてゐる。

〔石油市場安定〕

スタンダード・ヴァキューム社引揚及エシアティック・ペト

ロリニウム社業務停止の報に拘はらず、石油市場は何等異變も認められず、燃料局の組織的活動により過去二週間（自七月七日至七月二十一日）に於て當局の一般に對する賣上は七萬銖に上り頗る平靜である。

〔石油會社營業停止す〕

スタンダード・ヴァキューム社及エシアティック・ペトロリニウム社の二大石油會社は、従業員に對し營業停止の通告を爲し、従業員中外人は轉勤を命じ、タイ國人三五〇名に對しては勤務年限五ヶ年に對し一ヶ月分の俸給の割で退職手當を支給する筈で、之等タイ人従業員を燃料局では可及的に雇入る由である。

〔エシアティック・ペトロリニウム社の財産〕

當社のタイ國にある財産は不動産も合し四〇〇萬銖と見られ、其の中には二、〇〇〇箇所の給油ポンプ（一箇一、〇〇〇銖位）も含まれ、此これらのポンプも八月末には取外される由である。

燃料局の處置

燃料局は之等石油會社に退去を爲さしめらるしく、當局

の本年度の豫算に九四六、九〇〇銖の資本的支出を要求し局長は記者團との會見に主要中心地には大貯油場を五ヶ所設け、又クロイントイ製油所々要の三、〇〇〇噸タンク三箇六、〇〇〇噸タンク二箇を夫々注文し、又給油ポンプ八十臺も注文済である。（八月二十三日）

地金竝に米弗購入

經濟省は昨日コンミニケを發表した、大略次の如し。

政府はタイ國の財政的地位確保の爲め金及米弗を購入する事に決定し、ロンドンにある通貨發行準備金の一部を以て資金と爲し、而して銖貨を他國の貨幣にリンクせしめんとするもので準備金の一部を金及び米弗に、他を銖貨にて保有することとなつたのである。

政府は銖賣上中より九、五八一、六七二、四五弗を買入れた他に、政府の流動銖資金を以て一オンスに就¹⁴⁸/₆の割合に七約三、九〇〇、〇〇〇磅の金を購入、合計七九五、六六〇オンスの金を保有する事となつた。本日下午落せる銖貨の割合で追加買入の分を見て見ると¹⁵⁷/₆の率となつて居り、時宜に適した處置であると謂はれる。斯くて現在政府保有の金を銖貨

に見積ると三四六、〇〇〇磅、銖貨にて三、八〇六、〇〇〇銖となり、金の買入による利益を示して居る。

以上の他更に二十四日の情報によると二、〇〇〇、〇〇〇磅を米弗に買替の命令あり一磅に就き四・六八弗で、買入額は九、三六二、〇〇〇弗であつた。銖貨は翌二十五日に四・四二弗に下落、今此れにより差額を計算すると實に一、一三〇、〇〇〇磅、一二、四三〇、〇〇〇銖となる。以上三回に渡る金及米弗の買入れにより政府は約五、〇〇〇、〇〇〇銖に近い利益を占めた事になる。（八月二十九日）

オイルポンプ設置

燃料局にて注文中のオイルポンプ八十臺中四臺は前週到着したが内二臺は國防省の附近に、他の二臺は公有地に据付けらる筈。（八月二十九日）

セメント工場増設

タイ・セメント株式會社はサラブリー縣ワットパンクラ郡ノングドーン郡に新工場を設置の爲土地購入中であるが、同會社の事業擴張計畫は、大藏省の承認済となつてゐるのである。（八月二十九日）

佛曆二四八一年（一九三八—一九三九年）度關稅收入

關稅局の發表によると同年度關稅收入は四一、三七一、三二二銖で全歳入の三六〇餘を占めた。内譯は次の如くである。

| | |
|---------|-------------|
| 輪出人稅 | 三〇、九三二、六三八銖 |
| 輪出稅 | 五、五一二、九一一 |
| 稅關手数料 | 二三七、六四八 |
| 王室錫監理收入 | 四、二九九、一四〇 |
| 其他收入 | 三八八、九八五 |

尙前年同期に比し一、八五一、八八四銖の増収である。

尙同年度關稅違反件数は盤谷三六九件、地方六三二件で、前年同期に比し盤谷にては一件、地方にては六二件各々増加を示して居る。（八月三十日）

來年度の港灣改良費

經濟省では港灣改良計畫第三年經費とし來年度（佛曆二四八二—八三年）二、四六九、八二七銖を要求する筈で、内譯は次の如くである。

| | |
|------------------|----------|
| 小型浚渫機二臺購入費 | 二〇〇、〇〇〇銖 |
| 既注文の浚渫機最終支拂代金 | 三九五、五九三 |
| 放射パイプ及浚渫機附屬品代 | 四七、五三〇 |
| 第二次三ヶ年計畫による土地買収費 | 五〇〇、〇〇〇 |

尙第一次計畫に對する土地買収費は三、一〇〇、〇〇〇銖であつたが、右計畫は來年度終了の豫定で港灣改良計畫には合計十ヶ年を要する見込である。（九月一日）

タイ國一九三八年中間推定人口

衛生局の發表によれば一九三八年中間推定人口は一五、三五〇、〇〇〇人で前年一四、九七八、〇〇〇人に比し三七五、〇〇〇人の増加である。尙盤谷市の人口は五七〇、〇〇〇人で前年の五五四、〇〇〇人に比し約一六、〇〇〇人増加し、ドンブリー市は前年より二、〇〇〇人を増加して居る。（九月三日）

華僑小學校續々閉鎖さる

盤谷の華僑小學校は、過般來不穩文書問題に關聯し當局の彈壓を受けて居るが、此の取締は地方にも及び在タイ華僑は大恐慌を來して居る。即ちハート・ヤイの情報によるとシンゴラ縣の知事は縣内の華僑小學校八校に對し私立學校令違反の廉で閉鎖を命じ、同地方の華僑小學校は全滅にて就學中の兒童六〇〇名は途方に暮れてゐる。尙違反事項を略記すると（一）當局に許可なく學童を收容せし事。

(一) 支那語教授制限時間の一週五時間一日五十五分乃至六十分を守らず規定時間以上教授して居た事によるのである。（九月五日）

盤谷・ドンブリー兩市の販賣價格統制開始

歐洲戰爭により物價昂騰に鑑み、暴利取締委員會は向ふ九十日の期間にて盤谷・ドンブリー兩市に暴利取締令を適用するに決定したが、同令の適用を受くる商品は次の如く廣範圍にわたるものである。

(一) 飲食料品

米、野菜、肉（獸、魚共）卵、果實、牛乳、乳製品、食用油、茶、コーヒ、ココア、酢、砂糖、砂糖代用品、糖製品、鹽。

(二) 日用品

衣類、化粧品、家具全般、布類、マッチ、カーペット、藍炭類、糸類、ミシン裁縫用品、照明用品、發光器、薪炭、石鹼、ローソク、家具其他保護保存用塗料、蚊取線香。

(三) 燈油、機械油。

(四) 文房具、紙、其他。

(五) 建築用材、衛生用品

木材、コルク、建築用厚紙、建築用鑄材及石材、セメント、塗料、艶出等其の他製品。

(六) 農具類。

(七) 交通用動物。

(八) 輸送機關。

(九) 藥用植物。

(十) タバコ。

(十一) 檳榔子、其他副嗜好品。（九月六日）

フランス・ビー・セーヤー氏

合同ルーズベルト大統領よりヒリッピン高等辨務官に任命されたフランス・ビー・セーヤー氏は佛曆二四六六—六八年の間タイ外務顧問であり、又ヘーグの國際裁判所タイ國判事に任命された人である。（九月六日）

第二次金塊盤谷に送付さる

信すべき筋の情報に依れば第二回の金塊現送は八月二十九日金塊六二九箇を一五八箇に積んで當地に到着し大藏省に運

ばれた由。

今回の入貨は九月四日コーシーチャン島に投錨せるセランディア號にて現送されたもので、同島から盤谷に運ぶにクルカオ號に積變へ翌日輸送完了を見たのである。前後二回の入貨は先般大蔵大臣から國會にて陳述された。政府側の買入れた三、七〇〇、〇〇〇磅の金塊を含むものである。

政府が右取引により五、〇〇〇、〇〇〇銖以上の利益を得た事は注目に値する。（九月八日）

ビボン首相の時局談

(一) 時局に就て……今次歐洲戰爭に對するタイ國の態度は既に聲明した通り嚴正中立である。最近陸海軍の大動員を爲すであらうとの噂は事實無根である。在タイ外人の安寧を保證し、尙領海内に在る外國汽船を保護せんとする我が海軍の任務は重大であつて、此の目的の爲海軍豫備兵が召集されるかも知れないが、其の數は極少數である。今回のタイの中立は世界の好評を得てゐる事は満足である。

(二) 在歐のタイ人……現在歐洲に在住するタイ人を引揚げしめる意志はない。現に自分の息子も娘も留學してゐるが

タイ留學生に大戰を同地で經驗させる事も良いと思ふ。滯留中の通信局長ルアン・コーウイト氏からは何等情報はないが同地の留學生は全部コペンハーゲンに移つたとの情報が出て居るから同氏と共に行つたのであらう。

(三) イタリアで建造中の軍艦……海軍の充實計畫によりイタリアで建造中の軍艦に關しては、契約期間は後二ヶ年を餘し漸く龍骨の組立に取掛つたばかりであるし、大戰の影響を受ける虞れは先づなからうと思はれる。

(四) 皇帝陛下スイスの御留學……大戰勃發しても皇帝陛下御留學のスイスは最も安全であり、何等危険もないから御勉學を續けらる御豫定である。

(五) 石油問題……我國は勿論供給國アメリカも今次の大戰に中立であり、我々は此の問題につき懸念する必要はなからう。政府は國民の石油使用に就き調査研究する必要もあるが、其の時日は未だ決定して居らん。（九月八日）

英帝國航空會社新スケジュール發表

英帝國航空會社 (The Imperial Airways Ltd) は出張所 Messrs Aerial Transport Company Ltd を通じて主要路東

行線日程を今回發表した。即ち次の如し。

| | |
|----------------------------|---------|
| 英 國 發 | 每週木曜及日曜 |
| バ ス ラ 着 | 日曜及水曜 |
| カルカッタ 着 | 火曜及金曜 |
| シドニー 着 | 月曜及木曜 |
| 盤 谷 着 | 水曜及土曜 |
| 盤 谷 發 | 水曜及日曜 |
| シンガポール 着 | 木曜及日曜 |
| 從つて九月十四日以後の盤谷香港線發着日程は次の如し。 | |
| 盤 谷 發 | 毎週木曜及日曜 |
| 香 港 着 | 木曜及日曜 |

尙西行線日程は追つて發表の筈である。（九月十日）
退職官吏の商業進出策

確なる筋の情報に依ると政府は最近タイ人の商業に従事せんとする者に對し補助を與へ以て商業振興に資せんと鋭意攻究中の處、今回次の如く決定を見た。

泰米業公司 (Thai Rice Co.) 一切を委囑し政府の扶助料又は恩給を給與せられてゐる退職官吏をして米の小賣を

なさしむ。即ち同公司は退職官吏の受くべき恩給又は扶助料年額の半ばを超へざるを原則とし信用貸を以て米を賣渡しに小賣店を經營せしむるものである。右に對し首相は各部長官對し希望者の便宜を計り各部毎に取纏める様訓令を發した。（九月十日）

商業航空路の擴張

航空局はタイ國內商業航空路の擴張を企圖し、先づメー・ソート、メー・ホーン・ソーンの二箇所に飛行場を設立する爲、土地の買収其他に着手し始めた。詳細は次の通りである。

- 一、メー・ホーン・ソーンに於て三、二〇〇平方杆の土地を
- 二、六〇〇銖で買入諸設備費として六、四〇〇銖を費した。
- 三、メー・ソートに於ては一、二〇〇平方杆の土地を五、二五〇銖で買入一、六〇〇銖を費して長さ八〇〇米幅一〇〇米の滑走路を作つた。
- 三、ブケット縣ブケット市より飛行場に至る三杆の直線道路を作り此の費用一〇、〇〇〇銖。
- 四、ドンムアン飛行場滑走路建設費二〇、〇〇〇銖、此れは

從來のを一、〇〇〇米延長したもので、外に東方に向つて長さ一、〇〇〇米の新路を開発したものである。（九月十三日）

金準備強化と準備法の改正

タイ政府は國庫紙幣發行部保有銀貨四三、三七二、〇〇〇銖並に國庫一般勘定保有銀貨九、〇四六、〇〇〇銖、合計五二、四三六、〇〇〇銖（銖貨の名目價格による）を昨年九月米國に積出し、本年四、五月頃同國に於て賣却其の代金を以て英國に於て

金塊 六七九塊 二七三、八一八、五四五オンス

（タイ貨價格二二、三五九、四九六銖）

を買入れたことは既報の通りである。此の内譯は

紙幣發行の分 一八、四九四、四九六銖

一般國庫準備金の分 三、八六五、〇〇〇銖

となる。此れをタイ本國に取寄せ、保有する事に決定した。然るに政府最近の發表によると、國庫の紙幣發行準備金（英貨資金）にて更に下記の通り金塊を買入れた由である。

金塊 一、二七四塊 五二二、八四二、〇七六オンス

（タイ貨價格四二、六二二、六一五銖）

此の金塊は前回の分と共に四回に分割し、既に八月四日同十七日、九月一日同五日に輸入を完了したと報ぜらる。斯くて大藏省の國庫保有金塊は合計一、九五三塊、七九五、六六〇、六二一オンスとなる。ロンドンよりの現送運賃及保險料は三八三、九五三銖を要したとの事である。従つて假に六月三十日現在の國庫紙幣發行高を以てすれば、同發行高一五一、一三二、四九八銖に對する金準備高は六一、一一七、〇八四銖即ち四〇・四％に該當す。尙又政府は歐洲の危機切迫せる八月二十六日 Currency Act B. E. 11、四七一を修正して發行準備金を米國通貨並に弗貨證券を以て保有し得ることとし、既に八月二十四日政府は英貨準備金二〇〇萬磅餘を米貨に振替へてゐる。

以上政府の國庫發行部新規の金塊買入並に弗貨買入は合計約六五、〇〇〇、〇〇〇銖となるから、英國に於て保有する發行部の現金或は預金は殆んど全部之に使用せられたことなる。六月三十日現在前記英貨現金並に預金は六五、六七八、五九七銖である。（九月十三日）

防空條例並告示發布

九月五日付特別官報に依り發布の防空條例は全文四十一條より成り大要次の如し。

- 一、防空は全て國防相任命の總指揮官の管理下に置く。
 - 二、總指揮官の下に顧問若干名を置く。
 - 三、全國を數區に分ち各區に區指揮官を置き市縣は夫々補助委員を置き地方當局市民及警察官を實行委員とす。
 - 四、區指揮官及市當局は各區に於ける公衆利益の爲運輸、車輛其の他の物件を徵發する權能を有する。但右による個人の損害は保障せず。
 - 五、各防空區は國防省の管制指揮下に連合す。各區は夫々防空方法の訓練並補助を行ひ且つ一般民衆の教育に當る。
 - 六、國防相は防空員（警戒防火其の他の役員）及其の制服に關する規定を定む。
 - 七、許可なくして制服着用せるもの、又は防空訓練及實際防空の場合公務を妨害せるものは五〇〇銖以内の罰金又は一年以内の禁錮に處す。
- 尙省令に定むる義務に従はざるものは防空訓練の場合には一〇〇銖以内の罰金又は一ヶ月以内の拘留、又實際防空

の場合には二、〇〇〇銖以内の罰金又は三ヶ年以内の禁錮に處す。

八、國防相は本條例に關する省令を發布するを得、又條例實施上の責任を有す。

九月十三日特別官報により防空條例に基く國防相告示を發布右告示に依り各指揮官、準備委員及専門委員を任命し防空區令を指定した。即ち總指揮官には陸軍大佐ルアン・プロム・ヨチ氏（代理に陸軍大佐ルアン・シナード・ヨダラス氏）を又各州關係官吏を任命、防空區は全國を七區に分ち、各區を地方陸海區司令の指揮下に置くこと次の如し。

| | | | |
|-------|------|----|--------------------|
| 防空第一區 | 所屬縣數 | 一一 | 第一陸軍區司令官管轄 |
| 第二區 | " | 五 | 第二 |
| 第三區 | " | 一四 | 第三 |
| 第四區 | " | 一七 | 第四 |
| 第五區 | " | 一八 | 第五 |
| 第六區 | " | 三 | スマット・ブラカーン海軍區司令官管轄 |
| 第七區 | " | 二 | ジョブリー |

（九月十五日）

暴利取締令發動

盤谷及ドンブリー縣當局は暴利取締令第六條に據り去る十六日より十五日間の價格停止を發令。右に依る商品は綿、絹布、砂糖、ミルク、醫藥、紙、筆墨等六種類で八月三十日登錄價格の十%増しで賣却するを禁止するものである。尙石油の公定價格の一〇%増しで賣却するを禁止し、尙石油の公定價格も發表されたが、各一立當りベンチンは二十士丹ケロシンは十六士丹、ソーラーオイル九、三四士丹、ディーゼルオイル八、九六士丹である。(九月十八日)

六ヶ月間(本年一月より六月まで)の米輸出高

本年自一月至六月、六ヶ月間盤谷港よりの米輸出高は九四五、二六六噸で、前年同期より一一八、六六四噸の増加である。尙六月中の輸出は一三五、六二七噸(前年同月は一三二、八三七噸)で主なる仕向地は次の通りである。

| | |
|---------|---------|
| シンガポール | 五九、五九二噸 |
| 香港 | 一九、九一六噸 |
| ドイッ | 一〇、四〇〇噸 |
| 其他歐洲 | 一三、三三八噸 |
| 印度 | 二、二五四噸 |
| (九月十九日) | |

タイ勳章日本に贈與さる
九月十二日タイ國政府は左の通り日本人に勳章贈與したる旨發表した。

- 近衛公及廣田弘毅氏に
白象一等大勳章(First Class, the Most Illustrious Order of the White Elephant)
- 村井倉松氏に
タイ國王冠一等勳章(First Class, the Most Noble Order of the Crown of Thailand)
- 松島肇三氏に
タイ國王冠二等勳章(Second Class, the Most Noble Order of the Crown of Thailand)
- 水野氏
白象三等勳章(Third Class, the Most Illustrious Order of the White Elephant)
- 法華津孝治氏
白象四等勳章(Fourth Class, the Most Illustrious Order of the Thailand)

佐藤氏

タイ國王冠四等勳章 (Fourth Class, the Most Noble Order of the Crown of Thailand) (九月十九日)

タイ汽船會社營業航路並使用船名

| 航路名 | 船名 | 盤谷發 |
|---------------|-------|---------|
| 盤谷—シンガポール行 | ブラチャイ | — |
| 盤谷—シンゴラ行 | ボック | — |
| 盤谷—バーク | パマラン | 毎土曜午後三時 |
| 盤谷—バン行(各港經由) | バーク | 毎月曜午後三時 |
| 盤谷—バン(同上) | ラニ | 毎水曜午後二時 |
| 盤谷—バン(同上) | サリット | 毎水曜午後二時 |
| 盤谷—バン(同上) | スプター | 毎月曜朝交互に |
| 盤谷—バン(同上) | ワライ | 毎月曜朝交互に |
| 盤谷—バン(同上) | ニ | 毎水曜正午 |
| 盤谷—東海岸各港經由東埔塞 | リダン | 毎土曜午後二時 |
| (九月十九日) | | |

煙草會社買收

大藏省は九〇、〇〇〇銖を以てプラバ煙草株式會社を買收昨二十一日公式引渡を終了した。尙同會社は來月初より操業開始の筈である。(九月二十日)

一九三九年タイ國政治經濟情勢(九月)

護謨工場設立

ヤラの民選議員ナイ・パライ・ベナバシリ氏は政府の補助を得て南部地方數ヶ所に護謨工場を設立すべく、其の計畫を首相に提出した。同計畫に依れば商會社として栽培業者の参加を要すると云ふ。(九月二十日)

タイ國米貿易益々好調

盤谷から一月初より六月末まで米及び米製品の全輸出は九四五、二六六噸で、前年同期は八二六、六〇二噸であつた。就中ビルマは同期二、四一六、四一三噸(前年度同期に於ては二、〇三七、七七二噸)印度支那一、〇五一、七二二噸(前年度同期に於ては七〇五、九六五噸)を示した。(九月二十日)

佛曆二四八二年外國貨幣輸入禁止法

豫て議會に於て論議せられて居た外貨輸入禁止法案は此の程通過を見、九月四日付官報を以て左の如く公布された。本法の目的とするところは最近頻に流入する外國貨幣を國民が其の眞價を知らずして購入し居る現狀に鑑み、之が防止並に外貨流入抑壓にあると云ふ。因に該法及之に伴ひ公布せられ

たる省令全文次の如し。

〔法規〕

第一條 本法は佛曆二四八二年外國貨幣輸入禁止法と稱す。

第二條 本法は官報公告當日より七日後發效するものとす。

第三條 本法實施後は何人と雖も大藏大臣の許可なくして當國に外國貨幣を輸入する事を禁ず。

但大藏大臣の定めたる所有額度に充たざる金額にして自己の消費額と認めらるゝ外國貨幣は之を携帯することを得。

タイ國に入國し一定期間の後外國に赴かんとする者は入國及出國に際し外國貨幣所有量を税關吏に示し大藏大臣の定めたる限度を消費せざりし事を明示すべし。

第四條 大藏大臣は外國貨幣輸入に關し、次の條件に従ひ許可を與ふるの権限を有す。

一、佛曆二四八〇年銀行條令に關する許可證を有

する銀行。

二、大藏大臣又は責任官吏に正當なる理由で申告せる者。

第五條 關税法並に同法に依り附與せられたる税關吏の權能特に違反者の密輸防止、捜査、差押へ、沒收又は逮捕、訴訟等に關する權能は本法實施上之を適用行使する事を得。

第六條 大藏大臣は本法實施上の統制權を有し省令發布の権限を有す。

省令は官報公告後實施せらるるものとす。

〔省令〕（九月十一日付官報公告）

一、外國貨幣輸入禁止法第三條に規定せられたる大藏大臣の許可なくして持込み得る外貨の金額はタイ貨一、〇〇〇銖換算相當額を超ゆる事を得ず。

二、銀行外貨輸入許可を得んとする時は貨幣の種類、輸入額豫定、到着日、到着港名を記載し大藏大臣に許可を申請するものとす。

許可證有効期間は發行日より六ヶ月以内とす。

三、銀行以外の者にして外貨を輸入せんとするものは前條と同様の手續と共に輸入の目的をも具申し、大藏大臣の許可を求めざるべからず。チェンライ、メーホンソーン、タク、サトール、トラン、ブケット、シンゴラ、ヤラ、ナラディヴス經由外貨を輸入せんとする時は委員會又は大藏省に許可申請をなすべし。（九月二十二日）

交戰國船舶の無電裝置封印

タイ國領内に於ける交戰國船舶の無電裝置封印に關し内務大臣は次の如く法令を發布した。

英・佛・獨國間の交戰狀態存在に關しタイ國は佛曆二四八二年九月五日付中立宣言を發表したが、國際法に基き中立國はその領土領海を交戰國をして戰爭目的に使用せしめざるの義務を有し無線通信の使用に就ても亦同様である。右の理由及社會秩序の維持並に國土防衛の見地から、佛曆二四七八年無線電信法第八、九條に基き無電使用禁止條例を發布すること次の如し。

- 一、タイ國領海内の船舶は無線通信裝置使用を禁ず。
- 二、タイ國税關検査官、税關高級職員又は其の代理、水先

案内、臨檢並港灣官吏、無電局長、無電技師及其等の代理人は無線通信裝置を検査封印する爲、前記交戰國船舶に乗船する權能を附與せらる。

三、前號諸官は交戰國船舶がタイ國領海内に在る期間、その無線裝置を使用不能ならしむるため封印す。

四、封印せられたる無電裝置は船長の管理に委任す。

五、無電裝置を封印せられたる船舶がタイ國領海を出づる場合は當該船長の要求により封印を解く。（九月二十五日）

タイ國入國法

佛曆二四八二年タイ國入國法（第二）が公布せられた。右により佛曆二四八〇年入國法第三十六條は次の如くに改められた。

第三十五、三十六條記載の諸證書の有効期間は次の通りとす。

- 一、身柄證明書は發給日より向ふ一ケ年。
- 二、再入國許可書は右に同じ。
- 三、居住證明書の有効期間は無制限なるも國外に持出されたるときは無効とす。居住證明書保有者が證書の失效を

防止せんと欲する場合は當局官憲によりタイ國より出國したる年月日の裏書を受くるを要し、右保有者が裏書の日附より一ケ年以内に歸還するとき、又は上記の期間内に於てタイ國の内外を旅行するときは有効とす。

(九月二十七日)

貯蓄銀行預金高

本年九月二十九日現在タイ國貯蓄預金は一五、三三〇、二七九銖六八土丹である。(九月二十九日)

タイ人組織のアジア銀行創立

盤谷三角路(Sam-yek Rd, Bangkok)に在る華僑銀行有限公司盤谷支店は蔣政權宛送金問題に端を發し、當國政府の峻烈なる追究により、遂に閉鎖の止むなきに至り、爾後の處置に就き種々なるデマや身賣説が流布されてゐるがアジア銀行と名を改め泰人經營として誕生するとの説が有力である。確聞するに該アジア銀行は大藏大臣ルアン・プラヂットを委員長ルアン・プラチャールン博士、コアン等の諸氏が創立發起人となり株主中には半官機關も参加する由であり、目下の處國立法政大學五五%、王室財政局三五%、殘餘を一般より

募集する由。資本金は百萬銖、社屋は華僑銀行より一一、五〇〇銖にて譲受け開業は遅くも來月中と決定。該行は當國に於て目下懸案中の國立銀行とは別箇のものであるが、銀行事務としては緊密なる聯絡をつける筈である。尙本件の協議會は法政大學に於て數次行はれ、本月二十四日開催の最終會議に依つて決定を見たるものである。別報に據れば華僑銀行は閉鎖後去る二十日迄に精算を締切、爾後八日を経過したが、尙未決定済の向もあり、此等を如何に處理するかにつき一般の視聽を集めて居たが、二十七日付支配人の談話によれば未決済の精算事務は當地チャーター銀行を精算人と定め之に全權を委任、又民信部(信局)方面の精算事務はペリホン金行(馬麗豐金行)に其の一切を委囑せる由である。(九月二十九日)

國立銀行問題

九月二十九日の國民議會に於て大藏大臣ルワン・プラヂットマヌーラム氏は國立中央銀行設立問題に關し左の通り説明した。中央銀行は既に各國に於て設立を見、クレジットの運用にも必要缺く可からざる機關である。政府は此の機關を設立するに漸進主義を採用し、先づ大藏省の管下に外局を設け

て聯絡機關とし、内容の充實を俟つて直接銀行業務を行はしめる。而して其の設立の爲にプラオン・チャオワンナ・ワイチャーコーン、大藏省顧問ドル其他九名の者が任命された。其の設立資本は一、〇〇〇萬銖に上る金買入利益金を充てる。(十月一日)

暴利取締令に關し日本商人と協議

盤谷、ドンブリー兩縣當局に於ては九月三十日日本商人を縣廳に招致し暴利取締規則に關し、了解を求め併せて意見を徴することとした。此の日日本商人側には、三井、三菱兩代表外十二名出席し、席上クン・チャムノン・プーミウエート氏は日本商品が廣く普及されて居る現狀に鑑み、現今民衆に非常な迷惑と不安を與へつつある。不當利得問題に關し御協議を乞ふ必要を痛切に感ずるに至つたと招請の理由を説明し右に對し日本商人側は左の通り説明した。

目下大暴騰を來して居る商品は綿布類であつて、騰貴の割合は二〇%より五〇%、商品によつては一〇〇%に達して居る。其他の商品は約十五%方の値上りで、醫藥は約一〇%見當である。右の次第で八月三十日の値段に据置かれることは、

商品が盤谷に着前既に騰貴して居る關係上非常な困難を感ずるところで、若しこの規定の價格で販賣するものとせば、其の成行に對しては改めて御協議を煩はさなければならぬと思ふ。醫藥に就ては今のところ甚しい變化はなく、大體平常の値段で販賣可能である。次に縣當局は商人側に對し、十五日を期限として實施した第一期暴利取締規則は、九月三十日を以て一先づ其の效力を失ふ事となるが、當局が引續き斯かる規則を公布して商人華客共に不便を蒙る事無き様九月七日迄各商品に付、その價格と共に意見を縣廳に提出されん事を希望すると述べ會合を終つた。(十月三日)

タイ米本年一月より七月迄の輸出量

タイ米本年一月より七月迄の輸出總量一、〇五八、一五六噸(前年同期九四〇、一二〇噸)なりと商務局は發表した。

而してビルマの同期間輸出高は 二、七四三、四三六噸

(前年同期二、二五六、五六一噸)

佛印の " 一、一二二、二〇七噸

(前年同期 八〇九、六八五噸)

尙七月中の輸出高はタイ國一二二、八九一噸(前年同期一

一三、五一八兩）にして其の中四八、五七六兩はシンガポール、一四、一二九兩は香港、一〇〇、八七八兩はドイツ、六、九四四兩を印度、六、六五五兩を歐洲へ夫々輸出した。

（十月三日）

タイ國鐵道の收支

佛曆二四八一年一月より三月に至るタイ國鐵道貨客運送貨収入は一月一、五一八、六〇三銖、二月一、四一一、一三五銖、三月二、〇三五、二七五銖で右に對する支出は一月六四九、二四二銖、二月六六二、八三六銖、三月一、〇六四、八二四銖である。

本年三月末現在鐵道延長数は既設三、一〇〇軒建設中のもの一八一軒である。（十月三日）

アジア銀行登録

アジア銀行は資本金一、〇〇〇、〇〇〇銖を以て九月二十一日附登録簿の旨官報に發表された。（十月四日）

アジア銀行開業式

今般華僑銀行盤谷支店跡に當地有力實業家の發起によりアジア銀行が設立され、去る二日大藏大臣ルアン・プラヂット

氏初め、多數の内有力實業家の臨席裡に開業式が舉行された。資本金一、〇〇〇、〇〇〇銖、一株一〇〇銖で一〇、〇〇〇株の株式組織とし、四分の一拂込一般銀行業務を取扱ふ。（十月四日）

新漁業法公布さる

九月三十日附官報を以て公布せられたる佛曆二四八二年漁業法によれば、外國人はタイ國領海内、若しくはタイ國が漁業權を所有する領域に於て漁業を爲すことを得ない。有限責任會社又は組合の場合に在りては株式の七〇%以上がタイ國籍者に依つて所有せられて居らねばならぬ。普通一般會社又は組合では組合員は凡てタイ國籍者でなければならぬ。

外國との特別條約ある場合を除き、他國籍の汽船又は外人の所有する汽船はタイ領内又はタイ國が漁業權を有する區域にて漁業に従事する事を禁ず。佛曆二四七七年十月二十八日以前に於て、五ヶ年以上タイ國內に引續き在住し、外國人登録法に依り適法に登録したる者は、タイ國漁船に雇傭せらる事を待。但し其の數は全船員の二五%を超ゆる事を得ず。

（十月五日）

タイ米穀會社六精米所操業狀況

現在タイ米穀株式會社は六精米所を操業して居り、宣傳局の告示に依れば、タイ商人は前記精米所に米を販賣したがつて居る由。タイ商人が以前會社に米を販賣しに出掛けたものは僅かに三〇%位であつたが、今や其れを超へ、七〇から八〇%に及んで居る。因にタイ米穀會社は第一年度建設費として五〇萬銖を支出されたが、來年度は更に一、〇〇〇、〇〇〇銖を見積られてゐる。（十月五日）

輸出入統制委員會

政府は現時局に對應する國家經濟策を樹立する爲、今回經濟大臣ブラ・ポリバン・ユッタキットを首班とし之に各省の局長を配する輸出入統制委員會を設けるに決し、既に閣議の承諾を得た。統制を受くるべき商品は米、鹽、砂糖（以上輸出）香水、其他化粧品（以上輸入）である。（十月七日）

ピン首相の時局談

（一）官吏の營利事業に就て
タイは今回歐洲大戰に嚴正中立を聲明した事に列國は舉つて諍辭を呈し、我國の地位は一層鞏固さを加へた。斯か

一九三九年タイ國政治經濟情勢（十月）

る時に際し官吏に中央地方を通じて商業を營む機會を與へる事を適當とし、各縣に於ては政府は知事、代議士、軍人等が物、心兩方面共に協力して商會社を設立する様指導を與へつつある。

（二）東洋の狀勢に就て

ロシアが大舉軍隊を新疆に入れたとの報あり、果して事實とすれば東洋の紛糾は更に増大するであらう。然しタイ國は如何なる事態に對しても、中立を守る準備は充分にある。但し一朝有事の際には大動員令を發して、直に緊急の事態に對するであらう。

（三）海軍に就て

政府は海軍少將ルアン・シン・ソククラムチャイ指揮下に特別艦隊を編成し、右艦隊はタイ灣に於て演習中で、尙沿岸警備の任にも當つて居る。軍艦に關しては二隻の巡洋艦の建造注文を發したので、今後は潜水艦を多く建造する考へである。然し其れに伴ふ海軍將校の不足に對し考慮せねばならないであらう。

（四）米の取引に就て

米價の昂騰により米取引は非常な好成绩を擧げて居る。船車による米の輸送量も減少して居らず、鐵道部の調査によれば米の輸送による鐵道収入は上々であり、歳入見積りの方も此の點は誤差はないであらう。唯遺憾なのは米の海外輸送運賃が悉く外國に落ちて行く事である。右の點に關してはルアン・シン・ソクラーム海軍少將を主班とするタイ國籍遠洋航路會社設立委員會を設け、一大船舶會社を計畫中であるが、航海技術未だ幼稚な爲、當初は外國船會社との合辦とする外なく、現在某外國會社との間に話が進められつゝある。

(四) 鐵製鍊工場に就て

政府は種々なる製造工場を設立して人民に勞働の機會を與へんと努力しつつあり、先づ政府の計畫中には製鐵工場もあるも、此れ又前記船舶會社同様タイ國人技師の僅少な今日、矢張り外國技師を必要とし勢ひ外國會社と共同經營にならざるを得ない。

(五) 製油工場に就て

現在アメリカ、ロシヤ、日本から油類を輸入して居るが

油槽船がメナムデルタを通過して盤谷に到着することが出來ず、コーシチャンの附近のコー・ブロン(ブロン島の意)に碇泊する。此所には毎槽六、〇〇〇噸を容れるタンク二個あるも、毎週幾回となく寄港する油槽船よりの油を到底收容し切れず、政府は運送船サムイ號によりブロン島より燃料局に運搬せしめてゐるが、此も毎回二、〇〇〇噸の輸送力しか無く、油の輸送に手數と時間を費すことが夥しい。斯る次第で政府はフワーン・メーソット・ナコンラーチャシーマー(コーラー)に専門技師を派遣して、油脈の調査をせしめたが、上記三地方中フワーン地方につき同地には石油又はガソリン原油となる如き油無きも、アスファルト混用油ある旨の報告あり、ナコンシータマラーツは地質上より最も有力な産油候補地とされてゐるが、未だ技師より何等の報告にも接して居ない。若し油脈が発見された時は政府は時を移さず此所に油井を設ける意向である。

(十月九日)

盤谷世界自轉車競争中止

盤谷市に於ける世界自轉車大會を十二月十日憲法發布記念

日に開催の豫定であつたが、歐洲大戰の爲め取止めとなつた。又十二月十九日に決定した萬國自動車競争も中止となつた。

(十月九日)

本年五月中出入國者統計

| 國籍別 | 入國者 | 出國者 |
|--------|--------|--------|
| 支那人(男) | 二、一六五名 | 二、二八四名 |
| 同 (女) | 八八六名 | 一、一六一名 |
| 其他アジア人 | 八三名 | 一四二名 |
| 米人 | 七七名 | 一一七名 |
| 歐洲人 | 四二六名 | 三六二名 |

(十月九日)

タイ國船舶法の實施

タイ國船舶法は去る十月七日より實施される事になつたがタイ國々旗の下に營業を望む商船業者は、此の法令の實施と同時に登記手續を管船當局に行はねばならぬ。

タイ國船舶法の規定によれば其の船舶登記は再度にわたることなきと雖も未登記船所有者は法令の定むる所により二、〇〇〇銖以下の罰金乃至一ヶ年の禁錮或は其の何れをも課せられることとなる。(十月十日)

飛行場建設費獻金

マイ・サリアング、マイ・ホングソーン兩郡民はマイ、サリアング郡に飛行機着陸場建設費として二二六、八八〇銖を當局に獻金した。(十月十一日)

革命分子判決

過般タイ國革命陰謀事件に檢舉された革命分子に對する司法處分は此の程漸く決定し、死刑十二名無期懲役二十二名釋放七名の判決があつた。(十月十一日)

國內無線電話擴張

郵便電信局は全國各縣に無線電話裝置を設置する計畫で、前年度はブーケット、ハーチャイ、コーシチャンの三ステーションを完成したが、本年度はチェンマイ、チャンダブリー、ナコンラチャシマの三縣下に設立する筈である。(十月十二日)

援汪運動と抗日テロ

最近タイ國に於ける汪兆銘支持運動が漸次發展の兆を示したので、重慶政府は之が打開策と抗日運動の徹底化を圖る爲に在タイ國中華總商會々頭蟻光炎の來訪を求め蟻光炎は秘書蘇宗澤を帯同昆明に赴き、同地に於て蔣政府と懇談歸來したが

九日夜同地華僑間に於て汪兆銘に最も理解を有すといはれる
總商會監査委員伍佐南は、抗日テロの犠牲となつた。犯人は
直に其の場に於てタイ國官憲の爲射殺されたが、政府は背後
關係を嚴重に捜査すると共に近くに華僑に對し斷乎たる態度
に出る模様である。（十月十三日）

人民代表議會終了す

多忙であつた今期人民代表議會は去る十二日終了した。提
出された法案は五〇に上り大部分は内政關係であつたが、審
議成績は記録的に能率が上つた。本議會に於て通過した重要
法案は次の如くである。

- 一 佛曆二四八二年——八三年度豫算案
- 二 防空條例
- 三 漁業權條例
- 四 個人灌漑條例
- 五 國名變更令
- 六 通貨法
- 七 外貨輸入管理法
- 八 家畜護渡條例

- 九 議員歳費及旅費條例
 - 十 文官條例
 - 十一 工場法
 - 十二 司法官條例
 - 十三 市郡會選舉法
 - 十四 ボーイスカウト條例
 - 十五 國立銀行法
 - 十六 會計法
 - 十七 國道及國道建設に對する土地收用條例
 - 十八 軍人及文官恩給法
 - 十九 菜園及家畜飼育條例
- 會議中婦人傍聽者の多く見られたのは婦人間にも相當政治
問題に注意を惹いてゐるものと見られる。（十月十四日）
- 首相と新聞記者團の會見談
去る十月四日盤谷新聞記者團と國務總理ルアン・ピブン・
ソングラム少將とのインタービューが行はれ、大體次の様な
時局談を爲した。
- (一) タイ國の中立聲明に就て

今次歐洲戰亂勃發に際し政府は嚴正中立を各國に通牒し
た。一般國民も協力して中立を守つてゐるし、タイは動亂
に捲込まれないであらう。

(二) 自給自足に就て

官吏の商業従事を許すと共に、各國民に菜園、養鶏、養
豚等を奨励、食物の自給自足を奨励してゐる。

(三) 國庫收支に就て

國庫收入の主要財源である關稅の減收に言及すれば、歐
洲戰爭は國庫收入には少しも影響はないと思ふ。特に輸出
入稅に關しては戰爭勃發當初或は其以前は米の輸出は幾分
下火であつた。之は輸送機關の見通しがつかなくなつたため
であらうが、其の後米相場はゴム、錫と共に活氣を見せて
來た。シンガポールよりのタイ米需要は増加する。一方臺
灣の米作が稍々不作と言はれるから日本からの需要も増加
するものと思はれる。毎年米の輸出は一六〇萬噸を超へる
が歐洲の戰亂のため既に一〇〇萬噸以上の輸出はあつた。
米の輸出が活氣づけば農民の經濟状態は良くなり、租稅の
納付も滞りなく行はれるやうになるから國庫收入の減收は

案する程のこともない。鐵道統計によれば米の輸出が下向
きとなれば收入は減するものやうである。然し鐵道局の
收入は減じてゐない。經濟次官兼鐵道局長ルアン・セリレ
インクワッティは鐵道局は更に一、三〇〇萬銖の豫算を要
求したが、本年末には約一、六〇〇萬銖を國庫に回收する
方針であると。

(四) 運輸問題に就て

最も困難な問題で政府は船會社設立を計畫し、之で玖馬
へ輸出來を運び、機械其の他必需品を輸入しやうとしてゐ
る。閣議の決定によりルアン・シンソンクラムチャイを委員
長とする委員會を任命され、實行可能な計畫が出来れば
一般國民の協力を得て船會社の設立に乗出す方針である。

(五) 燃料問題に就て

石油値上りにともなひ石油統制を實施するやう勸告する
ものもあるが、目下其の必要を認めない。石油を盤谷で精
製する爲、アメリカからの油槽船が港に入れないため、コ
ープロン在の貯油所から盤谷に重油を輸送するに一苦勞で
ある。チェンマイのファン郡からの石油田發見は石油でな

くアスファルトであつたのである。其後タック縣メーソツトに油田が発見されたが、蒸溜に経費がかさみ失敗に終つた。ランバンにも油田が発見されたさうだが詳細は不明である。

(六) 工業計畫に就て

鐵礦が発見されたので政府は製鐵所設置に乗出す考へである。探礦許可申請は幾つか提出される。其他水力發電所の計畫もあり一般國民の出資を待つて居る。外國資本並技術者も歓迎する方針である。

(七) 産院に就て

盤谷市會が豫算に特に市會議事堂建設に反對したのは附に落ちない。市當局が議事堂を持つことは當然で市の威厳を強くするものである。此の計畫には賛成し敷地の斡旋までしておいた、サオチンカー市場の跡を求めるやう攝政會議にも奏しておいたが之は勅許があつた。敷地買収には三〇萬銖を要し、攝政會議より其の分を慈善事業に用ふるやうにといふことで、邊境の地方の國民にも放送を聴取出来るやうラヂオセット購入費として一〇萬銖割り當てた。殊

に二〇萬銖は市當局に御下賜の上恩賜の五十三味の敷地へ産院を設立するやうとのことであつた。又孤兒一〇〇名を收容する孤兒院も建てられる筈である。

(八) 食事問題に就て

タイ人は一般に智能方面が優秀とは云へないやうだが、之は過食のためだと考へる。四六時中のだらしない食癖を改め規則正しい食事の習慣を着け、食物も栄養の點を考慮すべきである。公衆衛生當局では其の運動に乗出してゐるが諸君等も協力して欲しい。(十月十五日)

棉花の栽培を奨励す

經濟自給自足政策の一部たる棉花栽培普及計畫は、開議の承認する所となり、已にスコタイ縣に棉花栽培地を設定した。右の設定事情は地質調査の結果、クロインマブラマ停車場よりシーサムローン間の土地が好適であるのみならず、次の條件を具へてゐる。

(一) 本縣は古來棉花作地として好適地とされ、已に棉花試験所が設置されてゐる。現在東埔寨棉と其の他の種類との交配試験中である。

(二) 既に棉花栽培してゐる村が可成ある。

(三) クロイン・タイン線綿工場は近くに在り、棉花輸送に便利である。

(四) 栽培地は高臺平坦地を形成、平均雨量が棉、豆、タバコの栽培に適してゐる。

尙別報によればスワンカローク縣スリサムンク縣にも近く棉花組合栽培地を設立する由である。(十月十六日)

日用品小賣値の公定價格發表

去る九月十四日經濟省ではコンミューニケを發表、歐洲戰爭につけ込み商品の値上りを待つべく、商品の賣惜しみに對し警告を發した。盤谷ドンブリー縣地方物價統制委員會では、此の様な事實が續き、取締令を犯すやうであれば、該規定によつてどしどし悪徳商人を取締るべく其の調査に取掛つた。此の規定に依ると違反者は五〇〇銖以下の科料乃至六ヶ月以内の禁錮に處せられる。十三日の物價統制委員會の席上、其の筋の調査によれば市場の商品は何れも五割より二十割方の騰貴を示してゐると報告があつた。委員會では最近告示された全商品の小賣値を定め、經濟省に於ける物價統制中央委員

會に提出した。此の公定價格表は正式に認められ直に發表されたが、其に依れば綿布、ミルク、砂糖、藥品、紙及紙製品、文房具の六種目は八月三十日發表の價格の夫々一割を越えざることゝ規定された。石油類の公定價格は一立に就ベンチン二十士丹、燈用石油十六士丹、ソーラーオイル九銖三十四士丹、重油八銖九六士丹である。又縣當局では暴利取締令公布と共に一流輸入業者代表を招き種々懇談し、其の協力を求めたが、輸入品には戰時運賃の騰貴と保険引上げにより已むなく値上りとなるものもあると云ふ、紙製品等は各國の戰時禁制品となつたため十割乃至二十割、文房具は三割方騰貴したといふ。藥品類の騰貴率は八分乃至二割方である。一般には暴利取締委員會で發表の公定價格では到底營業が不可能であるといふ。此れは旬日にして手持品を手離せば其の後の入荷商品は當然値上げ後の運賃保險等を含む新價格によつて取引されねばならぬからである。然し當局も一般商人の困難は重々承知であり、此の公定價格も九月一杯にとどめ其の後は更に新公定價格を發表する意向であると説明した。

(十月十七日)

タイ英條約に印度も加入す

ニューデリーに達した情報に依ると、タイ政府は一九三七年十一月二十三日に盤谷に於て調印を見た、タイ英通商航海條約に印度を加入せしめる事を承認し、右の結果印度に駐在するタイ領事館は其の地位如何を問はず、開港場にのみ制定される事とならう。印度の條約加入は一九三九年六月二十三日より效力を發す。（十月十七日）

家畜屠殺數

農務水産局の發表によると、盤谷、ドンブリー兩市一日の豚屠殺數は五〇〇頭を下らず、其の他の全國地方消費は一日一、一〇〇頭以上で、之を價格に換算すると一ヶ年消費額は八、〇〇〇、〇〇〇銖餘に上り、一方數十萬銖の豚を輸出してゐる。牛の全國屠殺數は一日四〇〇頭を下らず一ヶ年の價格は二、〇〇〇、〇〇〇銖以上となる。牛の國內現存數は價格にして一、一〇〇萬乃至一、二〇〇萬銖で毎年の輸出額は二、七〇〇、〇〇〇銖内外である。牛の飼育試験場はナコーンラチャシマ、コーンケーンの二ヶ所に設立されてゐるが、近く南部地方に一ヶ所設立の豫定である。豚に對してはソン

クラ、チェンマイの二ヶ所に試験場があり好成績を擧げてゐる。（十月十九日）

タイ佛印間の國際列車通過せん（タイ佛印鐵道連絡協定）

多年宿望であつた盤谷—西貢間、其の他佛印重要都市との國際直通急行列車開通問題は、タイ及佛印兩國政府間の意見一致し近き將來に實現することゝなつた。本協定に依ればタイ國鐵道はアランヤ・プラデスより佛印國境迄延長し同時に佛印政府はモンゴルよりタイ國との國境迄約五十軒の鐵道を敷設するもので、遂からず完成の見込である。此れに關しタイ國宣傳局は昨十八日次のコンミュニケを發表した。

鐵道は通商貿易、觀光事業發展上重要な一要素であり又最も經費を要せざる長距離間の運輸機關である。タイ國及び佛印兩國政府は兩國々境に於て兩國鐵道を連絡すべく共通政策の實現に就き多年努力して來た。

タイ國は二十年前アランヤ・プラデス迄東部線を完成してゐるが、今回佛印政府はブノンペンよりバットンポンを経てモンゴルブリを終點とする鐵道を延長しタイ國側と接続せんとするもので、タイ政府の立案により兩國政府代表

者にて商議を進め主要點に於て殆んど意見一致するに至つた。（十月十九日）

燃料難に日本側の支援を求む

盤谷に於ける英系エシアティック・ヴァキニム・オイル・カンパニー米系スタンダード・オイル・カンパニーは近時ガソリンの不足につけ込み、暴利を貪ること甚しく、タイ國は燃料難に襲はれ、此の對策として日本製油界に支援方を依頼し來つたので、大阪藤永田造船所では同國の製油業に乗出す事となり内地から製油技師一名職工二百名を派遣した。目下製油會社の工事は着々進捗し十二月迄には完成の見込である。（十月二十日）

ドンブリー市の人口

佛曆二四八一年末（一九三九年三月）の調査によるとドンブリー市の人口は男子六三、〇一八名女子五四、六九九名、計一一七、七二七名で、一年間の増加は男子二、八九七名、女子二、二八〇名、計五、一七七名である。（十月二十日）

スアバ團所有財産少年團に移管案

スアバ團運動はラマ六世の御代に興つたもので、プラチャ

ティボック王の御代に勅令を公布して、其の財産中現金のみを少年團移管となしたのであるが、其の他のものは未だ名儀の變更が行はれてゐなかつたのである。

此所に於て殘餘の部分も全部少年團の名儀とする案が、政府によつて人民議會に提案され第三讀會を通過した。（十月二十日）

本年度米作は平年作

タイ國に於ける本年度米作柄報告は次の通りである。

| | 本年度 | 作年同期 | 比較 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 全耕作面積 | 三、九八八、八九畝 | 三、〇六三、三六畝 | 増八二五、五三〇畝 |
| 天候其他により被害面積 | 二、三六五、〇六畝 | 三、六六六、一八畝 | |
| 同全面積の比較 | (一〇・七九%) | (二二・六六%) | |

本年は收穫面積一九、五五三、八三三畝にして稻の七五、三九四、三七八擔の産出となつた。本年度の全耕面積は昨年に比して約五三四、〇四七擔の減少を示したが本年度の全耕面積は多少廣く、被害も僅少であつた全國の平均畝當り收量三・八五擔前年は四・一三擔で概して本年は平年作であつた。（十月二十一日）

ウッタラデットに砂糖工場

ランパンの砂糖工場一日の製糖能力は三〇〇噸であるが現在タイ國內の甘蔗栽培量は一日五〇〇噸以上の能力ある工場を必要とし、將來益々増加の傾向にある爲、政府は近くウッタラデットに一五〇萬銖の資本金を以て新たに製糖工場を建設することゝなつた。

右の地が選定せられたのは同地方が土地を開拓し盛んに甘蔗を栽培してゐるからである。

（註）ウッタラデットは北部鐵道ランパンの南方にある。

（十月二十二日）

タバコ類の公定價格

大藏省主税局長は煙草條例第十二、十三條に基き歐洲大戰後輸入の各種煙草最高價格を九月一日以前の公定價格の一五%とすべき旨發表した。尙戦後輸入のものは外装に赤色收入印紙を貼布し、戦前輸入のものは青黒色の印紙を貼布すべしと。（十月二十二日）

本年四月より九月迄の貿易概況

税關報告に依れば本年九月の輸入額は二八、〇六七、五八

六銖で内二〇、八七七、五一七銖は政府の金地金及貨幣輸入額である。輸出額は一一、三三八、五八三銖。

本年四月より九月迄の貿易を前年同期と比較すれば次の如し。

| | |
|-------|------------------------|
| 本年度輸入 | 一五、五五九、二六五銖 |
| （内） | 六四、八三三、八九七（政府の金地金貨幣輸入） |
| 輸出 | 六、七五三、一八三 |
| 前年度輸入 | 四九、〇三三、五九〇 |
| 輸出 | 八〇、八三〇、九三二 |
| （内） | 三三、七四三、三〇〇（政府のタイ銀貨輸出） |

（十月二十四日）

今年の米作狀況

今年度米作狀況を昨年度と比較すれば左の如し。

| | | |
|----------|---------------|---------------|
| 米作面積（ナイ） | 本年 一六、二六七、三〇〇 | 前年 一六、一八〇、〇三三 |
| 水害面積（同） | 本年 九八二、四九〇 | 前年 八九三、九三〇 |
| 最良（地方） | 本年 一八〇 | 前年 三六〇 |
| 作柄 | 本年 良（同） 三九〇 | 前年 良（同） 三九〇 |
| | 本年 不良（同） 二〇 | 前年 不良（同） 二〇 |

（十月二十五日）

豫備兵短期訓練に召集さる

五〇萬銖の特別支出を認められたが、近く工事に着手する筈。

（イ）經濟省は閣議の決定に基き豫て資本金一、〇〇〇、〇〇〇銖のゴム工場計畫中の處、近く計畫完成の上閣議に附し承認を求めらる由。

（ロ）政府は一五〇萬銖を以てウッタラデットに製糖工場を建設すべく考慮中と傳へられる。尙ランパン工場擴張の爲注文の機械は到着が遅延する見込である。

目下ランパン工場の一日の製糖能力は三〇〇噸である。（十月二十六日）

盤谷十月の市況

歐洲及支那貨の輸入難の加はるに連れ邦品の買漁りがある爲に、在留邦商は滞貨を九月中に全く一掃した状態であるが本邦商品界一齊の暴騰に織物類の如きは二割乃至二割五分の逆鞘を呈し、本邦品の先物約定は茲に一頓挫を來した。然るに十月中旬、下旬に亘る入貨の減少に依つて必然的に市價を刺戟し、就中織物類の如きは需要期に向つたのと逆鞘も一割見當に縮少したのとに依り、先物に對する引合漸増を見て、

佛曆二四七八年入隊同八十年末除隊の豫備兵は、來る十二月十五日より二十日間教育召集を受ける事となつた。尙此の他の豫備兵も短期現役復歸が行はれるものと思はれ、近く發令を見るであらう。

産業諸計畫

（一）水力發電計畫
經濟省はカンチャナブリーに約三〇〇萬銖を投じて水力發電工事を行ふ由。尙其の計畫はナコーン・サワン、ピサヌローク、アユティヤにも同一計畫を適用し得るや考慮する筈。

（二）新工場續々計畫せらる
（イ）國防省は北部地方に食糧品罐詰工場を設立すべく計畫中である。
（ロ）政府はピサヌロークに製紙工場を建設すべく設立費二

の成約を豫想さるゝに至つた。

染天竺、細布生地、染ポプリン、綿糸の如きは品薄のため騰貴率最も甚しく其の他織物類も多少の値上りを示しつつあり、一般雜貨類も漸次先物約定を見つゝあるだけでなく、ミルク、其の他食料品も亦大口の商談目下進行中の模様である。タイ米は今次の大戦前に比べて當月に入つては一割乃至一割五分高を演じただけでなく、其の他一般土産品も亦長期戦を見越し旁々一路漸騰の傾向を辿つて居る。(十月二十六日)

タイ佛印間國際列車第二報

兩國連絡直通列車の建設に關し、佛印當局は本年末迄のモングルブリよりタイ國との國境迄の鐵道敷設を完了せしむべしとの事であり、一方タイ側はアランヤ・プラデスより國境迄の鐵道建設工事を來年初迄には開始する由である。

(十月二十八日)

タイ國商船隊建造計畫

タイ國政府はタイ國と新嘉坡、香港、日本等近隣諸國間に貨客を輸送する商船々隊建造の急務なるを痛感し、ルワン・シン・ソククラームチャイ海軍少將(現文部大臣、兼海軍々

令部長)を本件審査委員長に任命した。

同氏が任命せらるゝに至つた事情に就いては、政府が計畫して居る右の商船々隊はタイ國海軍部の管轄下に置かれるからで、一方貨客運輸の方面は經濟省の管轄となる。

政府に於ては本計畫の實現を急いで居るが特別豫算を編成して實際事業に着手する迄には少くとも一箇年を要し之が實現には最低五箇年を要する見込である。

因みに海軍部に於ては商船用として多くの船舶を貸與する用意あるとの事である。(十月二十八日)

國內航空事情

航空輸送事業は經濟省民間航空部主管であるが、同國航空法によつて一般航空取締は國防省が責任を持つてゐる。

航空輸送は泰國航空輸送會社の獨占であるが、同會社は一九三一年八月創立されたもので、營業航空路次の通り。

- (一) コラト——ロイエット——マハー——サラカム——コングケン——ウドルン間、四〇〇キロ毎週二往復
- (二) ウドルン——ナコン——バンム間、二二〇キロ毎週一往復

既に多少の成約があつただけでなく、十一月中には相當多量

(三) ウドルン——ノーンカイ間、五十キロ毎週往復

以上合計六十七キロ、規模は極めて小さいが創立以來無事故無缺航を誇つて居り、營業成績も着々堅實な發展を遂げ、一九三七、八年度の成績は、飛行距離一三二、八〇〇キロ、郵便物一五、三〇〇キログラム、貨物一、八〇〇吨、旅客六十四人である。(十一月一日)

タイ國總理・藏相英國勳章贈呈

タイ國總理ルアン・ピボンソクラム及び大藏大臣ルアン・ブラデイト・マヌダムは夫々英國皇帝より G. C. M. G (Knight Grand of st. Michael and st. Gargie) 勳章を贈呈された由。(十一月二日)

錫、鐵鋼に關するコンセッション入札

本紙の入手せる情報に依れば、政府は南部タイ、クラビー地方の錫鑛採掘、製鐵、製鋼事業コンセッション許與に對する入札を行ふに決した由。政府は本件に關し已に委員を任命したが、封緘入札は一九四〇年三月二十五日午前十時農務省に於て委員に提出すべく、入札者は供託金五〇〇銖を要すと。

一九三九年タイ國政治經濟情勢(十一月)

尙コンセッションに對する料金及諸條件は鑛務案内所に問合すべしとの事なり。(十一月三日)

囚人工場擴張案

十一月三日タイ・ラスドル紙所報に依ると、刑務局は全國各刑務所の囚人工場大擴張計畫中で、各工場は約九十名の囚人を従業せしめ得るやうにし、地方向きの品を生産する由。現在の囚人工場は年一〇〇、〇〇〇銖以上の收入を擧げてゐるが、擴張が行はるれば収益も増加するものと思はる。當局では試験的に行つた囚人工場が成功を見たので、今回之が擴張に乗出したものである。(十一月三日)

八皇帝の記念像建立計畫

此の程八英主の記念像建立案が閣議を通過し、近く左記各地に建設さるゝこととなつた。

- プロム・マハラヂ皇帝像 チエンマイ縣フアン郡
- クン・ラム・カムハエン皇帝像 スコタイ
- ウソン皇帝像 アユチユヤ
- トライ・ロカナード皇帝像 ビサヌローク
- ナンスアン皇帝像 アユティヤ

ナライ大帝像 ロブリー
 タク・シン皇帝像 ドンブリ
 ラマ六世像 バンコック

着工は本年末の豫定。(十一月四日)

海軍給油艦を燃料局に移管

海軍給油艦サムイ號(一九三六年進水、一八五四噸)は近く海軍より燃料局に移管さるゝ筈で、ルアン・ヴィセス・サゴーン少佐は船長として居残り、其の他の船員は豫備海軍々人中の志願者を以て補充する豫定。

尙外に目下二油槽船が海軍ドックで建造中である。

因に右の内第一船は去る一日起工式舉行、排水量、三〇〇噸、長三一・六米、幅五・九四米、油搭載量一五〇噸。

(十一月五日)

メナム河口の浚渫機運轉

新着浚渫機の試運轉は近く、クラ・コム・クラオ港前面に於て行はるべく、先づ本機を以て淺瀬を二十三呎迄掘下ぐる筈。

浚渫機と共に和蘭から來着した和蘭人技師は作業監督の爲六ヶ月間滞在の豫定である。

尙他の小型浚渫機二機は大戦勃發の爲、完成遅延する見込だから、フラ・カノンの新港建設も従つて多少遅るゝことゝなるが、浚渫作業は直ぐ開始さるゝので、佛曆二四八四年末(一九四一年三月)迄には新港を使用し得るに至るべしと。

(十一月五日)

新發電所建設計畫

十月二十一日閣議に於て水力電氣發電所建設の計畫が決議された。

之はカンブリー縣に設けられた經濟省の監督下におかれ既に工費約三、〇〇〇、〇〇〇銖を計上されてゐる。

この水力發電所は主としてナコーンサワン、ピサヌローク、アユチャヤ地方へ供給を行ふ目的である。(十一月七日)

海外留學生統計

國防省在外研究員並に私費留學生を除き目下官費在外研究生は一五五に達する。

又私費留學生にして政府の監督下にあるものは二七一といはれる。これを國別に分れば次の通りである。

官費生

| | | | |
|----------|-----|------|----|
| 在英 | 五二 | 米 | 五一 |
| 比 | 二〇 | 日 | 一四 |
| 佛 | 一三 | 獨逸 | 一 |
| 白耳義 | 一 | 瑞典 | 一 |
| 印度支那 | 一 | 印 | 一 |
| 政府監督下私費生 | | | |
| 在比律賓 | 一四四 | 日 | 五四 |
| 英 | 二九 | 佛 | 一七 |
| 米 | 七 | 支那印度 | 四 |
| 香港 | 四 | 伊太利 | 三 |
| 白耳義 | 一 | | |

(十一月七日)

九月來現在タイ米植付狀況

九月末現在の總耕地面積は前年同期の一六、一九〇、一〇三味に比し一六、二二六、七三〇味で、二六、六二七味の増加を示してゐる。この洪水、旱害、虫害其他による被害面積は前年同期の八九二、九二八味に比し、九八二、四九〇味で、八九、五六二味の増加である。本年の被害は主として洪水によるものである。

一般に現在米作植付狀況は好成績と看做され相當良好なる縣二十九(前年は三十三)不良なる縣十一(前年一)と報告

一九三九年タイ國政治經濟情勢(十一月)

されてゐる。(十一月八日)

カンチャナブリーに水力發電所

經濟省は盤谷の西北約一二〇軒に在る、メクロン河の中流に位するカンチャナブリーに水力發電所を設立することに決し、現に農務省農務局並に灌漑局との間に右の計畫に關し協議が進められて居る。

今回設立を見んとする發電所はメクロンの水流を利用し、資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇銖乃至二二、〇〇〇、〇〇〇銖を以つて南方半島部諸縣より、北はピサヌローク縣に及ぶ廣汎な地域に水力電氣を供給せんとするもので、外國より機械を購入し、技術的援助をも仰いで明年度より起工に着手する由である。

因にタイ電燈會社(白耳義資本約六十%を占め、資本金二二、五六三、二〇〇銖、發電能力一五、〇〇〇キロワット)が盤谷市に對する給電は料金極めて高く、電燈用としては一キロワット二十五士丹(約三十錢)であつて政府と會社との間に値下げに關する協議が進められ、一箇年に一士丹宛切下げ、五箇年目に二十士丹に低減する模様である。

(十一月八日)

アユティヤ再建計畫

數百萬銖を以てする舊都アユティヤの再建計畫は目下立案中である。計畫によると内務省の特別道路計畫に基き盤谷—アユティヤ間に道路を敷設し、縣廳を新築して諸大王の銅像を廳舎前に立て、歴史的價値ある諸地點の保存法を講ずると共に男女學校の新築、病院の擴張、橋梁の再建等が見込まれてゐる。尙大藏省はアユティヤに大蒸溜所を設置すべく目下舊兵舎を改造中。(十一月九日)

タイ米の購買制限並に油類の消費節約

ピン首相は各縣知事に通牒を發し、知事並に郡長は農民が一時に粗又は玄米を賣拂はないやう勸告、指導すべき旨を命じた。右は世界政局の不安定な今日米が重要物資として、各國共に之が貯蓄に狂奔しつゝある爲、將來米價奔騰する事あるべきを慮り、農民及び大衆が迷惑せざるやう適當の時期に米を處分せんことを希望するの主旨に出でたものである。他方國防省燃料局は告示を發し、「過去數箇月に亘り、同局が一般民衆に對して、油類の無制限の需要に應じ來つたが、歐

洲の動亂に鑑み、消費者は如何なる場合にも油の消費を極度に節約して自己を救ひ、國家の財政を安固ならしむるやう努むべきである旨通告した。(十一月十日)

小學校教員採用

文部省は教育計畫促進の見地から本年末迄に小學校及市民學校教員として、新に一二、〇〇〇人の教員を採用する由。尙本年四月一日以降九月末日迄に、文部省が小學校令に基き取扱つた件數は、五、五一三件で、内譯次の通り。

| | | |
|---------------|------------|-------|
| (一) 認可 | 所有者 | 五九件 |
| | 管理 人 | 九三〇 |
| | 校長 | 二二〇 |
| | 教 員 | 一、三六一 |
| | 管理 人變更 | 四〇〇 |
| | 校長又は教員變更 | 一、五五九 |
| | 閉 校 | 九一 |
| | 校 名 變 更 | 六七 |
| (二) 不認可 | 所有者管理 人 | 三八 |
| (三) 認許取消 | 所 有 者 | 八九 |
| | 管理 人、校長、教員 | 一五二 |
| (四) 警察當局の取扱件數 | | 四四 |

(十一月十日)

輸出入統制法實施

去る十一月二十六日公布せられたるタイ國輸出入統制法の目的は公衆の利益及生活安定を計る爲に、或る種の商品の輸出入を統制しやうとするものである。即ち今後は輸出入禁止制限又は割當等の細目に就て必要に應じ經濟省令を發し即日實施しやうとするものである。右細目に關しては統制法公布以來審議を重ねつゝあるが、國際情勢の見透難と統制を必要とする緊急事實が発生しない等の理由により未だ何等の決定を見るに至つて居らない。政府側の意圖する處は曩に發動を見た暴利取締令が失敗に終り、中止の已むなきに至つたので此の統制法をして所謂傳家の寶刀ならしめ、以て國內物貨の安定を計ることに主點を置いて居る。故に新嘉坡又は蘭印で執られた様に本國の戦時必要物資を確保する爲の緊急措置として已むを得ず輸出入禁止及び制限令を發動したるものとは全く其の事情を異にするものである。(十一月十一日)

タイ國に於ける錫及ゴム割當率

國際錫統制委員會が再度第十七次割當期間即ち最近三箇月

間の割當増加を許可せし爲に、此の割當期間に對する採礦許可を有する錫生産業者は個々の割當量の更に二十%の生産割當増加の資格を有する事となる。此の附加割當が有効と成る以前に、許可證所持者は先づ産地に於いて鑛業官憲に依りて裏書きされたる許可證を取得せねばならぬと農務大臣は官報を以て告示して居る。

護謨割當

農務大臣は佛曆二四八一年の護謨統制法第二十二條に従ひ官報に次の如き告示を發表して居る。

即ち佛曆二四八二年(一九四〇年)一月一日から佛曆二四八三年(一九四〇年)十二月三十一日迄の第六次割當期間は二期に分割されるであらう。

第一期は佛曆二四八二年一月一日から八三年六月三十日迄
第二期は七月一日から佛曆二四八三年十二月三十一日迄繼續する。

此の第六次割當期間に於ける各種農園の査定總額は五八、四六八噸である。然し國際護謨統制協定の下に於けるタイ國輸出割當許可量は乾燥護謨四一、〇〇〇噸以上即ち査定總額

の七〇・一二％である。

従つて此の勘定で行けば第六次割當期間の第一期の販賣に對する護謄生産割當は各農園の査定量の三十五％に決定されて居る。（十一月十三日）

盤谷及ドンブリー市の水道

内務省土木局盤谷水道課の水道事業は去る十月一日、五、二〇〇、〇〇〇銖で市に譲渡され、市は本年度四〇〇、〇〇〇銖を支拂ひ、爾後毎年三〇、〇〇〇銖づゝの濟し崩し、利率二分五厘、十六ヶ年で皆済の豫定。

市當局は目下水道料金の引下其他改良計畫立案中と傳へられる。

尙別報によれば内務省はドンブリー市當局より提出された同水道計畫に對する公債發行に關し大藏省と商議中で、近く認可を見る筈の由。（十一月十三日）

電力料金協定成立す

官營發電所（A）とタイ電氣株式會社（B）との間に商議中なりし電力料金引下問題は去る二十一日協定成立し、十二月一日より實施。新料金は次の如し。

一、電燈料金

| | |
|-------------------|--------|
| (A) 五〇〇キロ迄一キロにつき、 | 二〇サタイン |
| (B) 同 | 同 |
| 一九三九年十二月一日より | 二四サタイン |
| 一九四〇年十二月一日より | 二三サタイン |
| 一九四一年十二月一日より | 二二サタイン |
| 一九四二年十二月一日より | 二一サタイン |
| 一九四三年十二月一日より | 二〇サタイン |

二、動力用低電壓電流料金

| | |
|--------------------|--------|
| (A) 一〇〇〇キロ迄一キロにつき、 | 一二サタイン |
| (B) 同 | 一三サタイン |

三、動力用高電壓電流料金

| | |
|--------------------|--------|
| (A) 一〇〇〇キロ迄一キロにつき、 | 一一サタイン |
| (B) 同 | 一二サタイン |

四、冷蔵庫及電熱器用電流料金

| | |
|---------------------------|--------|
| (A) 一〇〇〇キロ迄一キロにつき、 | 一〇サタイン |
| (B) 右と同一料金となる迄毎年一サタイン宛引下ぐ | |

（十一月十五日）

刑務所の収入

國內六十八ヶ所の刑務所から得た佛曆二四八一年度（一九

三九年三月迄）の政府収入は一五、一二六、八七二銖であつたが、刑務所工業増進計畫が實現すれば更に収入増加を期待せられる。

同年度中盤谷輕罪刑務所は囚人二、三一〇名で収入二〇、〇〇〇銖、ナコーンスリタラマヂ刑務所は囚人五三〇名で一七〇〇〇銖を擧げた。其他、収入の多かつた所はナコーン・サワン刑務所、チャムボン刑務所等である。

（十一月十五日）

自一月至八月米穀輸出

政府統計によれば自一月一日至八月十五日盤谷港よりの輸出高は一、一三六、四九〇噸で、前年同期より一四〇、〇九八噸の増加である。

主なる仕向地次の通り。

| 仕向地 | 數量(噸) |
|-------|---------|
| ✓新嘉坡 | 四六一、八八五 |
| ✓香港 | 二〇一、四八五 |
| ✓暹羅 | 六二、三二〇 |
| ✓其他歐洲 | 一一〇、八四五 |
| ✓馬 | 四六、〇九八 |

一九三九年タイ國政治經濟情勢（十一月）

尙本年度の輸出可能量は約一、七〇〇、〇〇〇噸で、前年度より二〇〇、〇〇〇噸少いが、米價騰貴で輸出價額は減少しない見込。（十一月廿日）

サムロー（三輪自動車）にモーターを

勞働狀況調査委員會は最近サムローの車夫に對する意見を政府に提出する筈で、それに依ると車夫の大部分はペダルを踏むのが過勞で其の結果病氣となるから、普通のサムローは廢止せねばならぬ。又政府はサムローの所有者にモーター機械を裝備せしむる爲に必要な補助を與ふべしとしてゐる。

（十一月廿日）

中華總商會主席廳蟻光炎凶彈に斃る

中華總商會主席にして、國民政府僑務委員會委員、廣東省參議會參議の肩書を持ち在泰華僑中の最有力者たる蟻光炎は昨二十一日午後十時半頃盤谷市ヤワラー街所在の廣洲戲院に於て觀劇後、表に出た處を一兎徒のため、拳銃を以て狙撃され彈丸頭部に命中即死した。

同所は盤谷一の盛場にして、人の出盛り時間なるため、犯人は混雜に紛れ逸早く逃走未だ逮捕するに至らず、當局は躍

起となつてゐる。

原因は未だ不明なるも、巷間傳ふる處に據れば過般昆明に於て、國民政府要人に確約を與へたる獻金募集問題に絡み、歸泰後の同氏の動向に飽き足らぬ急進派の策動と云ひ、又最近國民政府内部の對立激化に依るとも云はれてゐるが、他面曩に兇弾に斃れた吳佐南(有力華僑にして陳守明の岳父)の死は蟻氏の指令に基くものとされ、その報復とも云はれてゐる。因に蟻光炎は廣東省潮州縣澄海南平州の出身にして、在泰四十年餘苦力より現在の地位を捷ち得た人で、その財百五十萬と稱せられ、六順界駁載航船業及廣興利精米所其他二三を經營してゐる。

嘗ては三井の御用運送店たりし事もあり、事變勃發と共に排日の巨頭として重きをなしてゐた。(十一月廿二日)

中華總商會主席後任決る

去る二十一日夜兇弾に斃れた中華總商會主席蟻光炎の後任決定委員會は、昨二十三日午後一時より、同會館樓上に於いて全委員出席、選舉投票を行った結果、左記得票を以て現財政委員陳梧賓が當選、即日主席に就任した。

陳梧賓(九票) 陳景川(六票) 馮爾和(一票) 現副主席、因に新主席として、場せる陳梧賓氏は廣東省潮州縣南洋郷の出身にして來泰後約三十五年徒手空拳今日を成す。即ち長安保險有限公司總理として當地保險協會の會長を務め、他面祐隆網布店を經營し、財産三十萬銖と稱せらる。タイ語は極めて流暢なるも英語は不解。交際上手にして手腕家、政治家肌。蔣介石の信徒である。(十一月廿四日)

盤谷港貿易狀況

次に掲げる數字は十一月中に於ける盤谷港の輸出入高を示す。輸入總額は二八、〇六七、五八六銖で前年同月に於ては七、九六三、一七一銖であつた。四月乃至十一月の輸入合計は、一一五、五五九、二六五銖で、前年同期に在つては、四九、〇六二、五二九銖であつた。この十一月中に於ける輸入激増は政府の二〇、八七七、五一七銖に上る地金及び貨幣の輸入に因るもので、右を控除するときは本年十一月中の輸入は前年同月に比し、七七三、一〇二銖減となる。

輸出總額は一一、三三八、五八三銖で前年同期に在つては三〇、七〇二、五八五銖であつた。四月以降の輸出合計は六

二、七六五、一八二銖で前年同期に於ては八〇、八二〇、九三二であつた。但し、昨年十一月の輸出額中には二二、一七四、二二〇銖に上る銖貨の輸出が加算せられて居るから右を差引けば、本年十一月中の輸出は昨年同月に比し、二、八一〇、二〇八の増加を示してゐる。(十二月一日)

タイ米穀會社増資

確實なる情報によればタイ米穀株式會社は資本を五〇〇、〇〇〇銖から一、五〇〇、〇〇〇銖に増資せらるゝ由。

(十二月一日)

新聞紙復活と創刊

バラサブ紙と共に一時休刊してゐたタイ・デーリー・ニュースは十二月十日より復活する由。又タイ・スミット紙は十二月八日から創刊の豫定、編輯人はナイ・ケムジャチ・ブンヤラタナブンツ氏。(十二月二日)

術科大學新設計畫

政府後援の下にロブリー縣に術科大學新設の計畫あり、目下資金募集中でコーク・クラチアムの砲兵大隊の近くに在る廣場を敷地に當てる。一説によると軍部の工業及應用醫學校

が新大學に併合されるといふ。

新大學設立の目的は現存大學にない術科で從來外國で學ばねばならなかつた方面の教育を行ふに在る。因に現在海外留學生の經費は全部で年三、〇〇〇、〇〇〇銖以上に上るといふ。(十二月二日)

放送局長變更

放送局は十二月一日より次の如く新波長に變更の旨發表。

新波長 三七・六五米 (七、九六八キロサイクル)
舊波長 三一・五五米 (九、五一〇キロサイクル)

但し月曜日のみは一五・七七米(一九、〇二〇キロサイクル)を使用。(十二月二日)

日タイ兩國聯絡飛行

南方の國際ライン盤谷への定期航空は明年二月一日から大日本航空により一週一往復の定期旅客飛行を實施することゝなつた。この南方ルートは昭和十一年臺北、盤谷間定期航空として計畫され、同年以降十箇年即ち昭和二十年度までの豫算七百四十八萬圓を計上、うち四割が臺灣總督府負擔、残り六割が逕信省の負擔として即時實施の豫定であつたが、國際

情勢その他により現在まで延期されてゐたものである。もつとも現在では當時と事情を全く一變し、殊に内臺定期に於ける機材不足の現象が新たな關聯を持つに至つたので、この際最初のプランを一擲して路線も東京、盤谷間に改訂、或は内臺間路線の重複を避けるため東京から海を經由して、臺北、盤谷間を連絡するといつた廣大なものならうとみられる。かくて豫算も再編成を見るのであるまいかと、逓信部當局では中央からの公式通報を萬事俟つこととして目下待機の姿勢にある。（十二月三日）

特別公判判決

去る一月末、發覺され一齊檢舉の肅清に見舞はれた革新政府顧問、王黨派復活陰謀の關係者五十餘名の特別公判は久しきに亘つて行はれ來つたが、十一月二十三日その判決が政府宣傳局の手で發表された。これによると死刑十八名、無期禁錮二十二名、檢事論告求刑で死刑のもので無期禁錮に減刑のもの三名、計四十三名である。尙無罪放免となつたものがこの他に七名あり。

死刑宣告者の中には首相暗殺未遂者ナイリープンター、プ

ラスラロナット中佐、盤谷選出代議士ナイナン・タララクサーナ中尉、その他ラヂャブリー軍團指揮官等々多數の將官が加つてゐる。死刑より無期禁錮に減刑されたものはチャイナート親王、ピヤテワハースチン少將、ルオンチャハナニュータシルバ大佐（元經濟次官）の三名である。

無期禁錮宣告者の中にはナイラマイチエームソムブーン、ナイマネーマテイワット、ルオンバクテイブーミツバグ大尉をはじめ、ピヤリソテイアガネーの息、チャラオ・エマシリ大尉、一度は無罪となつたルオンシリラチサピヤ、スマツソングラム等現代議士、元代議士、元大臣、元縣知事等が含まれてゐる。

特別公判の詳細は宣傳局より小冊子となつて發行され二百三十頁に亘つてゐる。特別公判の判決は毎日午前九時より午後三時まで續行され、前後二日半を費して判決が讀み渡された。

死刑宣告者十八名は攝政委員會議に恩赦を請願してきたが結局之も許されねば旬日ならずして刑の執行があるものと云はれてゐる。十八名は共にバンクワン刑務所に收容されてゐる。

る。尙死刑、終身禁錮者等は皆位階勳等を剝奪されたと公表された。

其の後宣傳局の報導によれば攝政會議では前記の歎願書を正當なる理由なしと認めて却下したため特別公判の判決通り十八名の死刑宣告者は豫定通り十二月三日午前六時死刑を執行されたと云ふ。（十二月三日）

輸出入統制法實施

去る十一月二十六日公布されたタイ國輸出入統制法の目的は、公衆の利益及生活安定を圖る爲に或種商品の輸出入を統制しやうとするもので、輸出入禁止制限又は割當の細目に就ては、今後必要に應じ經濟省令を發布し、即日實施しやうとするものである。右細目に關しては統制法公布以來審議を重ねつゝあるが、國際情勢の見透難と統制を必要とする緊急事項が發生しない等の理由により、未だ何等の決定を見るに至つてゐない。

政府側の意圖する處は曩に發動を見た暴利取締令が失敗に終り、中止の已むなきに至つたので、此の統制法をして所謂傳家の寶刀たらしめ、以て國內物價の安定を圖ることに主點

を置いてゐる。故に新嘉坡又は蘭印で執られた様に本國の戰時必要物資を確保する爲の緊急措置として、已むを得ず輸出入禁止及制限令を發動しだものとは全く其の事情を異にするものである。（十二月五日）

一九三九年度米輸出一七〇萬噸に達す

信すべき筋の報道によれば輸出向け米は九〇〇、〇〇〇噸に對して約一、七〇〇、〇〇〇噸となるであらう。而して本年度の輸出數量は前年度以下であるが、輸出價格は米價の値上りの點からみて決して下落しては居らないと。

（十二月六日）

タイ國人口毎年五十萬以上の増加

衛生局の發表によれば佛曆二四八一年迄最近十年間に於ける當國の毎年平均増加数は、その前の十年間の増加數三十五萬九千に對して五十萬以上に上ると。

又タイ國の出生率は諸外國と尤に比肩することが出來、即ち二四八〇年に盤谷及トンブリーのみの出生率は千に對する四〇・八で同期間モスコ二八・五、ラングーン二七・一、ベルリン一四・一、倫敦一三・六、紐育一三・五及巴里一一・

五であつた。盤谷及トンブリーの二四八〇年の死亡率は千に對する一六で緬甸に就いては一六・八、日本はそれに近似數を示して居る。

タイ國に於ける幼兒死亡率（一歳未満）は最近十年間に千に對して九一・六であり、日本に於ては一〇七、伊太利一〇一、佛國六九、獨逸六八、英蘭ウエールス五七、瑞典四七である。（十二月七日）

ウタラテイト製糖工場の新設

政府はウタラテイトに新たに製糖工場を設ける意向で、之が操業は明年十二月開始の豫定である。既にこの計畫のため經濟省に三、〇〇〇、〇〇〇銖の貸付が許可されてゐると云はれる。一方經濟省ではスバンブリー、ナコンパトム、チムブリー等に廣く調査團を派遣したが、原料の甘蔗の豊富などから、ウタラテイトを候補地と決定したものである。又附近には未開墾の地も多く容易に甘蔗園となし得る便宜もある。同地方は棉花の栽培も盛であるが、棉花栽培業者は棉花と甘蔗を交互に容易に栽培し得る筈で、この輪作は作物のためにも好結果をもたらすものである。

貸付金三、〇〇〇、〇〇〇銖は國內工業奨励のため内債にて充當する豫定である。

新設工場の機械類は米國に注文することに決定した。近次國內の砂糖消費量もともに増加したため新規工場では最低日に八〇〇噸乃至一、〇〇〇噸、最高一、二〇〇噸乃至一、五〇〇噸の生産能力を擧げることゝならう。現存工場では日産四〇〇噸乃至六〇〇噸の能力を擧げてゐるに過ぎない。（十二月九日）

首相時局談

去る六日記者團との月例会見席上、記者の質問に對する首相談要旨左の如し。

- 一、支那政府に條約を締結するのは賢明の策ではない。從來タイ政府に對しかゝる公式交渉を行ふべき要望もなかつた然し條約が締結されてをれば、タイ人と支那人とは區別出来ない程混淆してゐるから大きな困難が横はるであらう。
- 二、目下東京に於て西班牙との修好通商條約締結がタイ、西班牙兩國當事者間に交渉中で順調に進行してゐる。
- 三、十二月の議會は開かない。以前は會計年度の關係上十

感謝してゐる。（十二月九日）

政府管理の製材所の新設

泰國政府では新たに製材所を設けるため内債より四〇〇、〇〇〇銖を流用之に充てることゝなつた。之は地方産業開發計畫の一部と目され農務省がその監督に當る筈である。

最初は民間製材所より賃借の形で借受け、經驗者を支配人として傭する意向である。その取扱材木は主としてチークであるが、之を厚板として極く安價に一般に拂下げ建築材料として供するといふ。チークは重要輸出品の一であるが、從來の地方住民の竹と枯葉といふ粗末な住居をこのチーク建築に改めさせるため乗出した事業で、此の製材所は省内の一局課に管轄を委ね早速實行に移さうといふのである。（十二月十二日）

タイへ醫療班派遣

醫學を通じ日泰兩國の親善交驛に貢獻すべく京城帝大醫學部は醫療班派遣につき計畫中の處、教授以下助手等十名より成る一團を愈々一月中旬京城發、一ヶ月の豫定で泰國を訪問する事となつた。一行の盤谷チェンマイの各地で十日間宛滯

二月——三月の議會も必要であつたが、既に會計年度は農作物や氣候其の他の都合から年の半に始めることに殘更された前二回の議會に於て多數の法律が通過發布されたが、未だ之に伴ふ省令を出さず在る省も若干ある。然し次の議會は六月に始まるので夫迄には既發布の法律を實行に移す充分の時間がある。

四、英、佛兩國の採つてゐる海上封鎖に關しては兩國政府から公式通知が來てゐる。封鎖宣言以前に獨逸に發註してゐる輸入品のリストは既に英、佛兩國政府へ送附済である。

五、ロブリーに設立する新大學に對し政府は五〇、〇〇〇銖を提供したが爾餘は寄附金による筈。右五〇、〇〇〇銖は攝政會議から宣傳課に與へられた機密費一〇〇、〇〇〇銖中から支出した。アナンダ・マヒドーン病院擔當の醫學教程は新大學に移すことゝならう。

六、日本との定期航空協定成立に關し、當初英、佛、蘭、獨、日の五ヶ國と同時に交渉を始めたが、英、佛、蘭、獨の四ヶ國とは早く成立し、日本とは最後となつた。友邦日本はタイ國が同國と民間航空協定を結んだ最初の國であるとして

在診療に従事する傍ら、映畫、講演により日本醫學を紹介し
泰國醫學諸團體と交驛を行ふ由。（十二月十五日）

一九四〇年銀行休日表

- 一九四〇年銀行休日は次の通りである。
- 一月一日 新年
- 二月八日、九日 支那新年
- 二月二十三日
- 三月二十二日 復活祭
- 四月一日、二日 泰國新年
- 四月六日
- 五月二十一日
- 六月二十四日 革命紀念日
- 六月二十七日 臨時憲法發布紀念日
- 七月一日 半期休日
- 七月十九日
- 九月二十日 泰國天長節
- 十月一日 泰國半期休日
- 十二月十日 憲法發布紀念日

十二月二十五日 クリスマス （十二月十九日）

輸出向タイ米餘剩

泰國經濟省の發表によれば、泰國に於ける本期米穀生産豫
定全面積は二二、四〇〇、〇〇〇 暎（三、五八四、〇〇〇 へ
クター）にして被害面積は二、四六〇、〇〇〇 暎（三九
四、〇〇〇 へクター）と見られて本期に於ける輸出向餘剩
米穀は 一、六〇〇、〇〇〇 米突噸の豫定だと。
（十二月十九日）

金鑛開發コンセッション

信すべき情報によれば、タイ國內には多數の金鑛が発見せ
られてゐるが、政府當局は目下之等鑛山開發コンセッション
許與の可能性につき考慮中なりといふ。
既に外國會社により開發されつゝあるナラチパス金鑛の外
に、未開發の金鑛はチェンキイ、ランブーン、ベチャブーン
サラブリー、チョンブリー、カンチャナブリー、ラブリー、
ラーイ各縣に發見されてゐる。
何れも試掘は済んでゐるが、正確な埋藏量や開發の能否に
ついては未だ確實にされてゐない。然し全埋藏量は相當にあ

ると信ぜられてゐる。

タイ國は毎年五〇、〇〇〇、〇〇〇 銖に上る鑛産物を輸出
してゐるが、内錫鑛は約四〇、〇〇〇、〇〇〇 銖、金は約一、
五〇〇、〇〇〇 銖、ウオルフラムは五〇〇、〇〇〇 銖で、爾
餘は其の他の鑛物である。

ナラチパスの金鑛コンセッションは佛曆二四七八年（一九
三五年）外國の會社に與へられ、過去數年間其の産額輸出共
に増加してゐる。又同會社は鑛山業の外に附近地域の住民か
ら砂金を購入してゐるが、會社の事業は着々繁榮に向つてゐ
る。（十二月十九日）

全國學校生徒教師統計

本年七月三十一日現在の泰國全土の學校數は一五、三一八
生徒教師の數は夫々一、八〇九、五三四名及五〇、一二七名
である。生徒一、八〇九、五三四名のうち一、五五一、五〇
一名は小學校生徒、六七、三八九名は市立學校生、五三、七
二四名は官立學校生、一三六、九二〇名は私立學校生である。
是等諸生徒を收容する學校は小學校一三、四二二、市立學校
三三〇、官立學校二二六、私立學校一、三四〇である。

教師のうち三九、五九九名は小學校に五、八七一名は私立
學校に、一、九一五名は官立學校に、一、四八二名は市立學
校に奉職してゐる。（十二月廿日）

カンブー水力發電所計畫

カンブーに建設豫定の水力發電所は、南暹一帶は勿論中
部はピサヌローク邊まで送電が可能とされてゐる。此の第一
期工事はおそらく明年末までに着手される豫定で一二、〇〇
〇、〇〇〇 銖程度の豫算が計上されてゐる。

此の計畫については經濟、農務、内務の各省が聯合協議會
を催し、その準備に當つてゐる。（十二月廿二日）

暴利取締令再發動

歐戰勃發と共に泰國政府は國內物價の暴騰を抑止する爲に
暴利取締令を發動したが、凡ゆる生活必需品を外國に仰ぎつ
ゝある泰國として、かゝる不自然な物價政策が果して效を奏
するや否や頗る疑問とされて居た。泰國政府は此の點に鑑る
所があつて十一月に入つて本令の發動を取消し一般業者の自
肅を要望するの態度に變つたのであるが、又最近の物價騰勢
に對しては效果薄となつたので再轉して暴利取締令發動を復

活し、建築材料、飲食料品、農具、煙草等に付ては十二月十日より起算し九十日間市價の限度を超えて取引せざる様布告した。(十二月廿六日)

ロブリーに大學新設

近くロブリーに工業大學が新設される計畫であるが、これは私立であるが或は政府の補助が行はれる模様である。目下はその創立基金募集に全力を注がれてゐるが、敷地も既に現在の砲兵隊附近と決定してゐる。一説によれば國防省管轄の陸軍造兵學校、醫學校等もこの大學に併合されるだらうといふことである。この大學には新たに機械科が設けられるが、この種の學校では初めての企てである。従來當國の大學は收容人員が極めて制限されてゐるところから入學難の結果海外に遊學するもの多く、ために多額の國幣を海外へ流出してゐるのに鑑み、それら入學難解決の一策として新設されるといはれる。泰國人學生の海外遊學費は年一人平均二、〇〇〇銖を下らぬといはれてゐる。(十二月廿六日)

〔備考〕

國貨

一銖(又はチカル)……一〇〇士丹(サタン)

各國貨幣換算率

| | |
|------|------------|
| 一銖 | 一磅英貨 |
| 一〇〇〃 | 一、三四五フラン |
| 〃 | 一九六フラン |
| 〃 | 一五五圓 |
| 〃 | 一二〇ルピー |
| 〃 | 四四ドル五〇セント |
| 〃 | 四四ドル五〇セント |
| 〃 | 一三四ドル五〇セント |
| 〃 | 一四五ドル |
| 〃 | 八九ベツ |
| 〃 | 一一二マーク |
| 〃 | 八八五リラ |
| | ス イ ス |
| | 日 本 |
| | 印 度 |
| | 米 國 |
| | シンガポール |
| | 香 港 |
| | フィリッピン |
| | ド イ ツ |
| | イ タ リ ー |

面積

一畝(ライ)……一反六畝

量

一擔(ピクル)……一〇〇斤……一六貫九九匁七分三厘

昭和十五年三月十日印刷
昭和十五年三月十三日發行

【非賣品】

譯者兼
發行者

三井 夕 一 室
東京市日本橋區室町二丁目一番地・三井三號館

右責任者

宮 原 武 雄

印刷者


三井 夕 一 室
東京市日本橋區室町二丁目一番地・三井三號館

發行所

東京市日本橋區室町二丁目一番地・三井三號館

三井 夕 一 室

振替東京一三四六四六番
電話日本橋(自二二五)一五番
至二二八五番





| |
|-----|
| 799 |
| 42 |

